

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2015年6月23日
【事業年度】	第146期（自2014年4月1日至2015年3月31日）
【会社名】	株式会社小松製作所
【英訳名】	KOMATSU LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大橋 徹二
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目3番6号
【電話番号】	03(5561)2604
【事務連絡者氏名】	管理部長 金川 政彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目3番6号
【電話番号】	03(5561)2604
【事務連絡者氏名】	管理部長 金川 政彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 142 期	第 143 期	第 144 期	第 145 期	第 146 期
決算年月	2011年 3 月	2012年 3 月	2013年 3 月	2014年 3 月	2015年 3 月
売上高(注)2 (百万円)	1,843,127	1,981,763	1,884,991	1,953,657	1,978,676
税引前当期純利益(注)3 (百万円)	219,809	249,609	204,603	242,056	236,074
当社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	150,752	167,041	126,321	159,518	154,009
当社株主に帰属する 当期包括利益 (百万円)	115,320	155,677	225,270	232,959	236,992
株主資本 (百万円)	923,843	1,009,696	1,193,194	1,376,391	1,528,966
純資産額 (百万円)	972,680	1,057,457	1,252,695	1,441,111	1,598,500
総資産額 (百万円)	2,149,137	2,320,529	2,517,857	2,651,556	2,798,407
1株当たり株主資本 (注)4 (円)	954.48	1,060.31	1,252.33	1,443.97	1,622.48
1株当たり当社株主に 帰属する当期純利益 (注)5 (円)	155.77	173.47	132.64	167.36	162.07
潜在株式調整後1株当たり 当社株主に帰属する 当期純利益 (円)	155.66	173.32	132.51	167.18	161.86
株主資本比率 (%)	43.0	43.5	47.4	51.9	54.6
株主資本 当社株主に帰属する 当期純利益率 (%)	17.2	17.3	11.5	12.4	10.6
株価収益率 (倍)	18.1	13.6	17.0	12.8	14.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	150,402	105,608	214,045	319,424	343,654
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	88,509	124,539	131,397	167,439	181,793
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	56,365	18,781	71,814	155,349	143,983
現金及び現金同等物 期末残高 (百万円)	84,224	83,079	93,620	90,872	105,905
従業員数 (人)	41,059	44,206	46,730	47,208	47,417
(外、平均臨時雇用者数)	(5,964)	(7,367)	(6,526)	(4,765)	(3,805)

(注)1. 当社の連結財務諸表の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して表示している。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 当社の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(以下、「米国会計基準」)に準拠して作成しているため、本表では「経常利益」に替え、連結損益計算書上の「税引前当期純利益」を記載している。

4. 各年度の期末発行済普通株式数により計算している。

5. 各年度の平均発行済普通株式数により計算している。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 142 期	第 143 期	第 144 期	第 145 期	第 146 期
決算年月	2011年 3 月	2012年 3 月	2013年 3 月	2014年 3 月	2015年 3 月
売上高(注) 2 (百万円)	742,519	851,139	738,871	757,766	789,867
経常利益 (百万円)	86,242	87,099	85,390	160,887	164,446
当期純利益 (百万円)	48,273	92,593	66,016	133,876	134,434
資本金 (百万円)	70,120	70,120	70,120	70,120	70,120
発行済株式総数 (千株)	998,744	983,130	983,130	983,130	971,967
純資産額 (百万円)	541,600	563,668	592,734	683,183	736,118
総資産額 (百万円)	990,829	1,068,690	1,082,548	1,156,060	1,213,401
1株当たり純資産額 (円)	557.04	588.62	618.32	712.79	777.51
1株当たり配当額 (円)	38.0	42.0	48.0	58.0	58.0
(内 1株当たり中間配当額) (円)	(18.0)	(21.0)	(24.0)	(29.0)	(29.0)
1株当たり当期純利益 (円)	49.85	96.10	69.28	140.38	141.39
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 (円)	49.82	96.02	69.21	140.21	141.20
自己資本比率 (%)	54.4	52.5	54.5	58.8	60.4
自己資本利益率 (%)	9.1	16.8	11.5	21.1	19.0
株価収益率 (倍)	56.7	24.5	32.5	15.2	16.7
配当性向 (%)	76.2	43.7	69.3	41.3	41.0
従業員数 (人)	8,210	9,541	9,921	10,217	10,416
(外、平均臨時雇用者数)	(1,502)	(1,807)	(1,666)	(1,354)	(1,215)

(注) 1. 当社の財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示している。

2. 売上高には消費税等は含まれていない。

3. 第146期の1株当たり配当額58円のうち、期末配当29円については、2015年6月24日開催予定の定時株主総会の決議事項になっている。

4. 当社は、「震災関連費用」について、従来、特別損失として表示していたが、第144期より営業外費用として表示する方法に変更している。この変更を反映させるため、第143期の数値を組み替えて表示している。

2【沿革】

- 1921年5月 竹内鋳業(株)より小松鉄工所を分離独立、石川県小松町(現、小松市)に(株)小松製作所設立
- 1922年4月 竹内鋳業(株)より小松電気製鋼所を譲受
- 1938年5月 粟津工場を新設
- 1949年5月 東京、大阪の両証券取引所に株式を上場
- 1952年10月 大阪工場を新設
- 1952年12月 池貝自動車製造(株)を吸収合併し川崎工場とする
中越電化工業(株)を吸収合併し氷見工場とする
- 1962年12月 小山工場を新設
- 1985年4月 メカトロニクス、新素材開発等の先端的高度技術研究のための研究所を新設
- 1988年9月 米国ドレッサー社と合併でコマツドレッサーカンパニー(その後、米州コマツカンパニーに社名変更し、コマツアメリカ(株)に事業統合された)を設立
- 1994年6月 コマツ産機(株)、コマツ工機(株)(その後、コマツNTC(株)に吸収合併された)を設立し、産業機械に関する営業の一部を譲渡
- 1997年7月 コマツキャストエクス(株)を設立し、同年10月、鋳造事業に関する営業を譲渡
- 2006年10月 コマツ電子金属(株)(現、SUMCO TECHXIV(株))の発行済株式の過半を(株)SUMCOに譲渡
- 2007年1月 茨城工場、金沢工場を新設
- 2007年4月 小松ゼノア(株)の油圧機器事業を吸収分割により承継
- 2007年4月 小松フォークリフト(株)が小松ゼノア(株)を吸収合併、コマツユーティリティ(株)に商号変更し、農林機器事業をハスクバーナ・ジャパン(株)(現、ハスクバーナ・ゼノア(株))に譲渡
- 2008年3月 (株)日平トヤマ(現、コマツNTC(株))の発行済株式の過半を取得
- 2008年8月 (株)日平トヤマ(現、コマツNTC(株))を株式交換により完全子会社化
- 2009年4月 日本国内における建設機械の販売・サービス事業を吸収分割によりコマツ東京(株)に承継
コマツ東京(株)が日本国内の建設機械総販売代理店等12社を吸収合併、コマツ建機販売(株)に商号変更
- 2010年4月 大型プレス機械の製品開発、販売及びサービス事業を吸収分割によりコマツ産機(株)に承継
- 2011年4月 コマツユーティリティ(株)を吸収合併
- 2014年10月 コマツディーゼル(株)を吸収合併

(注)上記記載において、主体者が明記されていないものは、提出会社が実施した事項である。

3【事業の内容】

当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年（2002年）内閣府令第11号）附則」第3項の規定により、米国会計基準に準拠して作成しており、当該連結財務諸表をもとに、関係会社については米国会計基準の定義に基づいて開示している。「第2 事業の状況」及び「第3 設備の状況」においても同様である。

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は「建設機械・車両」、「産業機械他」の2部門にわたって、製品の研究開発、生産、販売、サービスに至る幅広い事業活動を国内並びに海外で展開している。

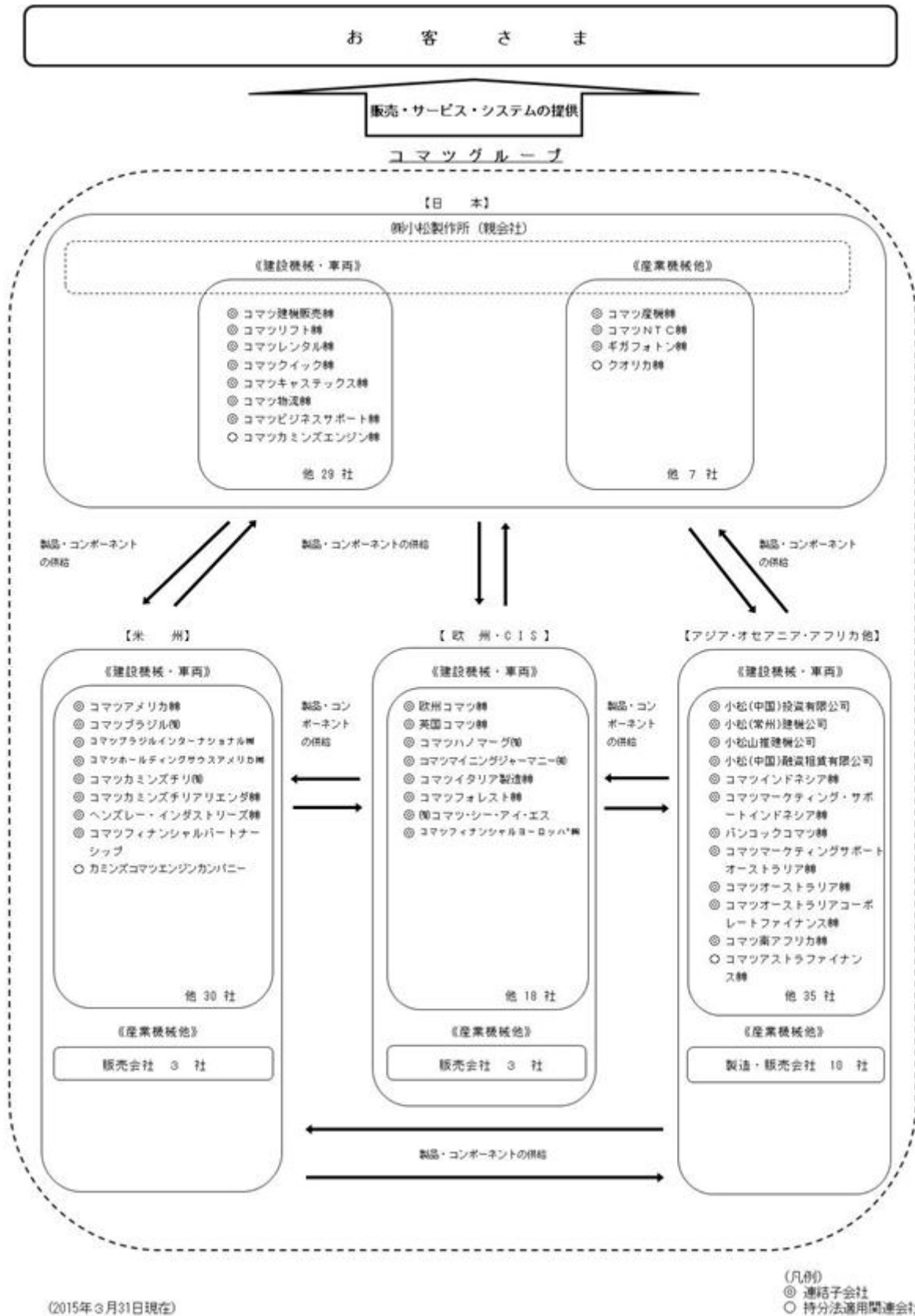
当社グループは、当社、連結子会社138社、及び持分法適用会社38社より構成されている。

主な事業内容と主な関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであり、主な事業内容と事業の種類別セグメント情報における事業区分は一致している。

事業区分及び主要製品・事業内容		主要会社
建設機械・車両事業		
掘削機械	油圧ショベル、ミニショベル、バックホローダー	当社、コマツ建機販売㈱、コマツリフト㈱、コマツレンタル㈱、コマツクイック㈱、コマツキャストックス㈱、コマツ物流㈱、コマツビジネスサポート㈱、コマツアメリカ㈱、コマツブラジル㈱、コマツブラジルインターナショナル㈱、コマツホールディングサウスアメリカ㈱、コマツカミンズチリ㈱、コマツカミンズチリアリエンダ㈱、ヘンズレー・インダストリーズ㈱、コマツフィナンシャルパートナーシップ、欧州コマツ㈱、英国コマツ㈱、コマツハノマーグ㈱、コマツマイニングジャーマニー㈱、コマツイタリア製造㈱、コマツフォレスト㈱、(有)コマツ・シー・アイ・エス、コマツフィナンシャルヨーロッパ㈱、小松（中国）投資有限公司、小松（常州）建機公司、小松山推建機公司、小松（中国）融資租賃有限公司、コマツインドネシア㈱、コマツマーケティング・サポートインドネシア㈱、バンコックコマツ㈱、コマツマーケティングサポートオーストラリア㈱、コマツオーストラリア㈱、コマツオーストラリアコーポレートファイナンス㈱、コマツ南アフリカ㈱他子会社79社 (会社総数114社)
積込機械	ホイールローダー、ミニホイールローダー、スキッドステアローダー	
整地・路盤用機械	ブルドーザー、モーターグレーダー、振動ローラー	
運搬機械	ダンプトラック、アーティキュレートダンプトラック、クローラーキャリア	
林業機械	ハーベスター、フォワーダー、フェラーバンチャー	
地下建設機械	シールドマシン、トンネルボーリングマシン、小口径管推進機	
資源リサイクル機械	自走式破砕機、自走式土質改良機、自走式木材破砕機	
産業車両	フォークリフト	
その他機械	鉄道メンテナンス機械	
エンジン、機器	ディーゼルエンジン、ディーゼル発電機、油圧機器	
鋳造品	鋳鋼・鋳鉄品	
物流関連	運輸、倉庫、梱包	
産業機械他事業		
鍛圧機械	サーボプレス、機械プレス	当社、コマツ産機㈱、コマツNTC㈱、ギガフォトン㈱他子会社22社 (会社総数26社)
板金機械	レーザー加工機、プラズマ加工機、プレスブレーキ、シヤー	
工作機械	トランスファーマシン、マシニングセンター、クランクシャフトミラー、研削盤、ワイヤーソー	
防衛関連	弾薬、装甲車	
温度制御機器	サーモモジュール、半導体製造用温度制御機器	
その他	事業用プレハブハウス、半導体露光装置用エキシマレーザー	

(注) 主要会社の会社数は提出会社及び連結子会社数である。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりである。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権に対する所有割合	関係内容
(連結子会社) コマツ建機販売㈱ * 1	神奈川県 川崎市	百万円 950	建設機械・車両	% 100.0	建設機械の販売、サービスをしている。 役員の兼任等...有
コマツリフト㈱	東京都 品川区	500	建設機械・車両	100.0	産業車両の販売、サービスをしている。
コマツレンタル㈱	神奈川県 横浜市	100	建設機械・車両	100.0	建設機械等のレンタルをしている。
コマツクイック㈱	神奈川県 横浜市	290	建設機械・車両	(4.5) 100.0	中古建設機械等の販売をしている。
コマツキャストックス㈱	富山県 氷見市	6,979	建設機械・車両	100.0	鋳造品の製造、販売をしている。 製品の一部を当社に納入している。
コマツキャブテック㈱	滋賀県 蒲生郡	300	建設機械・車両	100.0	建設機械部品の製造・販売をしている。 製品の一部を当社に納入している。
コマツ物流㈱	神奈川県 横浜市	1,080	建設機械・車両	100.0	運輸、倉庫及び梱包等の事業をしている。 当社より土地・建物の一部を賃借している。
コマツビジネスサポート㈱	東京都 港区	1,770	建設機械・車両	100.0	建設機械に係る販売金融をしている。
コマツ産機㈱	石川県 金沢市	990	産業機械他	100.0	鍛圧機械並びに板金機械等の製造、販売、サービスをしている。 当社より土地・建物の一部を賃借している。
コマツNTC㈱	富山県 南砺市	6,014	産業機械他	100.0	工作機械等の製造、販売、サービスをしている。 役員の兼任等...有
コマツハウス㈱	東京都 品川区	1,436	産業機械他	(1.8) 100.0	事業用プレハブハウスの製造、販売及びレンタルをしている。
ギガフォトン㈱	栃木県 小山市	5,000	産業機械他	100.0	半導体露光装置用エキシマレーザー及びEUV光源の開発、製造、販売、サービスをしている。 当社より土地・建物の一部を賃借している。 役員の兼任等...有

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権に対する所有割合	関係内容
コマツアメリカ㈱ * 1、* 2	アメリカ ローリングメドウズ	百万米ドル 1,071	建設機械・車両	% 100.0	建設・鉱山機械の製造、販売及び米州地域における統括をしている。役員の兼任等...有
コマツファイナンスアメリカ㈱	アメリカ ローリングメドウズ	千米ドル 1	建設機械・車両	(100.0) 100.0	資金調達及びグループ内金融等をしている。
コマツブラジル㈱	ブラジル スザノ	百万レアル 73	建設機械・車両	(100.0) 100.0	建設機械及び鋳造品の製造をしている。
コマツブラジルインターナショナル㈱	ブラジル ジャラグア	百万レアル 27	建設機械・車両	(100.0) 100.0	建設機械の販売をしている。
コマツホールディングサウスアメリカ㈱	チリ サンティアゴ	百万米ドル 31	建設機械・車両	(100.0) 100.0	建設・鉱山機械の販売、サービスをしている。役員の兼任等...有
コマツカミンズチリ㈱	チリ サンティアゴ	百万米ドル 34	建設機械・車両	(81.8) 81.8	建設・鉱山機械の販売、サービスをしている。役員の兼任等...有
コマツカミンズチリアリエンド㈱	チリ サンティアゴ	百万米ドル 43	建設機械・車両	(100.0) 100.0	建設・鉱山機械のレンタル及び販売金融等をしている。
コマツイクイップメント㈱	アメリカ ソルトレークシティ	米ドル 100	建設機械・車両	(100.0) 100.0	建設・鉱山機械の販売、サービスをしている。
モジュラーマイニングシステムズ㈱	アメリカ ツーソン	千米ドル 16	建設機械・車両	(100.0) 100.0	大型鉱山機械の運行管理システムの開発、製造、販売をしている。役員の兼任等...有
ヘンズレー・インダストリーズ㈱	アメリカ ダラス	千米ドル 2	建設機械・車両	(100.0) 100.0	建設・鉱山機械部品の製造、販売をしている。
コマツフィナンシャルパートナーシップ * 3	アメリカ ローリングメドウズ		建設機械・車両	(100.0) 100.0	建設・鉱山機械に係る販売金融等をしている。
欧州コマツ㈱ * 1	ベルギー ビルボールド	百万ユーロ 50	建設機械・車両	100.0	建設・鉱山機械の販売及び欧州地域における統括をしている。役員の兼任等...有
欧州コマツコーディネーションセンター㈱ * 1	ベルギー ビルボールド	百万ユーロ 141	建設機械・車両	(100.0) 100.0	資金調達及びグループ内金融等をしている。
コマツキャピタルヨーロッパ㈱	ルクセンブルク ミュンズバッハ	百万ユーロ 1	建設機械・車両	(100.0) 100.0	資金調達及びグループ内金融等をしている。
英国コマツ㈱	イギリス パートレー	百万英ポンド 23	建設機械・車両	(100.0) 100.0	建設機械の製造をしている。
コマツハノマーグ㈱	ドイツ ハノーバー	百万ユーロ 19	建設機械・車両	(49.3) 100.0	建設機械の製造をしている。
コマツマイニングジャーマニー㈱	ドイツ デュッセルドルフ	百万ユーロ 5	建設機械・車両	(100.0) 100.0	鉱山機械の製造、販売をしている。役員の兼任等...有
コマツフランス㈱	フランス オーベルジャンヴィ	百万ユーロ 5	建設機械・車両	(100.0) 100.0	建設機械の販売、サービスをしている。
コマツイタリア製造㈱	イタリア エステ	百万ユーロ 6	建設機械・車両	(100.0) 100.0	建設機械の製造をしている。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権に対する所有割合	関係内容
コマツフォレスト(株)	スウェーデン ウメオ	百万スウェーデン クローナ 397	建設機械・車両	% 100.0	林業機械の製造、販売、サービスをしている。
(有)コマツ・シー・アイ・エス * 1	ロシア モスクワ	百万ルーブル 5,301	建設機械・車両	100.0	建設・鉱山機械の販売をしている。
コマツロシア製造(有) * 1	ロシア ヤロスラブリ	百万ルーブル 4,273	建設機械・車両	(94.2) 94.2	建設機械の製造をしている。
コマツフィナンシャルヨーロッパ(株)	ベルギー ビルボールド	百万ユーロ 40	建設機械・車両	(100.0) 100.0	建設・鉱山機械に係る販売金融をしている。
小松(中国)投資有限公司 * 1	中国 上海市	百万米ドル 165	建設機械・車両	100.0	建設・鉱山機械販売及び中国における統括をしている。 役員の兼任等...有
小松(常州)建機公司	中国 江蘇省常州市	百万米ドル 41	建設機械・車両	(85.0) 85.0	建設機械の製造をしている。
小松山推建機公司	中国 山東省済寧市	百万米ドル 21	建設機械・車両	(30.0) 60.0	建設機械の製造をしている。
小松(中国)履帯有限公司	中国 山東省済寧市	百万円 5,500	建設機械・車両	(78.2) 78.2	建設機械用クローラー等のコンポーネントの製造、販売をしている。
小松(山東)建機有限公司 * 1	中国 山東省済寧市	百万米ドル 188	建設機械・車両	(100.0) 100.0	建設機械及び鋳造品等の製造をしている。
小松(中国)融資租賃有限公司 * 1	中国 上海市	百万元 1,630	建設機械・車両	(100.0) 100.0	建設機械に係る販売金融をしている。
コマツインドネシア(株) * 1	インドネシア ジャカルタ	百万ルピア 192,780	建設機械・車両	94.9	建設・鉱山機械及び鋳造品の製造、販売をしている。
コマツマーケティング・サポートインドネシア(株)	インドネシア ジャカルタ	百万米ドル 5	建設機械・車両	(100.0) 100.0	建設・鉱山機械の販売、サービスをしている。 役員の兼任等...有
コマツアンダーキャリッジインドネシア(株)	インドネシア プカシ	百万米ドル 15	建設機械・車両	(84.3) 84.3	建設・鉱山機械部品の製造、販売をしている。
バンコックコマツ(株)	タイ チョンブリー	百万タイバーツ 620	建設機械・車両	(74.8) 74.8	建設機械・鋳造品の製造、販売をしている。
コマツバンコックリーシング(株)	タイ サムットプラカーン	百万タイバーツ 550	建設機械・車両	(60.0) 60.0	建設・鉱山機械に係る販売金融をしている。
コマツインドシア(有) * 1	インド カンチープラム	百万インドルピー 6,690	建設機械・車両	(69.4) 100.0	建設・鉱山機械の製造、販売をしている。
コマツマーケティングサポートオーストラリア(株)	オーストラリア フェアフィールド	百万豪ドル 21	建設機械・車両	(40.0) 60.0	建設・鉱山機械の販売をしている。
コマツオーストラリア(株)	オーストラリア フェアフィールド	百万豪ドル 30	建設機械・車両	(100.0) 100.0	建設・鉱山機械の販売、サービスをしている。 役員の兼任等...有
コマツオーストラリアコーポレートファイナンス(株)	オーストラリア フェアフィールド	百万豪ドル 49	建設機械・車両	(60.0) 60.0	建設・鉱山機械に係る販売金融をしている。
コマツ南アフリカ(株)	南アフリカ アイサンド	千南アランド 186,066	建設機械・車両	(100.0) 100.0	建設・鉱山機械の販売、サービスをしている。 役員の兼任等...有
その他	87社				

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権に対する所有割合	関係内容
(持分法適用関連会社) コマツ埼玉(株)	埼玉県 北本市	百万円 635	建設機械・車両	% (40.0) 40.0	建設機械の販売、サービスをしている。
コマツカミズエンジン(株)	栃木県 小山市	1,400	建設機械・車両	50.0	ディーゼルエンジンの製造、販売をしている。
クオリカ(株)	東京都 新宿区	1,234	産業機械他	20.0	コンピュータ用ソフトウェア開発受託、販売、各種コンピュータ事務機器販売等をしている。 商品の一部を当社に納入している。 役員の兼任等...有
カミズコマツエンジンカンパニー * 4	アメリカ セイモア		建設機械・車両	(50.0) 50.0	ディーゼルエンジンの製造、販売をしている。
コマツアストラファイナンス(株)	インドネシア ジャカルタ	百万ルピア 436,300	建設機械・車両	(50.0) 50.0	建設・鉱山機械に係る販売金融をしている。
その他 33社					

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。
2. 議決権に対する所有割合の()内は、間接所有割合で内数である。
3. * 1 : 特定子会社に該当する。
4. * 2 : コマツアメリカ(株)については、売上高(連結会社間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えている。

	主要な損益情報等				
	売上高	税引前当期純利益	当期純利益	純資産額	総資産額
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
コマツアメリカ(株)	329,921	38,244	30,745	441,845	912,636

5. * 3 : コマツフィナンシャルパートナーシップは、米国デラウェア州法に基づくリミテッド・パートナーシップであり、同社への出資は、子会社であるコマツアメリカ(株)を通じて行っている。資本金に相当する同社の純資産額は457百万米ドルである。
6. * 4 : カミズコマツエンジンカンパニーは、米国インディアナ州法に基づくジェネラルパートナーシップである。当社の同社への出資額累計は2百万米ドルであり、子会社であるコマツアメリカ(株)を通じて行っている。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2015年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
建設機械・車両	42,452 (2,840)
産業機械他	4,247 (780)
全社(共通)	718 (185)
合計	47,417 (3,805)

- (注) 1. 従業員数は就業人員である。また、臨時従業員数は、当期の平均人員を()外数で記載している。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものである。

(2) 提出会社の状況

2015年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
10,416 (1,215)	38.3	14.1	7,191,383

2015年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
建設機械・車両	9,347 (975)
産業機械他	351 (55)
全社(共通)	718 (185)
合計	10,416 (1,215)

- (注) 1. 従業員数は就業人員である。また、臨時従業員数は、当期の平均人員を()外数で記載している。
2. 平均年間給与(税込)は基準外賃金及び賞与を含む。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものである。

(3) 労働組合の状況

当社には「小松製作所労働組合」があり、組合員数は約9,900名で全国に7支部がある。「全コマツ労働組合連合会」及び上部団体の産業別労働組合「JAM」に加盟している。

また、国内の連結子会社及び関連会社のうち18社には各々「全コマツ労働組合連合会」に加盟している労働組合があり、組合員数は約7,200名である。

なお、労使関係は極めて安定している。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

業績等の概要については、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に含めて記載している。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）の生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式等は必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらない製品も多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていない。

このため生産、受注及び販売の状況については、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における各事業の種類別セグメント業績に関連付けて示している。

3【対処すべき課題】

2016年3月期（2015年度）は中期経営計画「Together We Innovate GEMBA Worldwide」の最終年度となる。2012年度に策定した本計画では、計画期間である2013～2015年度の建設・鉱山機械需要は、2013年度から微増で推移すると想定していたが、中国をはじめとした新興国の成長鈍化や原油等の資源価格低迷の影響を受け、2014年度から大幅な減少が続いている。特に鉱山機械の需要は2012年度の約3割の水準にまで落ち込んでおり、この状況は2015年度も続くことが見込まれる。また、産業機械の需要は自動車業界向けの板金・鍛圧機械や工作機械を中心に堅調に推移することが見込まれる一方で、ワイヤーソー等の需要の回復は遅れている。

現在の経営環境は中期経営計画の策定時の想定から大きく乖離しており、経営目標の進捗に多大な影響を及ぼしている。しかしながら、建設・鉱山機械需要は、世界人口の増加と都市化率の上昇を背景に、長期では増加していくとの考え方には変更はない。当社グループは「商品のライフサイクルコストの低減」等、お客様の総合的なメリットを訴求するビジネスモデルの展開を図るとともに、中期経営計画の3つの重点活動に着実に取り組むことで、経営環境の変化にもフレキシブルに対応できる体制を引き続き強化する。特に「土台強化のための構造改革」については、原価低減、固定費の削減にグループが一丸となり更にスピードを上げて取り組み、継続的な販売価格の改善の効果と合わせ、収益の確保に最大限努める。

当社グループにおける「市場」の位置づけ

伝統市場	日本、北米、欧州
戦略市場	中国、中南米、アジア、オセアニア、アフリカ、中近東、CIS

「Together We Innovate GEMBA Worldwide」の数値目標（2013年4月発表）

項目	2016年3月期目標値
売上高営業利益率	18～20%
ROE（株主資本当社株主に帰属する当期純利益率）	18～20%
ネット・デット・エクイティ・レシオ	0.3以下
連結配当性向	30～50%の間で安定的に配当

ROE = 当社株主に帰属する当期純利益 / ((期首株主資本 + 期末株主資本) / 2)

ネット・デット・エクイティ・レシオ（ネット負債資本比率） = (有利子負債 - 現預金) / 株主資本

<前提条件>

項目	2016年3月期
売上高のガイドライン	23,000億円 ± 2,000億円
為替レートのガイドライン	90～95円/米ドル、120～125円/ユーロ、15.0～15.3円/元

「Together We Innovate GEMBA Worldwide」の重点活動項目

イノベーションによる成長戦略

お客様の現場にこれまでに無かった新しい価値を創造する「イノベーション」を建設機械・車両事業及び産業機械他事業で積極的に起こしていく。そのため昨年4月に設立したCTO（最高技術責任者）室を中心に中長期の技術戦略や研究開発方針を立案し、グループ内で得られない技術については産学連携、産産連携も活用し、いち早く取り込んでいく。

建設機械・車両事業では、最先端のICTにより機械操作の自動化、施工情報の効率的な一元管理を可能にする「ICT建機」として、2013年に日本、北米、欧州に導入したICTブルドーザーに続き、昨年は同市場にICT油圧ショベルを導入した。また、建設現場のあらゆる情報をICTで繋ぎ、安全で生産性の高い「未来の現場」を実現させていくためのソリューション事業である「スマートコンストラクション」を本年2月よりコマツレンタル㈱を通じて日本で提供を開始した。2015年度は大型ICTブルドーザー「D155AXi」等、ICT建機の商品系列の拡大と、スマートコンストラクションを構成するシステムの充実に努める。大規模鉱山で稼働する無人ダンプトラック運行システム（AHS）は、オーストラリアでのリオティント社との大規模導入プロジェクトを着実に推進するとともに、2015年度はこれまでの電気駆動式だけでなく機械駆動式のダンプトラックにも応用を進めるなど更なる展開を図る。また、ゼネラル・エレクトリック・カンパニー社とは協力関係を更に拡大し、2015年度は鉱山のお客様のオペレーティングコスト削減に貢献するためのデータ分析をともに行う。フォークリフト事業では、2011年から進める建設機械の開発機能との一体化による商品競争力向上に注力しており、小型クラスにおいてエンジン車並みの屋外稼働と長時間稼働を可能にした新型バッテリーフォークリフト「FE25-1」を昨年5月に発売した。これまでバッテリーフォークリフトを使用していなかった潜在的なユーザーにも、導入メリットを訴求することで販売拡大に努める。

産業機械他事業では、昨年は高い生産性とランニングコストの大幅な低減を実現した小型ACサーボプレス及びファイバーレーザー加工機の新機種を発売した。引き続き主要コンポーネントの自社開発・生産を進め、革新的な新商品の導入を目指す。

既存事業の成長戦略

当社グループが伝統市場と位置づける日本、北米、欧州で昨年より順次適用が始まっている新排出ガス規制（米国ではTier4 Final）に対応した商品については、油圧ショベル「PC490LC-11」やアーティキュレートダンプトラック「HM300-5」等、本年3月末までに計18機種を開発した。2015年度は新排出ガス規制対応機種の開発に継続的に取り組む一方で、戦略市場各国のニーズにあった商品企画も積極的に進める。

配車台数の増加から今後も堅調な成長が期待できるアフターマーケット事業では、バケット、ツース及び履帯等の戦略部品並びにアタッチメントの拡充を行う。またリマン（コンポーネントの再生販売）についても、昨年7月にミャンマーにおいて新たなリマンセンターを設立するなど引き続き供給体制の強化を図る。また、製品・部品の販売サービスを担う代理店の競争力を向上させるため、代理店網の強化と人材育成に更に注力していく。

装着配車台数が本年3月末時点で37万台を超えた機械稼働管理システム「KOMTRAX」は、鉱山機械管理システム「KOMTRAX Plus」とともに、様々な情報の見える化を実現していく。進化するKOMTRAXを代理店を含めた当社グループで最大限に活用することで、速やかな部品供給やサービス活動を実施するとともに、レンタル・中古車の循環事業やリテールファイナンス事業も含めたバリューチェーンを拡大し、お客様の満足度を更に高めていく。

土台強化のための構造改革

当社グループの売上高は2000年代初めに比べ約2倍となったが、固定費をほぼ一定に抑制している。今後も成長とコストを分離し、積極的な原価低減とともに適正な固定費水準の維持に努めていく。

現在、当社グループだけではなくサプライヤーも巻き込んだ3カ年の「原価改善プロジェクト」に取り組んでおり、2015年度には過去3年の取り組みによる原価低減効果が発生する見込みである。引き続き当プロジェクトを押し進める。

国内生産拠点では、生産改革や建屋の統合・更新の実施により、電力使用量の半減及び生産コストの大幅な削減を目指す活動を推進している。昨年5月に石川県の粟津工場に竣工した新組立工場は、面積当たりの生産性を2倍に引き上げ、空調・照明の省エネに加え、バイオマス蒸気ボイラーシステムや太陽光パネル等で自らも電力を創出することにより、年間購買電力量の約90%を削減する予定である。

また、世界に18拠点ある主要な補給センターのグローバルモデルとして、新業務システムと最新の物流機器を導入した「新関東補給センター」を昨年8月に栃木県の小山工場敷地内に設立し、操業を開始した。今後はその他の拠点への水平展開を行いながら、海外現地法人と国内工場の直結化を進めることで、補給部品在庫の削減、適正化を図っていく。

4【事業等のリスク】

当社グループは開発・生産・販売等の拠点を世界各国に設け、グローバルに事業を展開している。当社グループを取り巻く経営環境において、現在予見可能な範囲で考えられる主な事業等のリスクは次のとおりである。

1．経済、市場の状況

当社グループのおかれる事業環境や製品の需要は、地域により異なる経済・市場環境及び競争条件により、大きく変動する可能性がある。

当社グループの事業は、先進国市場においては総じて景気循環的な産業であり、住宅着工、工業生産水準、インフラへの公共投資、民間設備投資等の、当社グループにとってコントロール不能な要因が当社グループ製品の需要に影響を与える可能性がある。新興国市場においては、需要動向について常に十分な注意を払っているが、資源価格や通貨価値の急激な変動等、不安定な要因を多分にもっており、この変化が当社グループの経営成績に不利益な影響を与える可能性がある。また、当社の予想を超えて世界的規模で同時に経済・市場環境が急激に変化した場合は、更に受注の減少、顧客によるキャンセルの増加、債権回収の延滞等が発生する可能性がある。

これらの事業環境の変化が、売上の減少、在庫水準・生産能力の不適正化を生じさせ、収益性の低下や追加費用の発生を通じて、当社グループの経営成績に不利益な影響を与えるリスクがある。

2．為替レートの変動

当社グループの海外売上の主要な部分が外国為替の変動の影響を受ける。通常は他の通貨に対して円高になれば当社グループの経営成績にマイナスの影響を及ぼし、円安になればプラスの影響を及ぼす。また、外国為替の変動は同一市場において当社グループと外国企業が販売する製品の相対的な価格や、製品の製造に使用する材料のコストに影響を与える可能性がある。これに対し当社グループでは、グローバルに生産拠点を配置して生産を行うなど、このリスクを軽減するよう努めている。また、当社グループは短期の為替変動の影響を最小にするためヘッジ取引も行っている。しかし、為替レート水準の予測を超えた変動は、当社グループの経営成績に不利益な影響を与えるリスクがある。

3．金融市場の変動

当社グループは有利子負債を減少させるべく資産の効率化を進めているが、2015年3月末で合計5,891億円の短期・長期の有利子負債がある。長期の固定金利調達を織り交ぜることにより金利変動リスクの影響を軽減しているが、市場金利率の上昇は有利子負債の支払利息を増加させ、当社グループの利益を減少させるリスクがある。また、当社グループの年金資産に関しては、市場性のある証券の公正価値や金利率など金融市場における変動が年金制度の積立不足金額や債務を増加させ年金費用の増加となり、当社グループの経営成績や財政状態に不利益な影響を与えるリスクがある。

4．各国の規制

当社グループが事業を展開する各国において、その国固有の政府の規制や承認手続きの影響を受ける。将来、その国の政府による規制、例えば関税、輸出入規制、通貨規制、その他各種規制等が導入又は変更されたときに、これらに対応するための費用が発生したり、製品の開発、生産、販売・サービス活動等に支障をきたす可能性がある。また、グループ会社間の国際的な取引価格に関しては、適用される日本及び相手国の移転価格税制を順守するよう細心の注意を払っているが、税務当局から取引価格が不適切であるなどの指摘を受ける可能性がある。更に政府間協議が不調となるなどの場合、結果として二重課税や追加課税を受ける可能性がある。これらの予期しない事態に直面した場合、当社グループの経営成績に不利益な影響を与えるリスクがある。

5．環境規制

当社グループの事業、製品は多くの国のますます厳しくなる環境規制に対応する必要がある。そのため、当社グループは各国においての環境規制及び関連法規等を順守するため、研究開発費をはじめ多くの経営資源を投入している。しかし、将来において環境規制の変更により、当社グループにとって更に多くの費用や設備投資が必要になった場合、あるいは製品の開発、生産、販売・サービス活動等に支障をきたした場合、当社グループの経営成績に不利益な影響を与えるリスクがある。

6．製造物・品質責任

当社グループはその事業及びその製品のために、社内で確立した厳しい基準のもと、品質と信頼性の維持向上に努めているが、万が一予期せぬ製品の不具合によりリコールや事故が発生した場合、製造物・品質責任に関する対処あるいはその他の義務に直面する可能性がある。この費用が保険等によってカバーできない場合、当社グループの利益を減少させるリスクがある。

7. 提携・協力関係

当社グループは国際的な競争力を強化するために、販売代理店、協力企業等のビジネスパートナーと様々な提携・協力を行っており、それらを通じて製品の開発、生産、販売・サービス体制の整備・拡充、ソリューションビジネスの展開を図っているが、その期待する効果が得られない場合、あるいは提携・協力関係が解消された場合には、当社グループの経営成績に不利益な影響を与えるリスクがある。

8. 調達・生産等

当社グループの部品・資材の調達は、素材市況やエネルギー価格の変動に影響を受ける。鋼材等の素材価格や原油・電力等のエネルギー価格の高騰は当社グループ製品の製造原価の増加をもたらす。また、部品・資材の品薄や調達先の倒産あるいは生産打ち切りにより、適時の調達・生産が困難になり生産効率が低下する可能性がある。材料費の増加等による製造原価の上昇については他の原価低減や販売価格の見直し等によって対応し、適時の調達・生産の問題については、関係各部門の連携を密にすることにより影響を最小限にする考えであるが、予想を大きく上回る素材やエネルギー価格の高騰や供給の逼迫の長期化は、当社グループの経営成績に不利益な影響を与えるリスクがある。

9. 情報セキュリティ・知的財産等

当社グループは事業活動において顧客情報・個人情報等を入手することがあり、また営業上・技術上の機密情報を保有している。当社グループはこれらの情報の機密保持に細心の注意を払っており、サイバー攻撃等による不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩及び滅失等を防ぐため、管理体制を構築するとともに、合理的な技術的対策を実施するなど、適切な安全措置を講じている。しかし、顧客情報・個人情報等の漏洩・滅失等の事故が起きた場合には、損害賠償責任を負ったり、当社グループの評判・信用に悪影響を与えたりするなどのリスクがある。また、営業上・技術上の機密情報が漏洩・滅失した場合もしくは第三者に不正利用された場合、知的財産権を侵害された場合、当社グループが第三者により知的財産権の侵害を追及された場合は、当社グループの経営成績に不利益な影響を与えるリスクがある。

10. 自然災害・戦争・テロ・事故等

当社グループの拠点において、地震・津波・水害等の自然災害、感染症の流行、放射能汚染、戦争、テロ、暴動、火災・爆発等の災害事故、第三者による当社グループに対する非難・妨害、コンピューターウイルスへの感染等が発生し、短期間で復旧不可能な甚大な損害を被る可能性がある。また、当社グループが直接の損害を受けなくとも、物流網及び供給網の混乱、電力・ガス等の供給不足や通信障害、協力企業の生産障害等が長期にわたり継続する可能性がある。これらにより、材料・部品の調達、生産活動、製品の販売・サービス活動に遅延や中断、金融市場の混乱による資金調達環境の悪化等が発生した場合、当社グループの経営成績に不利益な影響を与えるリスクがある。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、2014年4月14日開催の取締役会において、当社の完全子会社で発電機用・建産機用・鉄道用エンジン等の販売・サービスを行うコマツディーゼル㈱を、吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結した。

コマツディーゼル㈱は1985年に設立以来、当社製の発電機用・建産機用・鉄道用エンジン等の販売・サービスを行ってきたが、エンジン外販事業の効率化を一層推進するため、当社による吸収合併を行い、組織的に一体となって事業を進めることにした。なお、この契約に基づき、2014年10月1日、吸収合併の効力が発生した。

合併の方法：当社を存続会社とし、コマツディーゼル㈱を消滅会社とする吸収合併。

合併効力発生日：2014年10月1日

合併に際して発行する株式及び割当：

当社は、コマツディーゼル㈱の全株式を保有していたため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いは行わなかった。

引継資産・負債の状況（2014年9月30日現在）：

・資産合計：7,536百万円

・負債合計：4,655百万円

吸収合併存続会社の資本金・事業内容等：

・資本金：70,120百万円

・事業内容：建設・鉱山機械、ユーティリティ（小型機械）、林業機械、産業機械等の製造、販売

6【研究開発活動】

当社グループは、建設機械・車両、産業機械他の分野において、「品質と信頼性」の追求を基本として、新技術と新商品の研究開発を積極的に推進している。

当社は、本年4月に研究本部をCTO（最高技術責任者）室並びに開発本部に統合し、再編した。当社グループの研究開発体制は、当社のCTO室、開発本部の建設機械・車両関連の開発センタ及び関係会社の技術部門等からなっており、当連結会計年度の当社グループの研究開発費は70,715百万円である。各事業部門別の研究開発の目的、成果、研究開発費は次のとおりである。

(1) 建設機械・車両事業セグメント

グローバル化に対応した建設機械・車両の効率的な研究開発をねらいとして、国内外に研究開発拠点を配置し、グローバルな開発体制を敷くとともに、相互の人材交流や共同開発の拡大などを行いながら研究開発活動を推進している。また、「イノベーション」を起こすため、昨年4月に新設したCTO室を窓口として、有望な分野での先進技術を有する国内外の大学、研究所、企業と積極的に協同・連携している。「お客様の現場をお客様とともに革新し、新しい価値を創造する」をミッションとし、中・長期的な重点テーマとして、以下の分野に取り組んでいる。

< ICT（情報通信技術）>

情報化技術（最新計測技術・通信技術を活用した機械の位置情報・稼働情報や機械診断情報などのリモート管理技術等）及び制御技術・知能化技術の研究開発を進めている。これらの技術を利用して開発した建設・鉱山機械の制御システムと管理システムは急速に普及しており、建設・鉱山機械の稼働と管理の自動化、効率化が図られ生産性向上に寄与している。また、情報化施工についても、お客様の視点に立った次世代への展開に向けた活動を推進している。

施工の自動化、作業精度と作業効率の大幅向上を実現する作業機全自動制御機能搭載ICTブルドーザー、ICT油圧ショベルの開発に加え、本年2月より建設現場が抱える様々な課題を解決し「未来の現場」を実現させていくためのソリューションを開発、提供していくサービス新事業「スマートコンストラクション」を日本で開始した。高精度測量技術の活用や現場のあらゆる情報をICTで繋ぐことで、生産性の大幅な向上と安全な現場を実現する。

< 環境、省資源、安全 >

エコロジー（環境に優しい）とエコノミー（経済性に優れている）の両立を追求し、お客様に満足いただける優れたモノ作りを行うことを、地球環境基本方針の下に基本理念とし、商品の生産から廃棄・再利用までのライフサイクル全体の環境負荷が最小限になるように努めるとともに、燃費の向上など、経済性にも優れた商品を提供するために、常に技術革新に取り組んでいる。

燃費向上技術については、CO₂排出量削減と経済性の両面から最重要課題として取り組んでいる。ハイブリッドシステム搭載の油圧ショベルは、日本、中国、北米、欧州、中南米、アジア、オセアニアに導入されており、累計導入台数は3,200台を超えた。

環境対応については、2014年より開始された排出ガス規制（北米：Tier4 Final、欧州：Stage、日本：特定特殊自動車排出ガス2014年基準）に対応した建設機械の市場導入を順次進めている。

環境負荷物質の低減活動も積極的に展開している。また、環境とは地球環境だけではなく人間への環境も含むという観点から、安全対応や騒音・振動低減、オペレーター作業環境改善にも取り組んでいる。

当連結会計年度の主な成果は次のとおりである。

油圧ショベル	PC78US/UU-10, PC200-11, PC300-11, PW148-10
ブルドーザー	D85EX/PX-18
ICTブルドーザー	D65PXi-18
ホイールローダー	WA270-7, WA380-8, WA470-8
ダンプトラック	HM300-5, HM400-5
モーター・グレーダー	GD655/675-6
フォークリフト	FB20-12, FB30-12, FH60/70/80-1

当事業セグメントの当連結会計年度に係わる研究開発費は62,190百万円である。

(2) 産業機械他事業セグメント

主として、板金鍛圧機械、工作機械及びその他産業機械等に関する研究開発を行っている。

鍛圧機械では、小型サーボプレス「H1F110」に続き、「H1F200」の開発を完了し、市場導入した。板金機械では、コマツ製ファイバーレーザー発振器を搭載した3次元レーザー加工機「TLHシリーズ」の開発を完了し、市場導入した。また、稼働機械の生産情報を遠隔で監視できるKOMTRAXシステムの運用地域を、日本・中国に加え、アジア・北米に拡大させた。

工作機械では、技術革新を目指して当社グループの研究開発リソースを結集したプロジェクトチームを発足させ、ダントツ商品の創出とお客様へ提供するソリューションサービスの構築を推進している。

その他産業機械では、半導体製造業向けの液浸露光装置用ArFエキシマレーザーの性能向上及び次世代露光装置用EUV光源、高性能温調機器とその要素である高性能サーモモジュール熱交換ユニット、光通信向けの超小型サーモモジュール及び熱電発電モジュールとそのシステムに関する研究開発などを推進した。

当事業セグメントの当連結会計年度に係わる研究開発費は8,525百万円である。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものである。

1. 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、米国会計基準に準拠して作成している。作成にあたって当社のマネジメントは、知り得る限りの情報に基づいて妥当であると考えられる見積りや判断を継続して実施している。これらの見積りや判断は、連結財務諸表において、決算日の資産・負債の報告数値、報告期間における収益・費用の報告数値及び偶発資産・債務の開示情報に影響を与える。これらの見積りや判断は、当社グループの過去からの経験、既存の諸契約の内容、業界動向の分析、顧客からの情報、その他の外部からの情報に基づいているものであるが、その性質上、内在する不確実性の度合いが影響するため、実際の結果はこれらと異なる場合がある。当社の重要な会計方針は、連結財務諸表注記1に記載されている。

当社は特に以下の重要な会計方針が連結財務諸表等に重要な影響を及ぼすと考えている。

(1) 貸倒引当金

当社グループは、それぞれの顧客の財務状態等を含む多くの要素を考慮して最終的な実現可能性を判定し、債権の回収可能性を推定している。

当社グループは、過去の実績を含む顧客の信用情報をもとに、貸倒れが発生すると推定される金額の引当を計上している。顧客の信用状況は継続的に内外の情報を入手して分析を行い把握している。これまで実際に発生した貸倒れは、当社グループが予測し、計上した引当金の範囲内であり、当社のマネジメントは、当社グループの見積りが妥当であると信じているが、債権の種類構成が変化したり、予見できない大きな経済環境の変動により顧客の財務状態に変化が生じるような場合、見積りを変更する必要性が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

詳細は、連結財務諸表注記3に記載されている。

(2) 法人税等と繰延税金資産

当社は、連結財務諸表を作成するにあたり、各構成単位で納税地の税法に基づいて法人所得税・未払法人税の見積りを行っている。また、繰越欠損金や税務上と会計上の取扱いの違いにより生じる一時差異については、税効果計算を実施し、連結貸借対照表に繰延税金資産・負債を計上している。

繰延税金資産を計上するにあたっては、これらが将来の課税所得や有効な税務計画により実現されることの確実性を検証する必要がある。

当社のマネジメントは、取締役会で承認された経営計画や、期中での各社からの経営報告、将来の市場状況、実行性の高い税務戦略等に基づき、将来の課税所得を推定し繰延税金資産の回収可能性を判断しており、実現できないと考えられる部分については評価性引当金を計上している。将来の課税所得あるいは課税時期に関する当社のマネジメントの判断が変わることにより、評価性引当金の変動する可能性がある。

また、当社グループは、税務ポジションの不確実性から生じる影響額については、税務上の技術的な方法に基づき、50%超の可能性で認められる場合、財務諸表に認識している。その税務ポジションに関連する財務諸表への影響額は、税務当局との解決により50%超の可能性で実現が予想される最大金額で測定される。当社グループはその税務ポジションが有効的に解決されるまで、決算日ごとに持続可能性を検証し、見積りによる変動の影響を財務諸表へ反映させる。

当社のマネジメントは、計上した繰延税金資産（評価性引当金控除後）全額が実現可能であり、認識された不確実性のあるすべての主要な税務ポジションは瑕疵なく持続していると判断しているが、経営計画が実現できず、将来の課税所得の見積りが大幅に減少する場合や、関連する税務当局の解釈等、これらの判断が結果として現実と異なる場合には、評価性引当金や認識すべき財務諸表への影響額を見直す必要があり、追加の税金費用が発生することで当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

詳細は、連結財務諸表注記14に記載されている。

(3) 長期性資産及び営業権の評価

当社グループは長期性資産に関して、経営環境の変化により、将来その資産から生み出されるキャッシュ・フローが減少するなど、帳簿価額相当額を回収することができないと判断されるような事象や状況の変化が生じた場合には、減損に関する検討を実施している。

当社グループが保有しかつ使用している資産の回収可能性は、帳簿価額とその資産から生じる割引前将来キャッシュ・フローとの比較で判定される。この割引前将来キャッシュ・フローは、承認された経営計画に基づき算出される。この経営計画は、外部調査機関や顧客からの情報をもとにした市場予測により売上量を推定し、それを前提に販売価格の変動、製造原価、販売費及び一般管理費の変動等マネジメントの最良の判断による推定を可能な限り織り込んで策定される。もし、資産の帳簿価額が割引前将来キャッシュ・フローを上回り、回収可能性が認められずその資産が減損状態であると判定された場合、帳簿価額が公正価値を上回った額が減損額として測定され計上される。公正価値は、主に市場において想定されるキャッシュ・フローの変動リスクを考慮した加重平均資本コストを割引率として使用する割引後将来キャッシュ・フローモデル、あるいは独立した鑑定評価で測定される。処分予定の長期性資産については、帳簿価額と公正価値から処分のためのコストを差し引いた額とのいずれかが低い方で評価される。

当社グループは営業権については、少なくとも各年度に1回減損の検討を実施している。それは次の2段階のテストによって実施されている。まず、第1段階では潜在的な減損を識別するため報告単位の公正価値と営業権を含む帳簿価額を比較する。報告単位の帳簿価額が公正価値を超える場合、減損損失の額を測定するためにテストの第2段階を行う。第2段階のテストでは報告単位の営業権の想定公正価値と帳簿価額を比較する。営業権の想定公正価値を測定するには、割引後将来キャッシュ・フローモデル、鑑定評価、あるいは他の評価方法に基づいて、報告単位の識別可能な資産負債の公正価値を算出する必要がある。報告単位の営業権の帳簿価額が営業権の想定公正価値を超える場合、その超える額が減損損失として認識される。

現状では、長期性資産及び営業権については、重要な追加の減損の発生はないと考えているが、経営戦略の変更、市場の変化があった場合には、その資産から将来得られるキャッシュ・フローの予想や公正価値の算出に影響し、長期性資産及び営業権の回収可能性の評価判断が変更となり、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

(4) 金融商品の公正価値

主に外国為替予約や金利スワップ契約等のデリバティブ金融商品の公正価値は、市場で観察可能なインプットに基づいた業者からの情報をもとに評価している。この公正価値の情報は、特定のある時点での適切な市場の情報と商品についての情報に基づいて推定されるものであるが、これらの推定はその性格上、市場の不確実性を含んでいるため、実際の結果と異なってくる可能性がある。

投資有価証券及び関連会社に対する投資の公正価値については、市場性のあるものは市場で値付けされた価額で評価しているが、公正価値の下落があった場合、それが一時的かどうかについて、下落の期間や程度、被投資会社の財政状態及び業績予想等を考慮して判断している。市場性のない投資の価値の下落が一時的かどうかの判断は、被投資会社の財政状態及び業績予想等から行っている。

現状では、投資有価証券あるいは関連会社に対する投資については、重要な追加の減損の発生はないと考えているが、将来の経済環境の変化によっては投資先の企業の業績が悪化し、減損を認識する可能性がある。

詳細は、連結財務諸表注記18、19、20に記載されている。

(5) 退職給付債務及び費用

当社グループの年金債務及び年金費用の額は、算出時に使用した仮定に影響される。これらの仮定は連結財務諸表注記11に記載されており、割引率、長期期待収益率、平均報酬水準増加率等を含む。当社グループは、仮定と実績が乖離した場合には、その差額を累積し従業員の平均残存勤務年数にわたって償却を実施する事で、将来の期間にわたり、費用として認識する。

割引率は、現在かつ年金受給が満期となる間に利用可能と予想される信用度の高い固定利付き債券の利率に基づいて算出される。また、長期期待収益率は、投資対象の様々な資産カテゴリー別に将来収益に対する予測や過去の運用実績を考慮し決定される。

当社グループは、これらの仮定は妥当なものであると信じているが、重要な実績との乖離もしくは重要な仮定の変化があった場合、年金債務と将来の費用に影響を与える可能性がある。

当連結会計年度末の当社グループの年金制度において、割引率又は長期期待収益率が0.5%変動した場合、年金債務及び年金費用に及ぼす影響は、その他すべての仮定を一定とすると、それぞれ以下のとおりである。

仮定の変更	変動率	年金債務	年金費用
割引率	0.5%増 / 0.5%減	140億円減 / 151億円増	12億円減 / 13億円増
長期期待収益率	0.5%増 / 0.5%減		6億円減 / 6億円増

(6) 今後適用となる新会計基準

米国財務会計基準審議会は、2014年5月に会計基準アップデート2014-09「顧客との契約から生じる収益」を発行した。同アップデートは、米国財務会計基準審議会会計基準編纂書605「収益の認識」を改訂し、顧客への財やサービスの移転を、企業が財やサービスと交換に受け取れると見込まれる対価を反映した金額で収益を認識することを要求している。同アップデートは、2016年12月16日以降開始する連結会計年度及びその四半期連結会計期間から適用され、早期適用は認められない。2015年4月に米国財務会計基準審議会は、適用日を1年延期する会計基準アップデート案を公表した。同アップデート案では、早期適用（2016年12月16日以降開始する連結会計年度及びその四半期連結会計期間からの適用）は認められるが、当初の適用日より前に適用することは認められない。当社グループは、現在、適用による財政状態及び経営成績へ与える影響について検討中である。

2. 業績報告

(1) 概要

当社グループは、2016年3月期をゴールとする3カ年の中期経営計画「Together We Innovate GEMBA Worldwide」を掲げ、イノベーションによる成長戦略、既存事業の成長戦略、土台強化のための構造改革を重点項目として活動している。

当連結会計年度の連結売上高は1,978,676百万円（前連結会計年度比1.3%増）となった。建設機械・車両事業では、北米、欧州といった先進国で一般建設機械の需要が堅調に推移するとともに、為替が米ドル、ユーロ、人民元に対して円安に進んだことが寄与し、新興国の一般建設機械及び鉱山機械の需要低迷に伴う販売量減少を補い、売上高は前連結会計年度並みとなった。産業機械他事業では、自動車業界を中心とした設備投資に支えられ、鍛圧機械の販売が堅調に推移したことから、売上高は前連結会計年度より増加した。利益については、為替が円安に推移したことに加え、販売価格の改善などにより、建設機械・車両事業の販売量減少による影響を補った結果、営業利益は242,062百万円（前連結会計年度比0.7%増）となった。売上高営業利益率は前連結会計年度を0.1ポイント下回る12.2%、税引前当期純利益は236,074百万円（前連結会計年度比2.5%減）、当社株主に帰属する当期純利益は154,009百万円（前連結会計年度比3.5%減）となった。

	2014年度 実績	前連結会計年度比
売上高	1,978,676百万円	1.3%増
営業利益	242,062百万円	0.7%増
税引前当期純利益	236,074百万円	2.5%減
当社株主に帰属する当期純利益	154,009百万円	3.5%減

(2) 為替レート変動の影響

当連結会計年度は前連結会計年度に比較し、米ドル、ユーロ、人民元ともに円安に推移した。これら為替レートの変動により、建設機械・車両事業のセグメント利益は前連結会計年度比で約366億円増加したと試算される。為替レート変動の影響は、各社の外貨建取引額に各為替レートの変動を乗じて算出した金額の合計として試算されている。為替レート変動に対応した販売価格変更の影響は考慮していない。

(3) 売上高

売上高は前連結会計年度の1,953,657百万円と比較して1.3%増加の1,978,676百万円となった。国内売上高は前連結会計年度の434,999百万円と比較して2.4%減少の424,381百万円、海外売上高は前連結会計年度の1,518,658百万円と比較して2.3%増加の1,554,295百万円となった。

事業の種類別セグメントの状況は以下のとおりである。

< 建設機械・車両事業セグメント >

建設機械・車両事業の売上高は前連結会計年度を0.6%上回る1,763,423百万円となった。

イノベーションによる成長戦略を担う次世代商品として、日本、北米、欧州で導入したICTブルドーザー及びICT油圧ショベルは、着実に出荷台数を伸ばした。また、建設現場のあらゆる情報をICTで繋ぎ、安全で生産性の高い「未来の現場」を実現させていくためのソリューション事業である「スマートコンストラクション」を本年2月より日本で開始した。日本、北米、欧州で昨年より順次適用が始まっている新排出ガス規制（米国ではTier4 Final）に対応した商品については計18機種を開発し、販売拡大に努めた。建設・鉱山機械の新車需要が落ち込む中でも、アフターマーケットの需要を確実に取り込んだ結果、当連結会計年度の部品の売上高は過去最高となった。

また、国内生産拠点では電力使用量半減活動を推進し、石川県の粟津工場に生産効率を飛躍的に高め購入電力量90%以上の削減を見込む新組立工場を昨年5月に竣工した。

(以下、地域別売上高は外部顧客向け売上高を表示している。)

(日本)

建設投資や東日本大震災被災地における復興工事の需要を着実に取り込んだものの、一般建設機械のレンタル業界向けの需要が一巡した影響を受け、売上高は前連結会計年度を3.4%下回る330,573百万円となった。

(米州)

北米では、鉱山向けや、原油価格下落によるエネルギー向けの需要が低迷した一方、住宅建設及び道路等のインフラ分野向けに需要が増加した結果、売上高は前連結会計年度を21.3%上回る334,813百万円となった。中南米では、低調が続く鉱山機械に加え一般建設機械の需要が減少したため、売上高は前連結会計年度を2.1%下回る261,181百万円となった。

(欧州・CIS)

欧州では、主要市場のひとつであるイギリスを中心に需要が伸長した結果、売上高は前連結会計年度を21.6%上回る148,294百万円となった。CISでは、通貨下落や金利上昇の影響に加え、金鉱山及びエネルギー向けの需要が依然低迷しており、売上高は前連結会計年度を20.8%下回る54,317百万円となった。

(中国)

中国政府は高度成長から「新常态(ニューノーマル)」への移行を明示しており、住宅ローン規制緩和や利下げ等の景気対策は打たれたものの、特に本年2月の春節(旧正月)後の需要の落ち込みが大きかったこともあり、売上高は前連結会計年度を32.0%下回る110,220百万円となった。

(アジア・オセアニア)

アジアでは、最大市場のインドネシアをはじめタイなどで需要が低迷したが、フィリピン、インド等の需要拡大を取り込むことができたため、売上高は前連結会計年度を9.5%上回る212,380百万円となった。オセアニアでは、鉱山向け需要が依然低調に推移し、売上高は前連結会計年度を11.4%下回る137,014百万円となった。

(中近東・アフリカ)

中近東では、主要市場であるトルコの需要低迷や、原油価格下落の影響があるものの、サウジアラビア、カタール、UAE等の湾岸諸国を中心に需要が堅調に推移し、売上高は前連結会計年度を9.8%上回る60,814百万円となった。アフリカでは、南アフリカを中心に鉱山機械の納入が進んだことから、売上高は前連結会計年度を3.2%上回る111,785百万円となった。

なお、建設機械・車両事業全体の生産規模は、前連結会計年度比0.7%増加し、約1兆7,193億円(販売価格ベース、連結ベース)であった。

<産業機械他事業セグメント>

産業機械他事業では、自動車業界を中心とした設備投資に支えられ、鍛圧機械の販売が堅調に推移したことに加え、半導体業界の好調な設備稼働に支えられギガフォトン(株)の売上高が伸長したことから、売上高は前連結会計年度を5.9%上回る221,517百万円となった。高い生産性とランニングコストの大幅な低減を実現した小型ACサーボプレス及びファイバーレーザー加工機の新機種を発売し、販売拡大に努めた。

なお、産業機械他事業全体の生産規模は、前連結会計年度比6.1%増加し、約2,011億円(販売価格ベース、連結ベース)であった。

(4) 売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は、売上高の増加に伴い、前連結会計年度比0.6%増加して1,401,193百万円となった。販売価格及び製造原価の改善等に継続的に注力した結果、売上高に対する比率は70.8%と前連結会計年度比で0.5ポイント減少した。

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度比5.7%増加して336,506百万円となった。

なお、売上原価、販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は、前連結会計年度比9.7%増加して70,715百万円となった。

(5) 長期性資産の減損

長期性資産の減損は、前連結会計年度の2,300百万円と比較して1,176百万円減少の1,124百万円となった。当連結会計年度の長期性資産の減損は、主として有形固定資産の減損によるものである。

(6) その他の営業収益

その他の営業収益は、前連結会計年度の590百万円の収益に対し1,619百万円増加の2,209百万円の収益となった。これは主として固定資産廃却損が当連結会計年度では減少したことによるものである。

(7) 営業利益

営業利益は以上の結果、前連結会計年度の240,495百万円と比較して0.7%増加の242,062百万円となった。

(8) その他の収益（費用）

受取利息及び配当金は、前連結会計年度の3,898百万円と比較して632百万円減少の3,266百万円となった。支払利息は、前連結会計年度の8,831百万円と比較して497百万円増加の9,328百万円となった。前連結会計年度のおその他（純額）の6,494百万円の収益は、市場性のある持分証券の売却益等である。

(9) 税引前当期純利益

税引前当期純利益は以上の結果、前連結会計年度の242,056百万円と比較して2.5%減少の236,074百万円となった。

(10) 法人税等

法人税等は、前連結会計年度の75,943百万円と比較して2,552百万円増加の78,495百万円となった。税引前当期純利益に対する法人税等の比率（実効税率）は、前連結会計年度31.4%から1.9ポイント増加し、当連結会計年度は33.3%となった。法定税率35.7%と実効税率33.3%との差異は、海外子会社の適用税率の差異等によるものである。

(11) 持分法投資損益

持分法投資損益は、前連結会計年度の3,491百万円の利益と比較して378百万円増加の3,869百万円の利益となった。

(12) 当期純利益

当期純利益は以上の結果、前連結会計年度の169,604百万円と比較して8,156百万円減少の161,448百万円となった。

(13) 非支配持分に帰属する当期純利益

非支配持分に帰属する当期純利益は、主にコマツマーケティングサポートオーストラリア㈱の収益が減少したことから、非支配持分に帰属する部分が減少し、前連結会計年度の10,086百万円と比較して2,647百万円減少の7,439百万円となった。

(14) 当社株主に帰属する当期純利益

当社株主に帰属する当期純利益は以上の結果、前連結会計年度の159,518百万円と比較して3.5%減少の154,009百万円となった。1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度の167.36円から162.07円となった。（潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益はそれぞれ167.18円、161.86円である。）

(15) セグメント利益の状況

（セグメント利益は、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出している。）

建設機械・車両事業のセグメント利益は、北米、欧州といった先進国で一般建設機械の需要が堅調に推移するとともに、為替が米ドル、ユーロ、人民元に対して円安に進んだが、新興国の一般建設機械及び鉱山機械の需要低迷に伴い販売量が減少したことから、前連結会計年度の242,101百万円と比較して14,829百万円減少の227,272百万円となった。

産業機械他事業のセグメント利益は、自動車業界を中心とした設備投資に支えられ、鍛圧機械の販売が堅調に推移したことに加え、半導体業界の好調な設備稼働に支えられギガフォトン㈱の売上高が伸長し、また前連結会計年度にワイヤーソーの在庫に係る損失を計上したこともあり、前連結会計年度の2,038百万円と比較して14,219百万円増加の16,257百万円となった。

これらに、全社及びセグメント間取引取消を差し引いたセグメント利益（連結）は、前連結会計年度の242,205百万円と比較して1,228百万円減少の240,977百万円となった。

なお、セグメント利益（連結）は米国会計基準に則っていないが、財務諸表利用者に有益な情報を提供するために表示している。

3. 流動性及び資金の源泉

(1) 資金調達と流動性管理

当社グループは、将来の事業活動に必要な資金を確保し、適切な流動性を維持することを財務の基本方針としている。この方針に従い、当社グループは金融機関借入、社債等の発行、融資枠の設定等、様々な資金調達の源泉を確保している。設備投資資金及び運転資金については、営業活動から得られたキャッシュ・フロー及び外部より調達した資金を充当している。更に、当社グループの資金の効率性を高めるため、海外子会社を含めたグループ間のキャッシュ・マネジメントシステム（グローバル・キャッシュ・プーリング、以下、「GCP」）を特定の金融機関と構築しており、特定の金融機関に対する預入総額を上限にGCP参加会社は借入を行っている。当GCPにおいては、預入金及び借入金の残高を相殺できる条項が含まれており、当連結会計年度末現在の相殺金額は158,726百万円となっている。

短期資金需要に対しては、営業活動から得られたキャッシュ・フローを主として充当し、必要に応じ銀行借入及びコマーシャル・ペーパーの発行等でまかなっている。一部の連結子会社は、当連結会計年度末現在、金融機関との間に合計24,396百万円のコミットメントライン契約を締結して代替流動性を確保しており、その未使用枠は17,363百万円となっている。コマーシャル・ペーパーについては、当連結会計年度末現在、当社で150,000百万円のプログラムを保有しており、未使用枠は86,000百万円となっている。

当社は、中長期資金需要に機動的に対応するため、社債発行枠とユーロ・ミディアム・ターム・ノートプログラムを保有している。当社は2014年11月に2年間有効の100,000百万円の社債発行枠を登録した。当連結会計年度末現在の未使用枠は100,000百万円となっている。なお、これ以外の過去に登録した社債発行枠に基づいて発行した分も含めた社債の当連結会計年度末現在の残高は80,000百万円である。また、当社、コマツファイナンスアメリカ㈱及びコマツキャピタルヨーロッパ㈱で合わせて16億米ドルのユーロ・ミディアム・ターム・ノートプログラムを保有しており、このプログラムに基づいて、それぞれの発行体はディーラーとの間で合意されたすべての通貨の債券を発行できる。当連結会計年度末現在、当該ユーロ・ミディアム・ターム・ノートプログラムにより発行された債券の残高は113,624百万円である。

当連結会計年度末現在、当社グループの短期債務残高は191,937百万円となり、前連結会計年度末に比べて15,422百万円増加した。短期債務は主に銀行借入であり、運転資金として使用されている。

当連結会計年度末現在、長期債務残高（1年以内期限到来分含む）は397,192百万円で、前連結会計年度末に比べて31,360百万円減少した。長期債務は銀行、保険会社等からの借入金等201,457百万円、ユーロ・ミディアム・ターム・ノート113,624百万円、無担保社債80,000百万円、キャピタルリース債務2,111百万円で構成されており、主に設備投資資金及び長期運転資金に使用されている。

当連結会計年度末現在のキャピタルリース債務を含めた有利子負債残高は前連結会計年度末比15,938百万円減少の589,129百万円となり、更に現預金を差し引いたネット有利子負債残高は前連結会計年度末比32,101百万円減少の481,817百万円となった。これらに加え株主資本が増加した結果、当連結会計年度末現在のネット・デット・エクイティ・レシオ（ネット有利子負債と株主資本の比率）は前連結会計年度末の0.37に対して0.32となった。

当連結会計年度末現在、流動資産は1,521,435百万円となり、前連結会計年度末に対し、28,003百万円増加し、また流動負債は804,911百万円となり、前連結会計年度末に対し12,680百万円増加した。その結果、流動比率は189.0%と前連結会計年度末に対し0.5ポイント増加となった。

営業活動から得られるキャッシュ・フロー、様々な資金調達手段、流動比率の水準に基づき、当社グループは、流動性ニーズや将来の債務履行のための手段を十分に確保しているものと考えている。

なお、当連結会計年度末現在の現金及び現金同等物の残高は105,905百万円であり、そのうち92,088百万円は海外子会社が保有している。

当社は、スタンダード&プアーズ、ムーディーズ・インベスターズ・サービス及び㈱格付投資情報センターから信用格付を取得している。当連結会計年度末現在、当社の発行体格付けは、スタンダード&プアーズ：A（長期）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス：A2（長期）、㈱格付投資情報センター：AA-（長期）、a-1+（短期）となっている。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、当期純利益161,448百万円に加え、たな卸資産の減少等により、343,654百万円の収入（前連結会計年度比24,230百万円の収入増）となった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の購入等により、181,793百万円の支出（前連結会計年度比14,354百万円の支出増）となった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いや自己株式の取得による支出等により、143,983百万円の支出（前連結会計年度は155,349百万円の支出）となった。

これらに為替変動の影響を加えた結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は前連結会計年度末に比べ15,033百万円増加し、105,905百万円となった。

(3) 設備投資

建設機械・車両事業では、主に生産性向上及び電力使用量削減並びに循環事業強化等のための設備投資を行った。産業機械他事業では、老朽設備更新等のための設備投資を行った。これらの結果、当連結会計年度の設備投資額は192,724百万円と前連結会計年度比13,654百万円の増加となった。

(4) 契約上の債務

当連結会計年度末現在の契約上の債務は次のとおりである。

	期間別支払見込額					(百万円)
	合計	1年以内	1 - 3年	3 - 5年	5年超	
短期債務	191,937	191,937	-	-	-	
長期債務 (キャピタルリース債務を除く)	394,401	116,280	170,005	104,103	4,013	
キャピタルリース債務	2,111	1,235	403	239	234	
オペレーティングリース債務	12,461	4,544	5,063	1,734	1,120	
有利子負債に関する利息 (キャピタルリース債務を含む)	15,146	7,401	6,296	1,381	68	
年金及びその他の退職給付債務	5,755	5,755	-	-	-	
合計	621,811	327,152	181,767	107,457	5,435	

1. 長期債務の金額は、公正価額の調整額680百万円(損)を除いている。
2. 有利子負債に関する利息は、当連結会計年度末現在有効な利率に基づき計算されている。
3. 年金及びその他の退職給付債務は、2016年度以降の拠出額は未確定であるため、2015年度に生じるものだけを記載している。

なお、当連結会計年度末現在の設備発注残高は、約15,500百万円である。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、建設機械・車両事業分野に重点を置き、新製品の開発・生産に関わる投資と生産部門の合理化投資等を実施している。当連結会計年度の設備投資額（有形固定資産受入ベースの数値。金額には消費税等を含まない。）の内訳は次のとおりである。

	2014年度	前連結会計年度比
建設機械・車両	186,726百万円	7.1%
産業機械他	5,998	27.0%
合計	192,724	7.6%

建設機械・車両事業では、主に生産性向上及び電力使用量削減並びに循環事業強化等のための設備投資を行った。産業機械他事業では、老朽設備更新等のための設備投資を行った。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりである。

(1) 提出会社

(2015年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
粟津工場 (石川県小松市)	建設機械・車両、 産業機械他	ブルドーザー、 油圧ショベル、 ホイールロー ダー、モーター グレーダー、装 甲車等生産設備	16,205	10,392	3,738 (703)	1,253	31,590	2,321
金沢工場 (石川県金沢市)	建設機械・車両、 産業機械他	油圧ショベル、 プレス生産設備	5,502	1,635	1,238 (97)	205	8,582	330
大阪工場 1 (大阪府枚方市等)	建設機械・車両	ブルドーザー、 油圧ショベル、 自走式破砕機等 生産設備	14,882	10,484	4,240 (562)	1,469	31,076	1,994
茨城工場 (茨城県ひたちなか市)	建設機械・車両	ダンプトラック、 ホイール ローダー等生産 設備	7,798	2,531	10,086 (309)	290	20,706	815
湘南工場 (神奈川県平塚市)	建設機械・車両	コントロー ラー、モニ ター、ハイブ リッドコンポー ネント等生産設 備	1,768	459	2,214 (68)	157	4,600	642
小山工場 (栃木県小山市)	建設機械・車両	エンジン、油圧 機器等生産設備	11,488	13,368	584 (584)	3,818	29,259	1,558
栃木工場 (栃木県小山市)	建設機械・車両	産業車両、油圧 ショベル等生産 設備	2,730	1,457	2,780 (214)	1,339	8,308	767
郡山工場 (福島県郡山市)	建設機械・車両	油圧機器生産設 備	3,113	2,545	895 (377)	133	6,688	364
本社 (東京都港区)		その他設備	1,675	3	1,179 (2)	185	3,044	1,096

1. 大阪工場には六甲工場（兵庫県神戸市）を含めて記載している。

(2) 国内子会社

(2015年3月31日現在)

会社名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
コマツキャストックス㈱ (富山県氷見市)	建設機械・車両	鋳鋼品、鋳鉄品 等生産設備	5,173	5,347	1,484 (343)	762	12,766	868
コマツNTC㈱ (富山県南砺市)	産業機械他	工作機械、産業 機械等生産設備	4,413	1,682	4,229 (225)	300	10,624	1,126

(3) 在外子会社

(2015年3月31日現在)

会社名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
コマツアメリカ㈱ (アメリカ チャタヌガ)	建設機械・車両	油圧ショベル等 生産設備	917	776	263 (215)	311	2,267	249
" (アメリカ ビオリア)	建設機械・車両	ダンプトラック 生産設備	2,303	5,159	- (529)	2,676	10,138	402
ヘンズレー・インダストリー ズ㈱ (アメリカ ダラス)	建設機械・車両	建設・鉱山機械 部品生産設備	1,019	2,141	474 (104)	31	3,665	394
コマツブラジル㈱ (ブラジル スザノ)	建設機械・車両	ブルドーザー、 油圧ショベル等 生産設備	1,994	1,303	27 (633)	978	4,302	814
コマツマイニングジャーマ ニー㈱ (ドイツ デュッセルドルフ)	建設機械・車両	油圧ショベル生 産設備	1,402	3,131	1,115 (111)	863	6,511	610
英国コマツ㈱ (イギリス パートレー)	建設機械・車両	油圧ショベル等 生産設備	782	902	- (200)	10	1,694	302
コマツハノマーグ㈱ (ドイツ ハノーバー)	建設機械・車両	ホイールロー ダー等生産設備	1,613	269	485 (158)	504	2,871	473
コマツイタリア製造㈱ (イタリア エステ)	建設機械・車両	油圧ショベル、 バックホーロー ダー等生産設備	1,389	669	226 (134)	-	2,284	337

会社名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
コマツフォレスト㈱ (スウェーデン ウメオ)	建設機械・車両	林業機械生産設備	379	725	48 (43)	30	1,182	561
コマツロシア製造㈱ (ロシア ヤロスラブリ)	建設機械・車両	油圧ショベル、 ダンプトラック 等生産設備	3,010	1,947	7 (400)	12	4,976	224
小松(常州)建機公司 (中国 江蘇省常州市) 2	建設機械・車両	油圧ショベル、 ホイールロー ダー等生産設備	10,962	4,263	- (-) [281]	566	15,791	569
小松山推建機公司 (中国 山東省済寧市) 2	建設機械・車両	油圧ショベル生 産設備	2,042	3,300	- (-) [292]	118	5,460	825
小松(中国)履帯有限公司 (中国 山東省済寧市) 2	建設機械・車両	建設・鉱山機械 部品生産設備	1,676	4,903	- (-) [100]	13	6,592	582
小松(山東)建機有限公司 (中国 山東省済寧市) 2	建設機械・車両	油圧ショベル、 油圧機器、鋳鋼 部品、減速機等 生産設備	7,129	8,989	- (-) [470]	1,866	17,984	763
コマツインドネシア㈱ (インドネシア ジャカルタ)	建設機械・車両	油圧ショベル、 ブルドーザー、 ダンプトラック 等生産設備	3,299	3,119	3,606 (258)	488	10,512	1,054
コマツアンダーキャリッジイ ンドネシア㈱ (インドネシア プカシ)	建設機械・車両	建設・鉱山機械 部品生産設備	996	2,372	558 (45)	222	4,148	738
バンコックコマツ㈱ (タイ チョンブリー)	建設機械・車両	油圧ショベル等 生産設備	1,250	1,350	1,402 (168)	74	4,076	847
コマツインドネシア(有) (インド カンチープラム) 2	建設機械・車両	ダンプトラック 等生産設備	2,730	2,215	- (-) [240]	153	5,098	311

2. 土地を借地権により使用している。土地の面積については[]内で外書きしている。

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定の合計である。なお、金額には消費税等を含んでいない。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社グループは、多種多様な事業を国内外で行っており、当連結会計年度末時点ではその設備の新設・拡充の計画を個々のプロジェクトごとに決定していない。そのため、事業の種類別セグメントごとの数値を開示する方法によっている。

当連結会計年度後1年間の設備投資額(有形固定資産受入ベースの数値。金額には消費税等を含まない。)は185,000百万円であり、事業の種類別セグメントごとの内訳は次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	2015年3月末計画金額 (百万円)	設備の主な内容・目的	資金調達方法
建設機械・車両	178,000	生産性向上、電力使用量削減 循環事業強化等	自己資金 借入金等
産業機械他	7,000	老朽設備更新等	自己資金 借入金等
合計	185,000		

(注) 1. 金額には消費税等を含まない。

2. 各セグメントの計画概要は、次のとおりである。

建設機械・車両事業では、主に生産性向上及び電力使用量削減のため国内生産拠点への設備投資並びに循環事業強化のための設備投資等を実施する。

産業機械他事業では、設備の老朽更新投資等を実施する。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,955,000,000
計	3,955,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2015年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2015年6月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	971,967,660	971,967,660	東京証券取引所(市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
計	971,967,660	971,967,660	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき当社取締役に対して報酬として発行した新株予約権は、次のとおりである。

2007年6月22日定時株主総会決議及び2007年7月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	113 (注)1	113 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113,000 (注)2	113,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 3,661 (注)3	同左 (注)3
新株予約権の行使期間	2008年9月3日～2015年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,661 資本組入額 1,831 (注)4	同左 (注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めなし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、2007年6月22日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

(1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。
4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。
5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

2008年7月15日取締役会決議

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	104 (注)1	104 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	104,000 (注)2	104,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,499 (注)3	同左 (注)3
新株予約権の行使期間	2009年9月1日～2016年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,499 資本組入額 1,250 (注)4	同左 (注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、2008年7月15日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

(1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の株式会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

2009年7月14日取締役会決議

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	124 (注)1	99 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	124,000 (注)2	99,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,729 (注)3	同左 (注)3
新株予約権の行使期間	2010年9月1日～2017年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,729 資本組入額 865 (注)4	同左 (注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、2009年7月14日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

(1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の株式会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

2010年6月23日定時株主総会決議及び2010年7月13日取締役会決議

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	64 (注)1	64 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,400 (注)2	6,400 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	2013年8月2日～2018年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1 (注)3	同左 (注)3
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間(ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。)に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、2010年7月13日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

2011年7月13日取締役会決議

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	696 (注)1	617 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	69,600 (注)2	61,700 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	2014年8月1日～2019年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1 (注)3	同左 (注)3
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間(ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。)に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、2011年7月13日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

2012年7月12日取締役会決議

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	843 (注)1	843 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	84,300 (注)2	84,300 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	2015年8月1日～2020年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1 (注)3	同左 (注)3
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間(ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。)に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、2012年7月12日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

2013年7月17日取締役会決議

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	561 (注)1	561 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	56,100 (注)2	56,100 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	2016年8月1日～2021年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1 (注)3	同左 (注)3
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間(ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。)に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、2013年7月17日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

2014年7月11日取締役会決議

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	589 (注)1	589 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,900 (注)2	58,900 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	2017年8月1日～2022年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1 (注)3	同左 (注)3
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間(ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。)に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、2014年7月11日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

会社法に基づき当社使用人等に対して無償で発行した新株予約権は、次のとおりである。

2007年6月22日定時株主総会決議及び2007年7月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	222 (注)1	222 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	222,000 (注)2	222,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 3,661 (注)3	同左 (注)3
新株予約権の行使期間	2008年9月1日～2015年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,661 資本組入額 1,831 (注)4	同左 (注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めなし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、2007年6月22日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

(1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。
4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。
5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

2008年6月24日定時株主総会決議及び2008年7月15日取締役会決議

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	153 (注)1	153 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	153,000 (注)2	153,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,499 (注)3	同左 (注)3
新株予約権の行使期間	2009年9月1日～2016年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,499 資本組入額 1,250 (注)4	同左 (注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めなし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、2008年6月24日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

(1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の株式会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

2009年6月24日定時株主総会決議及び2009年7月14日取締役会決議

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	125 (注)1	108 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125,000 (注)2	108,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,729 (注)3	同左 (注)3
新株予約権の行使期間	2010年9月1日~2017年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,729 資本組入額 865 (注)4	同左 (注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、2009年6月24日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

(1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の株式会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

2010年6月23日定時株主総会決議及び2010年7月13日取締役会決議

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	238 (注)1	210 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,800 (注)2	21,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	2013年8月2日～2018年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1 (注)3	同左 (注)3
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間(ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。)に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、2010年6月23日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

2011年6月22日定時株主総会決議及び2011年7月13日取締役会決議

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,580 (注)1	1,558 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	158,000 (注)2	155,800 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	2014年8月1日～2019年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1 (注)3	同左 (注)3
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間(ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。)に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、2011年6月22日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２．に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たり１円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

2012年6月20日定時株主総会決議及び2012年7月12日取締役会決議

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,555 (注)1	2,555 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	255,500 (注)2	255,500 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	2015年8月1日～2020年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1 (注)3	同左 (注)3
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間(ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。)に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、2012年6月20日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２．に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たり１円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

2013年6月19日定時株主総会決議及び2013年7月17日取締役会決議

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,358 (注)1	2,358 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	235,800 (注)2	235,800 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	2016年8月1日～2021年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1 (注)3	同左 (注)3
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間(ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。)に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、2013年6月19日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

2014年6月18日定時株主総会決議及び2014年7月11日取締役会決議

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,169 (注)1	2,169 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	216,900 (注)2	216,900 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	2017年8月1日～2022年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1 (注)3	同左 (注)3
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間(ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。)に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、2014年6月18日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり1円とし、これに上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2012年3月31日 (注)1.	15,613,800	983,130,260	-	70,120	-	140,140
2015年3月31日 (注)2.	11,162,600	971,967,660	-	70,120	-	140,140

(注)1. 発行済株式総数の減少は、2012年1月20日に実施した自己株式の消却による。

2. 発行済株式総数の減少は、2015年3月27日に実施した自己株式の消却による。

(6) 【所有者別状況】

2015年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	199	90	1,348	762	98	184,126	186,624	-
所有株式数 (単元)	100	3,006,428	241,976	252,882	4,287,686	823	1,921,779	9,711,674	800,260
所有株式数の 割合(%)	0.00	30.95	2.49	2.60	44.14	0.00	19.78	100.00	-

(注)1. 自己株式29,040,758株は「個人その他」に290,407単元及び「単元未満株式の状況」に58株含まれている。

2. 上記の「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ70単元及び16株含まれている。

3. 所有株式数の割合は、小数点第3位を切り捨てて記載している。

(7)【大株主の状況】

2015年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	36,727	3.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	36,615	3.76
太陽生命保険株式会社	東京都港区海岸1丁目2番3号	34,000	3.49
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	26,626	2.73
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	P.O. BOX 351, BOSTON, MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	25,796	2.65
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	17,835	1.83
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	ONE WALL STREET, NEW YORK, N.Y. 10286, U.S.A. (東京都千代田区大手町1丁目2番3 号)	17,322	1.78
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1 号)	16,055	1.65
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	12,150	1.25
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	P.O. BOX 351, BOSTON, MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	11,705	1.20
計	-	234,836	24.16

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を切り捨てて記載している。
2. 上記のほか、当社が所有している自己株式29,040千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.98%)がある。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、全数が信託業務に係る株式である。
4. THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERSは、当社ADR(米国預託証券)の受託機関であるTHE BANK OF NEW YORK MELLONの株式名義人である。
5. ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド及び共同保有者3名が連名により、2013年7月12日付で、当社株式の大量保有報告書を提出しているが、2015年3月31日現在の実質保有状況等の確認ができないので、上記大株主の状況は、株主名簿上の保有株式に基づき記載している。
なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりである。

・氏名又は名称、住所及び保有株式数(2013年7月8日現在)

氏名又は名称	住所	保有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する割 合(%)
ウォルター・スコット・アンド・ パートナーズ・リミテッド	One Charlotte Square, Edinburgh, UK EH2 4DZ	42,043,805	4.28
メロン・キャピタル・マネジメン ト・コーポレーション	50 Fremont Street, Suite 3900, San Francisco, California 94105, U.S.A.	6,950,582	0.71
ドレイファス・コーポレーション	200 Park Avenue, New York, NY 10166, USA	3,604,488	0.37
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ メロン	One Wall Street, New York, New York, USA	1,379,166	0.14
計	-	53,978,041	5.49

6. ブラックロック・ジャパン株式会社及び共同保有者7名が連名により、2015年4月6日付で、当社株式の大量保有報告書を提出しているが、2015年3月31日現在の実質保有状況等の確認ができないので、上記大株主の状況は、株主名簿上の保有株式に基づき記載している。

なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりである。

・氏名又は名称、住所及び保有株式数（2015年3月31日現在）

氏名又は名称	住所	保有株式数 (株)	発行済株式総数に対する割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	14,322,700	1.47
ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 デラウェア州 ウィルミントン ベルビュー パークウェイ 100	2,088,900	0.21
ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ニュージャージー州 プリンストン ユニバーシティ スクウェア ドライブ 1	1,119,083	0.12
ブラックロック・ライフ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	2,668,905	0.27
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス	4,487,148	0.46
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	10,658,800	1.10
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	12,402,086	1.28
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	1,472,603	0.15
計	-	49,220,225	5.06

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2015年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 29,040,700	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
	(相互保有株式) 普通株式 1,114,100	-	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 941,012,600	9,410,126	同上
単元未満株式	普通株式 800,260	-	同上
発行済株式総数	971,967,660	-	-
総株主の議決権	-	9,410,126	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が7,000株(議決権の数70個)含まれている。

【自己株式等】

2015年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目3番6号	29,040,700	-	29,040,700	2.98
コマツ道東株式会社	北海道帯広市西二十四条北一丁目3番4号	300,000	-	300,000	0.03
コマツ栃木株式会社(注)1	栃木県宇都宮市平出工業団地38番地12	287,000	7,700	294,700	0.03
コマツ山形株式会社(注)1	山形県山形市蔵王成沢字町浦192番地	248,400	6,300	254,700	0.02
コマツ秋田株式会社(注)1	秋田県秋田市川尻大川町9番48号	-	74,000	74,000	0.00
コマツ淡路株式会社(注)1	兵庫県洲本市桑間一丁目1番7号	-	71,600	71,600	0.00
栃木シャーリング株式会社(注)2	栃木県真岡市大和田1番地22	19,400	46,700	66,100	0.00
コマツ茨城株式会社(注)1	茨城県水戸市吉沢町358番地の1	-	19,100	19,100	0.00
コマツ山陰株式会社(注)1	島根県松江市東津田町1876番地	10,000	8,900	18,900	0.00
浜松小松フォークリフト株式会社	静岡県浜松市西区桜台一丁目6番15号	6,000	-	6,000	0.00
静岡小松フォークリフト株式会社	静岡県静岡市駿河区北丸子一丁目31番4号	3,800	-	3,800	0.00
大分小松フォークリフト株式会社	大分県大分市豊海四丁目2番12号	3,000	-	3,000	0.00
コマツ宮崎株式会社(注)1	宮崎県宮崎市佐土原町下那珂2957番地12	-	1,900	1,900	0.00
山形小松フォークリフト株式会社	山形県山形市流通センター一丁目2番地の1	300	-	300	0.00
計	-	29,918,600	236,200	30,154,800	3.10

- (注) 1. 「他人名義」欄に記載している株式の名義人は、小松ディーラー持株会(神奈川県川崎市川崎区東扇島5番地)である。
2. 「他人名義」欄に記載している株式の名義人は、小松製作所協力企業持株会(東京都港区赤坂二丁目3番6号)である。
3. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、小数点第3位を切り捨てて記載しているため、各株主の割合を合計したものと「計」で表示している割合とは一致しない。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、株式報酬制度（ストック・オプション）を採用している。

会社法に基づき当社取締役に対して報酬として新株予約権を発行する方法
[2007年 6月22日定時株主総会及び2007年 7月10日取締役会決議]

決議年月日	2007年 6月22日（定時株主総会）及び2007年 7月10日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	239,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件（注）	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

(注) その他の新株予約権の行使の条件等については、会社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定める。

[2008年 7月15日取締役会決議]

決議年月日	2008年 7月15日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	192,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件（注）	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

(注) その他の新株予約権の行使の条件等については、会社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定める。

[2009年 7月14日取締役会決議]

決議年月日	2009年 7月14日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	239,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件（注）	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

(注) その他の新株予約権の行使の条件等については、会社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定める。

[2010年 6月23日定時株主総会決議及び2010年 7月13日取締役会決議]

決議年月日	2010年 6月23日（定時株主総会）及び2010年 7月13日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	21,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件（注）	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

(注) その他の新株予約権の行使の条件等については、会社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定める。

[2011年7月13日取締役会決議]

決議年月日	2011年7月13日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	87,200株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件(注)	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

(注) その他の新株予約権の行使の条件等については、会社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定める。

[2012年7月12日取締役会決議]

決議年月日	2012年7月12日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	84,300株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件(注)	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

(注) その他の新株予約権の行使の条件等については、会社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定める。

[2013年7月17日取締役会決議]

決議年月日	2013年7月17日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	56,100株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件(注)	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

(注) その他の新株予約権の行使の条件等については、会社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定める。

[2014年7月11日取締役会決議]

決議年月日	2014年7月11日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	58,900株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件(注)	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

(注) その他の新株予約権の行使の条件等については、会社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定める。

会社法に基づき当社使用人等に対して新株予約権を無償で発行する方法
[2007年6月22日定時株主総会及び2007年7月10日取締役会決議]

決議年月日	2007年6月22日(定時株主総会)及び2007年7月10日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社使用人39名、当社子会社の取締役15名、計54名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	323,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件(注)	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

(注) その他の新株予約権の行使の条件等については、会社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定める。

[2008年6月24日定時株主総会及び2008年7月15日取締役会決議]

決議年月日	2008年6月24日(定時株主総会)及び2008年7月15日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社使用人46名、当社子会社の取締役16名、計62名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	271,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件(注)	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

(注) その他の新株予約権の行使の条件等については、会社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定める。

[2009年6月24日定時株主総会及び2009年7月14日取締役会決議]

決議年月日	2009年6月24日(定時株主総会)及び2009年7月14日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社使用人54名、当社子会社の取締役11名、計65名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	403,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件(注)	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

(注) その他の新株予約権の行使の条件等については、会社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定める。

[2010年6月23日定時株主総会及び2010年7月13日取締役会決議]

決議年月日	2010年6月23日(定時株主総会)及び2010年7月13日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社使用人50名、当社子会社の取締役12名、計62名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	55,800株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件(注)	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

(注) その他の新株予約権の行使の条件等については、会社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定める。

[2011年6月22日定時株主総会及び2011年7月13日取締役会決議]

決議年月日	2011年6月22日(定時株主総会)及び2011年7月13日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社使用人65名、当社子会社の取締役12名、計77名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	252,900株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件(注)	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

(注) その他の新株予約権の行使の条件等については、会社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定める。

[2012年6月20日定時株主総会及び2012年7月12日取締役会決議]

決議年月日	2012年6月20日(定時株主総会)及び2012年7月12日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社使用人74名、当社子会社の取締役13名、計87名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	255,500株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件(注)	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

(注) その他の新株予約権の行使の条件等については、会社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定める。

[2013年6月19日定時株主総会及び2013年7月17日取締役会決議]

決議年月日	2013年6月19日(定時株主総会)及び2013年7月17日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社使用人71名、当社子会社の取締役15名、計86名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	235,800株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件(注)	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

(注) その他の新株予約権の行使の条件等については、会社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定める。

[2014年6月18日定時株主総会及び2014年7月11日取締役会決議]

決議年月日	2014年6月18日(定時株主総会)及び2014年7月11日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社使用人74名、当社子会社の取締役14名、計88名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	216,900株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件(注)	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

(注) その他の新株予約権の行使の条件等については、会社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定める。

[2015年6月24日定時株主総会決議予定]

決議年月日	2015年6月24日予定（定時株主総会）
付与対象者の区分及び人数	当社の使用人及び当社の主要な子会社の代表取締役 （区分及び人数は、提出日後の当社取締役会において定める。）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	193,000株を上限とする。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円
新株予約権の行使期間	2018年8月3日～2023年7月31日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間（ただし、新株予約権の行使期間を超えない。）に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

（注）1．当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、2015年6月24日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

2．組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1．に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号の規定に基づく普通株式の取得

会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はない。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号の規定に基づく普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2014年11月14日)での決議状況 (取得期間 2014年11月17日~2015年3月13日)	20,000,000	30,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	11,162,600	29,996,649,350
残存決議株式の総数及び価額の総額	8,837,400	3,350,650
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	44.1	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	44.1	0.0

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	12,640	31,111,806
当期間における取得自己株式(注)	1,669	4,140,285

(注) 「当期間における取得自己株式」には、2015年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取
りによる株式数は含まれていない。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間(注)1	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	11,162,600	19,807,810,448	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他の処分を行った取得自己株式 (ストック・オプション行使によるもの)(注)2	349,100	453,097,100	54,900	72,630,900
(単元未満株式の売渡請求によるもの)	167	399,757	-	-
保有自己株式数	29,040,758	-	28,987,527	-

(注)1. 「当期間」の欄には、2015年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプション行使による株
式数及び単元未満株式の売渡請求による株式数は含まれていない。

2. スtock・オプションの行使による処分価額の総額は、ストック・オプションの権利行使に伴い払込みがな
された金額の合計を記載している。

3【配当政策】

当社は、企業価値の増大を目指し、健全な財務体質と柔軟で敏捷な企業体質作りに努めている。配当金については、連結業績を反映した利益還元を実施し、引き続き安定的な配当の継続に努めていく方針である。

配当の実施については、期末配当及び中間配当の年2回とし、期末配当は定時株主総会の決議事項、中間配当は取締役会の決議事項としている。

第146期の剰余金の配当については、連結配当性向を30%以上とし、連結配当性向が50%を超えないかぎり減配はしないとの配当方針に従い、期末配当金を1株当たり29円とし、中間配当金29円と合わせ、年間配当金58円とする予定である。

内部留保金については、更なるグローバル化や技術に優位性ある新商品の開発・導入等に積極的に投資をし、グループ全体での事業の拡大・経営基盤の強化に努めていく考えである。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めている。

なお、第146期の剰余金の配当は以下のとおりである。

決議年月日	配当の金額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2014年10月31日 取締役会	27,665	29
2015年6月24日(予定) 定時株主総会(注)	27,344	29

(注) 2015年3月31日を基準日とする期末配当であり、2015年6月24日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として提案している。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第142期	第143期	第144期	第145期	第146期
決算年月	2011年3月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2015年3月
最高(円)	2,858	2,926	2,507	3,095	2,963.0
最低(円)	1,571	1,449	1,439	1,958	2,091

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2014年10月	11月	12月	2015年1月	2月	3月
最高(円)	2,625.0	2,817.0	2,963.0	2,686.0	2,518.0	2,535.0
最低(円)	2,301.0	2,661.0	2,621.0	2,325.0	2,306.0	2,325.5

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

5【役員の状況】

(1) 2015年6月23日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりである。

男性 15名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
代表取締役 会長		野路 國夫	1946年11月17日生	1969年4月 当社入社 技術本部実験部 1993年6月 建機事業本部技術本部生産管理部長 1995年2月 コマツドレッサーカンパニー(現 コマツアメリカ株式会社)チャタヌ ガ工場長(～1997年2月) 1997年3月 情報システム本部長 1997年6月 取締役就任 1999年6月 取締役退任、執行役員就任 2000年4月 生産本部長 2000年6月 常務執行役員就任 2001年6月 常務取締役兼常務執行役員就任 2003年4月 取締役兼専務執行役員就任 2003年4月 建機マーケティング本部長 2007年6月 代表取締役社長兼CEO就任 2013年4月 代表取締役会長就任(現在に至る)	(注)4	117
代表取締役 社長	CEO	* 大橋 徹二	1954年3月23日生	1977年4月 当社入社 粟津工場工場管理室生産管理課 1982年6月 米スタンフォード大学大学院留学 (～1984年6月) 1998年10月 生産本部粟津工場管理部長 2001年10月 生産本部真岡工場長 2004年1月 コマツアメリカ株式会社社長兼CO O(～2007年3月) 2007年4月 執行役員就任 2007年4月 生産本部長 2008年4月 常務執行役員就任 2009年6月 取締役兼常務執行役員就任 2012年4月 取締役兼専務執行役員就任 2013年4月 代表取締役社長就任(現在に至る) 2013年4月 CEO(現在に至る)	(注)4	43
取締役	CFO	* 藤塚 主夫	1955年3月13日生	1977年4月 当社入社 粟津工場総務部経理課 1988年7月 小松オーストラリア株式会社(～ 1994年2月) 2001年6月 管理部長 2005年4月 執行役員就任 2008年4月 グローバル・リテール・ファイナ ンス事業本部長兼コマツビジネスサ ポート株式会社代表取締役社長 2009年2月 経営企画室長兼グローバル・リテ ール・ファイナンス事業本部長 2010年4月 常務執行役員就任 2011年4月 CFO(現在に至る) 2011年6月 取締役兼常務執行役員就任 2013年4月 取締役兼専務執行役員就任(現在に 至る)	(注)4	25
取締役	CTO	* 高村 藤寿	1954年12月21日生	1977年4月 当社入社 大阪工場建機開発センタ 1982年6月 米ブラウン大学留学(～1984年6 月) 2004年4月 開発本部建機第一開発センタ所長 2006年4月 執行役員就任 2010年4月 常務執行役員就任 2010年4月 開発本部長 2011年6月 取締役兼常務執行役員就任 2013年4月 取締役兼専務執行役員就任(現在に 至る) 2014年4月 CTO(現在に至る)	(注)4	34

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	建機マーケティング本部長	* 篠塚 久志	1954年7月16日生	1978年4月 1981年6月 1991年10月 1997年7月 2005年5月 2007年4月 2011年4月 2012年4月 2012年4月 2013年6月	当社入社 小山工場管理室生産管理課 メキシコ国立自治大学留学(～1982年5月) 国際事業本部イスタンブール事務所長(～1995年10月) コマツラテンアメリカ株式会社副社長(～2002年10月) 建機マーケティング本部欧米事業部長 コマツアメリカ株式会社社長兼COO 常務執行役員待遇就任 常務執行役員就任 建機マーケティング本部長(現在に至る) 取締役兼常務執行役員就任(現在に至る)	(注)4	22
取締役	ICTソリューション本部長	* 黒本 和憲	1955年5月23日生	1980年4月 1985年6月 2006年4月 2007年4月 2008年4月 2009年4月 2012年4月 2012年4月 2013年4月 2013年6月 2014年4月	当社入社 粟津工場開発センタ 米カリフォルニア大学ロサンゼルス校大学院留学(～1987年6月) 開発本部建機エレクトロニクス事業部長 執行役員就任 建機マーケティング本部AHS事業本部長 建機マーケティング本部IT施工事業本部長 常務執行役員就任 ICT事業本部長 マイニング事業本部長兼ICT事業本部長 取締役兼常務執行役員就任(現在に至る) ICTソリューション本部長(現在に至る)	(注)4	11
取締役		* 森 正尚	1958年2月8日生	1981年4月 2004年4月 2008年4月 2009年4月 2013年4月 2013年6月	当社入社 人事部労務課 エンジン・油機事業本部総務部長 人事部長 執行役員就任 常務執行役員就任 取締役兼常務執行役員就任(現在に至る)	(注)4	15
取締役		池田 弘一	1940年4月21日生	1963年4月 1996年3月 1997年3月 1999年3月 2000年3月 2001年3月 2002年1月 2006年3月 2010年3月 2010年6月 2011年7月	朝日麦酒株式会社(現 アサヒグループホールディングス株式会社)入社 アサヒビール株式会社取締役就任 同社常務取締役就任 同社専務取締役就任 同社専務執行役員就任 同社専務取締役兼専務執行役員就任 同社代表取締役社長兼COO就任 同社代表取締役会長兼CEO就任 同社相談役就任 当社取締役就任(現在に至る) アサヒグループホールディングス株式会社相談役就任(現在に至る)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		奥 正之	1944年12月2日生	1968年4月 1994年6月 1998年11月 2001年1月 2001年4月 2002年12月 2003年6月 2005年6月 2005年6月 2011年4月 2011年4月 2014年6月	株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 同行取締役就任 同行常務取締役就任 同行代表取締役専務取締役就任 株式会社三井住友銀行代表取締役専務取締役就任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ代表取締役専務取締役就任 株式会社三井住友銀行代表取締役副頭取就任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ代表取締役会長就任 株式会社三井住友銀行代表取締役頭取就任 株式会社三井住友銀行退任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長就任（現在に至る） 当社取締役就任（現在に至る）	(注) 4	-
取締役		藪中 三十二	1948年1月23日生	1969年4月 2008年1月 2010年8月 2014年6月	外務省入省 同省事務次官就任 同省顧問就任（現在に至る） 当社取締役就任（現在に至る）	(注) 4	-
常勤監査役		森本 誠	1954年7月18日生	1977年4月 1992年11月 1998年7月 2002年4月 2004年4月 2006年9月 2008年4月 2012年6月 2012年6月	当社入社 大阪工場総務部経理課 コマツインドネシア株式会社（～1996年10月） コマツマイニングシステムズ株式会社（～2002年3月） コマツアメリカ株式会社（～2004年1月） 経理部長 管理部長 監査室長 監査役付 常勤監査役就任（現在に至る）	(注) 5	18
常勤監査役		山田 浩二	1954年6月21日生	1977年4月 1996年8月 1999年4月 2002年4月 2004年4月 2005年4月 2009年2月 2009年4月 2010年4月 2013年4月 2013年6月	当社入社 大阪工場資材部資材管理課 コマツアメリカ株式会社（～1999年3月） 生産本部大阪工場管理部長 生産本部粟津工場長 執行役員就任 産機事業本部長兼コマツ産機株式会社代表取締役社長 インド総代表（～2013年3月） コマツインディア有限公司社長（～2013年3月） 常務執行役員待遇就任 社長付 常勤監査役就任（現在に至る）	(注) 6	17
監査役		蒲野 宏之	1945年7月21日生	1971年4月 1978年12月 1981年4月 1988年10月 2007年6月	外務省入省 同省退官 弁護士登録（現在に至る） 蒲野総合法律事務所代表弁護士（現在に至る） 当社監査役就任（現在に至る）	(注) 7	3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役		松尾 邦弘	1942年 9月13日生	1968年 4月 1988年 4月 1998年 5月 2003年 9月 2004年 6月 2006年 6月 2006年 9月 2009年 6月	東京地方検察庁検事任官 法務大臣官房参事官就任 最高検察庁検事就任 東京高等検察庁検事長就任 最高検察庁検事総長就任 退官 弁護士登録(現在に至る) 当社監査役就任(現在に至る)	(注) 6	-
監査役		山口 廣秀	1951年 3月 6日生	1974年 4月 2008年10月 2013年 3月 2014年 6月	日本銀行入行 同行副総裁就任 同行退任 当社監査役就任(現在に至る)	(注) 8	-
計							309

- (注) 1. 取締役池田弘一、奥正之及び藪中三十二は、社外取締役である。
2. 監査役蒲野宏之、松尾邦弘及び山口廣秀は、社外監査役である。
3. 当社では1999年 6月より「執行役員制度」を導入しており、2015年 6月23日現在、執行役員は38名(上記氏名欄に*印を付した取締役兼務者 6名を含む)である。
4. 取締役の任期は2014年 6月18日開催の定時株主総会から、1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
5. 監査役森本誠の任期は2012年 6月20日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
6. 監査役山田浩二及び松尾邦弘の任期は2013年 6月19日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
7. 監査役蒲野宏之の任期は2011年 6月22日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
8. 監査役山口廣秀の任期は2014年 6月18日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
9. 略歴における当社の組織及び子会社の名称は、当時のものである。

(2) 2015年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役10名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定である。なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会及び監査役会の決議事項の内容（役職等）も含めて記載している。

男性 14名 女性 1名（役員のうち女性の比率 6.7%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		野路 國夫	1946年11月17日生	1969年4月 当社入社 技術本部実験部 1993年6月 建機事業本部技術本部生産管理部長 1995年2月 コマツドレッサーカンパニー（現 コマツアメリカ株式会社）チャタヌ ガ工場長（～1997年2月） 1997年3月 情報システム本部長 1997年6月 取締役就任 1999年6月 取締役退任、執行役員就任 2000年4月 生産本部長 2000年6月 常務執行役員就任 2001年6月 常務取締役兼常務執行役員就任 2003年4月 取締役兼専務執行役員就任 2003年4月 建機マーケティング本部長 2007年6月 代表取締役社長兼CEO就任 2013年4月 代表取締役会長就任（現在に至る）	(注) 4	117
代表取締役 社長	CEO	* 大橋 徹二	1954年3月23日生	1977年4月 当社入社 粟津工場工場管理室生産管理課 1982年6月 ミスタンフォード大学大学院留学 （～1984年6月） 1998年10月 生産本部粟津工場管理部長 2001年10月 生産本部真岡工場長 2004年1月 コマツアメリカ株式会社社長兼CO O（～2007年3月） 2007年4月 執行役員就任 2007年4月 生産本部長 2008年4月 常務執行役員就任 2009年6月 取締役兼常務執行役員就任 2012年4月 取締役兼専務執行役員就任 2013年4月 代表取締役社長就任（現在に至る） 2013年4月 CEO（現在に至る）	(注) 4	43
取締役	CFO	* 藤塚 主夫	1955年3月13日生	1977年4月 当社入社 粟津工場総務部経理課 1988年7月 小松オーストラリア株式会社（～ 1994年2月） 2001年6月 管理部長 2005年4月 執行役員就任 2008年4月 グローバル・リテール・ファイナ ンス事業本部長兼コマツビジネスサ ポート株式会社代表取締役社長 2009年2月 経営企画室長兼グローバル・リテ ール・ファイナンス事業本部長 2010年4月 常務執行役員就任 2011年4月 CFO（現在に至る） 2011年6月 取締役兼常務執行役員就任 2013年4月 取締役兼専務執行役員就任（現在に 至る）	(注) 4	25
取締役	CTO	* 高村 藤寿	1954年12月21日生	1977年4月 当社入社 大阪工場建機開発センタ 1982年6月 ミブラウン大学留学（～1984年6 月） 2004年4月 開発本部建機第一開発センタ所長 2006年4月 執行役員就任 2010年4月 常務執行役員就任 2010年4月 開発本部長 2011年6月 取締役兼常務執行役員就任 2013年4月 取締役兼専務執行役員就任（現在に 至る） 2014年4月 CTO（現在に至る）	(注) 4	34

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	建機マーケティング本部長	* 篠塚 久志	1954年7月16日生	1978年4月 1981年6月 1991年10月 1997年7月 2005年5月 2007年4月 2011年4月 2012年4月 2012年4月 2013年6月	当社入社 小山工場管理室生産管理課 メキシコ国立自治大学留学(～1982年5月) 国際事業本部イスタンブール事務所長(～1995年10月) コマツラテンアメリカ株式会社副社長(～2002年10月) 建機マーケティング本部欧米事業部長 コマツアメリカ株式会社社長兼COO 常務執行役員待遇就任 常務執行役員就任 建機マーケティング本部長(現在に至る) 取締役兼常務執行役員就任(現在に至る)	(注)4	22
取締役	ICTソリューション本部長	* 黒本 和憲	1955年5月23日生	1980年4月 1985年6月 2006年4月 2007年4月 2008年4月 2009年4月 2012年4月 2012年4月 2013年4月 2013年6月 2014年4月	当社入社 粟津工場開発センタ 米カリフォルニア大学ロサンゼルス校大学院留学(～1987年6月) 開発本部建機エレクトロニクス事業部長 執行役員就任 建機マーケティング本部AHS事業本部長 建機マーケティング本部IT施工事業本部長 常務執行役員就任 ICT事業本部長 マイニング事業本部長兼ICT事業本部長 取締役兼常務執行役員就任(現在に至る) ICTソリューション本部長(現在に至る)	(注)4	11
取締役		* 森 正尚	1958年2月8日生	1981年4月 2004年4月 2008年4月 2009年4月 2013年4月 2013年6月	当社入社 人事部労務課 エンジン・油機事業本部総務部長 人事部長 執行役員就任 常務執行役員就任 取締役兼常務執行役員就任(現在に至る)	(注)4	15
取締役		池田 弘一	1940年4月21日生	1963年4月 1996年3月 1997年3月 1999年3月 2000年3月 2001年3月 2002年1月 2006年3月 2010年3月 2010年6月 2011年7月	朝日麦酒株式会社(現 アサヒグループホールディングス株式会社)入社 アサヒビール株式会社取締役就任 同社常務取締役就任 同社専務取締役就任 同社専務執行役員就任 同社専務取締役兼専務執行役員就任 同社代表取締役社長兼COO就任 同社代表取締役会長兼CEO就任 同社相談役就任 当社取締役就任(現在に至る) アサヒグループホールディングス株式会社相談役就任(現在に至る)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		奥 正之	1944年12月2日生	1968年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 1994年6月 同行取締役就任 1998年11月 同行常務取締役就任 2001年1月 同行代表取締役専務取締役就任 2001年4月 株式会社三井住友銀行代表取締役専務取締役就任 2002年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ代表取締役専務取締役就任 2003年6月 株式会社三井住友銀行代表取締役副頭取就任 2005年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ代表取締役会長就任 2005年6月 株式会社三井住友銀行代表取締役頭取就任 2011年4月 株式会社三井住友銀行 退任 2011年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長就任(現在に至る) 2014年6月 当社取締役就任(現在に至る)	(注)4	-
取締役		藪中 三十二	1948年1月23日生	1969年4月 外務省入省 2008年1月 同省事務次官就任 2010年8月 同省顧問就任(現在に至る) 2014年6月 当社取締役就任(現在に至る)	(注)4	-
常勤監査役		森本 誠	1954年7月18日生	1977年4月 当社入社 大阪工場総務部経理課 1992年11月 コマツインドネシア株式会社(～1996年10月) 1998年7月 コマツマイニングシステムズ株式会社(～2002年3月) 2002年4月 コマツアメリカ株式会社(～2004年1月) 2004年4月 経理部長 2006年9月 管理部長 2008年4月 監査室長 2012年6月 監査役付 2012年6月 常勤監査役就任(現在に至る)	(注)5	18
常勤監査役		山田 浩二	1954年6月21日生	1977年4月 当社入社 大阪工場資材部資材管理課 1996年8月 コマツアメリカ株式会社(～1999年3月) 1999年4月 生産本部大阪工場管理部長 2002年4月 生産本部粟津工場長 2004年4月 執行役員就任 2005年4月 産機事業本部長兼コマツ産機株式会社代表取締役社長 2009年2月 インド総代表(～2013年3月) 2009年4月 コマツインディア有限公司社長(～2013年3月) 2010年4月 常務執行役員待遇就任 2013年4月 社長付 2013年6月 常勤監査役就任(現在に至る)	(注)6	17
監査役		松尾 邦弘	1942年9月13日生	1968年4月 東京地方検察庁検事任官 1988年4月 法務大臣官房参事官就任 1998年5月 最高検察庁検事就任 2003年9月 東京高等検察庁検事長就任 2004年6月 最高検察庁検事総長就任 2006年6月 退官 2006年9月 弁護士登録(現在に至る) 2009年6月 当社監査役就任(現在に至る)	(注)6	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役		山口 廣秀	1951年3月6日生	1974年4月 2008年10月 2013年3月 2014年6月	日本銀行入行 同行副総裁就任 同行退任 当社監査役就任(現在に至る)	(注)7	-
監査役		篠塚 英子	1942年5月1日生	1993年4月 2009年3月 2015年6月	お茶の水女子大学教授就任 国立大学法人お茶の水女子大学名誉教授就任(現在に至る) 当社監査役就任(現在に至る)	(注)8	-
計							306

- (注) 1. 取締役池田弘一、奥正之及び藪中三十二は、社外取締役である。
2. 監査役松尾邦弘、山口廣秀及び篠塚英子は、社外監査役である。
3. 当社では1999年6月より「執行役員制度」を導入しており、2015年6月24日現在、執行役員は38名(上記氏名欄に*印を付した取締役兼務者6名を含む)である。
4. 取締役の任期は2015年6月24日開催の定時株主総会から、1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
5. 監査役森本誠の任期は2012年6月20日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
6. 監査役山田浩二及び松尾邦弘の任期は2013年6月19日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
7. 監査役山口廣秀の任期は2014年6月18日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
8. 監査役篠塚英子の任期は2015年6月24日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
9. 略歴における当社の組織及び子会社の名称は、当時のものである。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

<コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方>

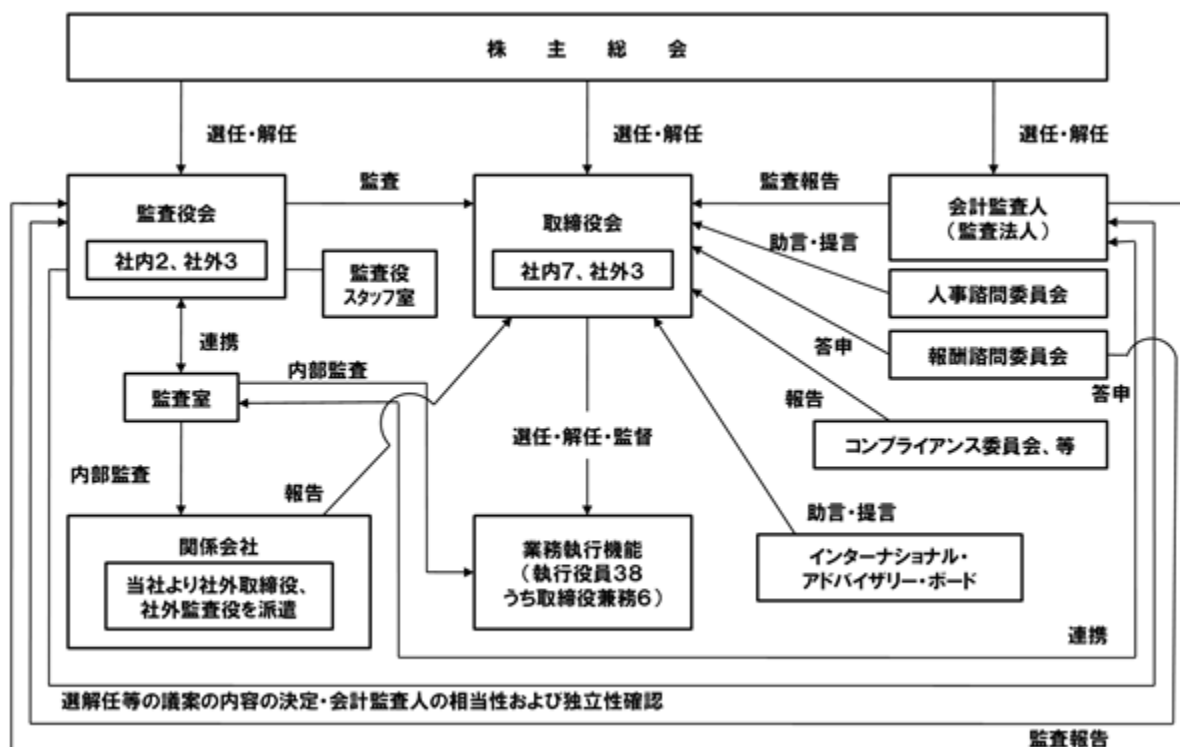
当社は、「企業価値とは、我々を取り巻く社会とすべてのステークホルダーからの信頼度の総和である。」と考えている。株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーから更に信頼される会社となるため、グループ全体でコーポレート・ガバナンスを強化し、経営効率の向上と企業倫理の浸透、経営の健全性確保に努めている。

株主や投資家の皆様に対しては、公正かつタイムリーな情報開示を進めるとともに、株主説明会やIRミーティング等の積極的なIR活動を通じて、一層の経営の透明性向上を目指している。

企業統治の体制

1. 企業統治の体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの仕組み（提出日現在）



当社は、1999年に執行役員制度を導入し、法令の範囲内で経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分離に努めている。同時に、取締役会の構成員数を少数化し、社外取締役および社外監査役の招聘を行うとともに、取締役会の実効性を高めるべく、経営の重要事項に対する討議の充実、迅速な意思決定ができる体制の整備など運用面での改革を図っている。

取締役会は、原則として月1回以上定期的に開催し、重要事項の審議・決議と当社グループの経営方針の決定を行うとともに、代表取締役以下の経営執行部の業務執行を厳正に管理・監督している。取締役10名のうち3名を社外取締役が占め、経営の透明性と客観性の確保に努めている。

監査役5名についても、社外監査役が半数以上を占める構成としている。監査役会は、監査方針、監査役間の職務分担等の決定を行い、各監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査するとともに、原則として月1回以上定期的に監査役会を開催し、経営執行部から業務執行状況を聴取する等、適正な監査を行っている。また、監査役を補助する監査役スタッフ室を設置し、監査役をサポートしている。

(注) 2015年6月24日開催予定の第146回定時株主総会の議案(決議事項)として「取締役10名選任の件」および「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は10名(うち、社外取締役3名)、監査役は5名(うち、社外監査役3名)、執行役員38名のうち取締役兼務者は6名となる予定である。

当社は、取締役会の効率的な運営に資することを目的として、役付執行役員等で構成された戦略検討会を設置している。各執行役員等は戦略検討会での審議を踏まえ、取締役会から委譲された権限の範囲内で職務を執行することとしている。

当社は、業務執行を補完する手段として、グローバル企業としてのあり方について、国内外の有識者から客観的な助言・提言を取り入れることを目的として、1995年にインターナショナル・アドバイザー・ボードを設置し、意見交換・議論を行っている。

当社は、重要な法律問題につき適時専門の法律事務所のアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めている。

2. 現状の企業統治体制を採用する理由

当社は、経営と執行の分離、取締役会による経営の意思決定の充実および業務執行の厳正な管理・監督ならびに社外取締役による経営の透明性・客観性の向上、監査役会による取締役の職務執行の適正な監査等、意思決定および管理監督を有効かつ十分に機能させるために以上の体制を構築している。

3. 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

(1) 内部統制に係る基本方針

当社は、「企業価値とは、我々を取り巻く社会とすべてのステークホルダーからの信頼度の総和である。」と考えている。

企業価値を高めるためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識している。取締役会での議論の実質性を高めるために、取締役会の少人数体制を維持する一方、社外取締役および社外監査役を選任し、経営の透明性と健全性の維持に努めている。また、取締役会によるガバナンスの実効性を高め、十分な審議と迅速な意思決定が行われるよう、取締役会の運営の改善を図っている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会の記録およびその他稟議書等、取締役の職務執行に係る重要な情報を、法令および社内規則の定めるところにより、適切に保存し、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業価値を高める努力を続けると同時に、当社の持続的発展を脅かすあらゆるリスク、特にコンプライアンス問題、環境問題、品質問題、災害発生、情報セキュリティ問題等を主要なリスクと認識してこれに対処すべく、以下の対策を講ずる。

リスクを適切に認識し、管理するための規定として「リスク管理規程」を定める。この規程に則り、個々のリスクに関する管理責任者を任命し、リスク管理体制の整備を推進する。

リスク管理に関するグループ全体の方針の策定、リスク対策実施状況の点検・フォロー、リスクが顕在化した時のコントロールを行うために「リスク管理委員会」を設置する。「リスク管理委員会」は、審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告する。

重大なリスクが顕在化した時には緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために以下を実施する。

取締役会を原則として月1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。社外取締役の参加により、経営の透明性と健全性の維持に努める。また、「取締役会規程」および「取締役会付議基準」を定め、取締役会が決定すべき事項を明確化する。

執行役員制度を導入するとともに、取締役および執行役員等の職務分掌を定める。また、取締役および執行役員等の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「決定権限規程」等の社内規定を定める。

取締役会の効率的な運営に資することを目的として、役付執行役員等で構成された戦略検討会を設置する。執行役員等は、戦略検討会での審議を踏まえ、取締役会から委譲された権限の範囲内で職務を執行する。

(5) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令および「取締役会規程」の定めに従い、経営上の重要事項について決定する。取締役は、取締役会の決定に基づき、各自の業務分担に応じた職務を執行するとともに、使用人の職務執行を監督し、それらの状況を取締役に報告する。

コンプライアンスを統括する「コンプライアンス委員会」を設置し、その審議・活動の内容を定期的に取り締役に報告する。また、法令順守はもとより、すべての取締役および社員が守るべきビジネス社会のルールとして、「コマツの行動基準」を定めるとともに、コンプライアンスを担当する執行役員を任命し、コンプライアンス室を設置するなど、ビジネス社会のルール順守のための体制を整備し、役員および社員に対する指導、啓発、研修等に努める。

併せて、法令およびビジネス社会のルールの順守上疑義のある行為に関する社員からの報告・相談に対応するため、通報者に不利益を及ぼさないことを保証した内部通報制度を設ける。

(6) 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社規程」および関連規則を定める。また、「コマツの行動基準」は、グループに属する関係会社すべてに適用する行動指針として位置付ける。これらの規定および基準をもとに、関係会社を所管する当社の各部門は、所管する各会社を管理・サポートし、グループ各社では業務を適正に推進するための諸規定を定める。

主要関係会社には、必要に応じて当社から取締役および監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。

当社の「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」、「輸出管理委員会」等の重要な委員会は、グループを視野に入れて活動することとし、随時、各関係会社の代表者を会議に参加させる。

特に重要な関係会社には、リスクおよびコンプライアンスも含めた事業の状況について、当社取締役会に定期的に報告させる。

当社の監査室は、当社各部門の監査を実施するとともに、主要関係会社の監査を実施または統括し、各関係会社が当社に準拠して構築する内部統制制度およびその適正な運用状況について監視および指導する。また監査室は、グループ全体の内部統制制度の構築および運用状況、ならびにその結果について、定期的に取り締役会および監査役会に報告する。

(6) - 1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

関係会社を所管する当社の各部門は、「関係会社規程」および関連規則に基づき、所管する各会社に経営状況、財務状況、その他経営上の重要事項を報告させる。

(6) - 2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載するリスク管理体制をグループ全体に適用し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

(6) - 3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「関係会社規程」および関連規則に基づき、子会社が当社の連結経営に多大な影響を及ぼす事項を実施する場合、当社の事前承認または当社への事前連絡を求める。さらに、当社は、関係会社の取締役会付議基準、取締役会の開催頻度、出席状況、付議議案の報告を受け、関係会社の職務執行の状況を継続的に把握することで、グループ全体の経営の効率化を図る。

(6) - 4 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「(5) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」に記載する内部統制およびコンプライアンス体制をグループ全体に適用し、グループ各社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を整備する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する監査役スタッフ室を設置し、専任および兼任の使用人を配置する。

(8) 監査役補助者の取締役からの独立性および当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフ室所属の使用人の人事取扱い（採用、任命、異動）については、常勤監査役の承認を前提とする。

監査役スタッフ室専任の使用人は、取締役の指揮命令から独立しており、その人事考課等については、常勤監査役が行う。

当社の常勤監査役は、監査役スタッフ室所属の使用人と、定期的に会議を開催し、監査役スタッフ室の業務遂行の状況を確認する。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、法令に従い、取締役および執行役員等から担当業務の執行状況について報告を受ける。

取締役は、当社およびグループ内の各関係会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告する。

監査役は、内部統制に関する各種委員会および主要会議体にオブザーバーとして出席するとともに、当社の重要な意思決定の文書である稟議書および重要な専決書を閲覧する。

監査役は、任務を遂行するために必要な法律顧問、その他のアドバイザーを選任できる。

- (9) - 1 子会社の取締役・監査役・使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査役に報告するための体制
- 当社およびグループ会社の重要経営事項を扱う戦略検討会、ならびにコンプライアンス事項およびリスク管理事項を扱うコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、輸出管理委員会等の委員会に、監査役はオブザーバーとして出席する。
- 「関係会社規程」および関連規則に基づき、関係会社から報告される経営状況、財務状況、その他経営上の重要事項は、監査役にも報告される。
- 「リスク管理規程」および「内部監査規程」は関係会社も対象とし、重要事項は監査役に報告される。
- (9) - 2 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社およびグループ各社が制定するコンプライアンスに関する原則に、報告・通報したことを理由として不利益な取扱いをしないことを明記し、当該原則に従って運用する。
- (10) 監査役職務執行に生ずる費用の前払い・償還手続その他職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役会は、執行部門と協議の上、監査役会で承認された監査計画を実行するために必要な予算を確保する。
- 当社は、監査役がその職務執行について費用等の請求をしたときは、監査役職務執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。
- 監査役職務執行に係る費用の管理および執行は、監査役および監査役スタッフ室所属の使用人が行う。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社は、「コマツグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる反社会勢力および団体とは、一切関係を持たない。」という基本方針を有しており、以下に取り組んでいる。
- 上記方針を「コマツの行動基準」に明記し、社内およびグループ各社に周知させている。
- 本社総務部が統括部門となり、警察および外部の専門機関と常に連携をとりながら、上記方針に則り、反社会的勢力による不当要求に対しては組織的に毅然と対処すると共に、当該勢力との取引の未然防止等に努めている。
- 上記の外部機関からの情報収集、教育・研修の参加等も積極的に行い、当該情報の社内およびグループの関係部門間での共有にも努めている。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社と、各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（「責任限定契約」）を締結している。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としている。

（注）2015年6月24日開催予定の第146回定時株主総会の議案（決議事項）として「定款一部変更の件」を提案している。当該議案が承認可決されると、責任限定契約を締結する対象者が、社外取締役および社外監査役に加え、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役にも広がることとなる。

内部監査および監査役監査の状況

当社の内部監査部門である監査室の人員は28名である。監査役の人員は5名であり、社外監査役が半数以上を占める構成としている。また、監査役の職務を補助する監査役スタッフ室を設置し、監査役をサポートしている。監査役スタッフ室の使用人数は、専任兼任合わせて7名である。

常勤監査役の森本誠は、当社において経理関係の業務に長く従事し、財務および会計に関する相当程度の知見を有している。

監査役（社外監査役を含む）、会計監査人および内部監査部門の連携、手続きの状況は以下のとおりである。

- ・監査役（社外監査役を含む）と会計監査人の連携、手続きの状況

監査役は、会計監査人と相互の監査方針、重点監査項目や監査の着眼点に関する意見交換を通して、効果的、効率的な監査を目指している。また、期中における会計監査人による事業所および関係会社等の監査への立会いをはじめ、適宜、会計監査人との監査情報の交換会を設け、相互の連携を深め、機動的な監査に取り組んでいる。また、監査役は、第1四半期、第2四半期および第3四半期の各決算時に会計監査人からのレビュー報告を受け、さらに第2四半期および期末の決算時に重要事項の確認を行っている。加えて、監査役会での監査概要の聴取や監査報告書の受領を通して、会計監査人の監査の方法と結果の検証を行っている。

監査役会は、会計監査人の監査業務および非監査業務を承認するにあたって、方針および手続き等を定め、個別事前審査を通して、当社および連結子会社に対する会計監査人の独立性の保持を図っている。

- ・監査役（社外監査役を含む）と内部監査部門の連携、手続きの状況

監査室は関係部門の協力を得て、国内外の事業拠点および関係会社を対象に定期的に監査を行い、内部統制の有効性を評価し、リスク管理の強化、不正・誤謬の防止に努めている。監査役は、監査室の監査に立ち会い、自らの監査所見を形成するとともに監査室に対して助言や提言を行っている。

監査室の監査結果は監査役会に報告されているほか、監査役は監査室から日常的な情報提供を受けるなど、密接な実質的連携が保たれている。

- ・内部監査部門と会計監査人の連携、手続きの状況

監査室が実施した内部統制の有効性評価等について、会計監査人は監査室と相互に意見交換や情報の共有化を行うことで適宜連携している。

- ・監査役（社外監査役を含む）、内部監査部門および会計監査人と内部統制部門との関係

経営企画、経理・財務、総務、法務等の内部統制に関わる管理部門および「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」等の内部統制に関わる会議体は、監査役、監査室および会計監査人と相互に連携している。

定款の規定

- ・取締役は15名以内とする旨、定款に定めている。
- ・取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めている。
- ・取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨、定款に定めている。
- ・特別決議が必要な場合の定足数の確保をより確実にするため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めている。
- ・経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行等を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めている。
- ・取締役および監査役が期待される役割を十分発揮できるように、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役および監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定めている。
- ・株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨、定款に定めている。

会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、連結財務諸表および個別財務諸表の双方につき、会計監査を受けている。なお、業務を執行した公認会計士等の内容は次のとおりである。

業務を執行した公認会計士	三浦 洋（継続監査年数1年） 袖川 兼輔（継続監査年数5年） 鈴木 紳（継続監査年数3年）
所属監査法人	有限責任 あずさ監査法人
監査業務に係る補助者	公認会計士 21名 その他 37名

社外取締役および社外監査役

2015年6月23日（有価証券報告書提出日）現在の当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名である。

（注）2015年6月24日開催予定の第146回定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役10名選任の件」および「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名となる予定である。

社外取締役は、取締役会における議案・審議等について、高い見識と豊富な経験に基づき独自の立場で意見・提言を行い、経営の透明性と健全性の維持に貢献する役割を担っている。また、社外監査役は、それぞれの専門的見地と豊富な経験から、監査役会および取締役会において、必要に応じて発言を行うとともに、常勤監査役と連携して、監査役会にて監査方針、監査計画、監査方法、業務分担を審議・決定し、これに基づき年間を通じて監査を実施する役割を担っている。

社外取締役および社外監査役の独立性については、東京証券取引所が一般株主と利益相反が生じるおそれのある項目として列挙している「上場管理等に関するガイドライン 5.（3）の2」の独立性基準を参考にしている。社外取締役である池田弘一、奥正之、藪中三十二および社外監査役である蒲野宏之、松尾邦弘、山口廣秀は、いずれも当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立性のある役員と位置づけている。

2015年6月23日（有価証券報告書提出日）現在の当社の社外取締役および社外監査役の選任に関する考え方は以下のとおりである。

<社外取締役>

氏名 （就任年月）	現職	当該社外取締役を選任している理由
池田 弘一 （2010年6月）	アサヒグループホールディングス㈱ 相談役	池田弘一は、アサヒビール㈱（当時）の代表取締役を務めた経歴を有し、実業界における高い見識と豊富な経験を有している。これらを活かし、経営全般について提言することにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与することが期待できるため、社外取締役として選任している。同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけている。
奥 正之 （2014年6月）	㈱三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長	奥正之は、㈱三井住友銀行の代表取締役を務めた経歴を有する等、金融・財務分野において国際的に活躍し、実業界における高い見識と豊富な経験を有している。これらを活かし、経営全般について提言することにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与することが期待できるため、社外取締役として選任している。同氏は、2001年1月から2011年4月まで、当社および当社の連結子会社の主要な借入先のひとつとして取引がある㈱三井住友銀行（㈱住友銀行当時を含む。）の代表取締役専務取締役、代表取締役副頭取および代表取締役頭取を歴任していた。同行は、当社および当社の連結子会社の複数ある主な借入先のひとつであり、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではない。また、退任して4年以上が経過しており、現在は同行の業務執行に携わっていない。同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけている。
藪中 三十二 （2014年6月）	外務省 顧問	藪中三十二は、外務省事務次官を務めた経歴を有し、国家間の政策調整や在外領事等に活躍し、国際社会における高い見識と豊富な経験を有している。これらを活かし、経営全般について提言することにより、当社のグローバルな事業展開におけるリスクを軽減・回避し、中長期的な企業価値を高めることに寄与することが期待できるため、社外取締役として選任している。同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけている。

< 社外監査役 >

氏名 (就任年月)	現職	当該社外監査役を選任している理由
蒲野 宏之 (2007年6月)	蒲野総合法律事務所 代表弁護士	蒲野宏之は、国際弁護士として豊富な実務経験を有している。この経験を活かし、専門的見地から監査役として役割を果たすことが期待できるため、社外監査役として選任している。 なお、同氏が社外取締役を務める住友生命保険相互会社は、当社グループの団体扱生命保険契約先のうちの1社であるが、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけている。
松尾 邦弘 (2009年6月)	弁護士	松尾邦弘は、最高検察庁検事総長を務めた経歴を有する等、法曹界での豊富な経験を有している。この経験を活かし、専門的見地から監査役として役割を果たすことが期待できるため、社外監査役として選任している。 同氏は、2007年10月から当社社外監査役に選任される前日の2009年6月23日まで、当社監査役会との間で法律顧問契約を締結していた。この監査役会法律顧問としての職務は、独立した立場で取締役会を監査する機能を有する監査役および監査役会の機能を強化するためだけに寄与し、取締役会および業務執行側とは何ら利害関係はなかった。なお、同氏は、当社監査役就任後は当社から監査役としての報酬のみを受領している。 また、当社および当社の連結子会社は、同氏が社外監査役を務めるトヨタ自動車㈱を中核とするトヨタグループに産業機械の販売を行っているが、同グループに対する当期の売上高は、当社の当期連結売上高の1%未満である。 更に、同氏が社外監査役を務める三井物産㈱を中核とする三井物産グループは、海外における建設・鉱山機械の販売・サービス事業に係る当社の連結子会社および販売代理店等の一部に出資等を行っている。 以上のいずれについても、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけている。
山口 廣秀 (2014年6月)	日興リサーチセンター㈱ 理事長	山口廣秀は、日本銀行副総裁を務めた経歴を有する等、金融・財務分野において国際的に活躍し、金融界における高い見識と豊富な経験を有している。この経験を活かし、専門的見地から監査役として役割を果たすことが期待できるため、社外監査役として選任している。 同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけている。

(注) 2015年6月24日開催予定の第146回定時株主総会の議案(決議事項)として「取締役10名選任の件」および「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の社外取締役は以下の3名、社外監査役は以下の3名となる予定である。

< 社外取締役 >

氏名 (就任年月)	現職	当該社外取締役を候補者としている理由
池田 弘一 (2010年6月)	アサヒグループホールディングス㈱ 相談役	池田弘一は、アサヒビール㈱(当時)の代表取締役を務めた経歴を有し、実業界における高い見識と豊富な経験を有している。 これらを活かし、経営全般について提言することにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与することが期待できるため、社外取締役候補者としている。 同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけている。
奥 正之 (2014年6月)	㈱三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長	奥正之は、㈱三井住友銀行の代表取締役を務めた経歴を有する等、金融・財務分野において国際的に活躍し、実業界における高い見識と豊富な経験を有している。 これらを活かし、経営全般について提言することにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与することが期待できるため、社外取締役候補者としている。 同氏は、2001年1月から2011年4月まで、当社および当社の連結子会社の主要な借入先のひとつとして取引がある㈱三井住友銀行(㈱住友銀行当時を含む。)の代表取締役専務取締役、代表取締役副頭取および代表取締役頭取を歴任していた。同行は、当社および当社の連結子会社の複数ある主な借入先のひとつであり、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではない。また、退任して4年以上が経過しており、現在は同行の業務執行に携わっていない。 同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけている。

氏名 (就任年月)	現職	当該社外取締役を候補者としている理由
藪中 三十二 (2014年6月)	外務省 顧問	藪中三十二は、外務省事務次官を務めた経歴を有し、国家間の政策調整や在外領事等に活躍し、国際社会における高い見識と豊富な経験を有している。 これらを活かし、経営全般について提言することにより、当社のグローバルな事業展開におけるリスクを軽減・回避し、中長期的な企業価値を高めることに寄与することが期待できるため、社外取締役候補者としている。 同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけている。

< 社外監査役 >

氏名 (就任年月)	現職	当該社外監査役を選任または候補者としている理由
松尾 邦弘 (2009年6月)	弁護士	松尾邦弘は、最高検察庁検事総長を務めた経歴を有する等、法曹界での豊富な経験を有している。この経験を活かし、専門的見地から監査役として役割を果たすことが期待できるため、社外監査役として選任している。 同氏は、2007年10月から当社社外監査役に選任される前日の2009年6月23日まで、当社監査役会との間で法律顧問契約を締結していた。この監査役会法律顧問としての職務は、独立した立場で取締役会を監査する機能を有する監査役および監査役会の機能を強化するためだけに寄与し、取締役会および業務執行側とは何ら利害関係はなかった。なお、同氏は、当社監査役就任後は当社から監査役としての報酬のみを受領している。 また、当社および当社の連結子会社は、同氏が社外監査役を務めるトヨタ自動車㈱を中核とするトヨタグループに産業機械の販売を行っているが、同グループに対する当期の売上高は、当社の当期連結売上高の1%未満である。 更に、同氏が社外監査役を務める三井物産㈱を中核とする三井物産グループは、海外における建設・鉱山機械の販売・サービス事業に係る当社の連結子会社および販売代理店等の一部に出資等を行っている。 以上のいずれについても、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけている。
山口 廣秀 (2014年6月)	日興リサーチセンター㈱ 理事長	山口廣秀は、日本銀行副総裁を務めた経歴を有する等、金融・財務分野において国際的に活躍し、金融界における高い見識と豊富な経験を有している。この経験を活かし、専門的見地から監査役として役割を果たすことが期待できるため、社外監査役として選任している。 同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけている。
篠塚 英子 (2015年6月予定)	人事院 顧問	篠塚英子は、社団法人日本経済研究センターにおいて、経済分野の研究に従事した後、国立大学法人お茶の水女子大学 名誉教授のほか、日本銀行政策委員会審議委員、内閣府男女共同参画推進連携会議議長、日本司法支援センター(略称 法テラス)常任理事、人事院人事官等を務めた経歴を有し、これまでに数多くの公職を歴任しており、経済・労働・法律等、幅広い知識と豊富な経験を有している。 この経験を活かし、専門的見地から監査役として役割を果たすことが期待できるため、社外監査役候補者としている。 同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけている。

・社外取締役および社外監査役をサポート体制

取締役会資料は、原則として事前配布し、社外取締役および社外監査役が十分に検討する時間を確保している。また、決議事項のうち特に重要な案件については、決議を行う取締役会より前の取締役会において、討議を行っている。これにより決議に至るまでに十分な検討時間を確保するとともに、討議において指摘のあった事項を、決議する際の提案内容の検討に活かしている。

役員報酬等

1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	対象となる 役員の員数 (人)	金銭による報酬			金銭でない 報酬等	報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬	賞与	合計	株式報酬	
取締役	12	437	235	672	118	790
うち社外取締役	5	40	9	49	4	53
監査役	6	122	-	122	-	122
うち社外監査役	4	45	-	45	-	45
合計	18	559	235	794	118	913
うち社外役員	9	85	9	94	4	98

- (注) 1. 当事業年度末日における会社役員の人数は、取締役10名(うち、社外取締役3名)、監査役5名(うち、社外監査役3名)であるが、上記「報酬等の総額」には、2014年6月開催の第145回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでいる。
2. 2004年6月開催の第135回定時株主総会において、取締役の報酬限度額(賞与および株式報酬を除く。)は月額60百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、2012年6月開催の第143回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は月額13.5百万円以内と決議されている。また、2010年6月開催の第141回定時株主総会において、取締役に対する株式報酬として付与する新株予約権に関する報酬等の限度額は年額360百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)および当該360百万円のうち、社外取締役に対する報酬等の限度額は年額50百万円以内と決議されている。
3. 取締役賞与は、第146回定時株主総会における議案において決議予定の支給総額を記載している。
4. 株式報酬は、取締役に対する金銭でない報酬等として当事業年度に会計上計上した費用の額を記載している。
5. 使用人兼務取締役の使用人分給与はない。
6. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

2. 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	金銭による報酬			金銭でない 報酬等	報酬等の総額 (百万円)
			基本報酬	賞与	合計	株式報酬	
大橋 徹二	取締役	提出会社	100	57	156	27	184
野路 國夫	取締役	提出会社	91	52	142	27	170

- (注) 1. 株式報酬は、取締役に対する金銭でない報酬等として当事業年度に会計上計上した費用の額を記載している。具体的には大橋徹二・野路國夫の両名に対し株式報酬として新株予約権136個(新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式、各新株予約権の目的である株式の数は、100株)を付与しており、「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、付与日(2014年8月1日)の公正価額(1株当たり2,010円)に付与株式数を乗じた金額を当事業年度に会計上計上した費用の額としている。
2. 上記2名の取締役賞与は、第146回定時株主総会における議案において取締役賞与の支給総額が決議された後、取締役会にて決議する支給予定額を記載している。
3. 使用人兼務取締役の使用人分給与はない。
4. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

3. 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社の取締役および監査役の報酬は、客観的かつ透明性の高い報酬制度とするため、社外委員4名（社外監査役2名、社外取締役1名、社外有識者1名）、社内委員1名にて構成される報酬諮問委員会において、報酬方針および報酬水準につき審議し、その答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役報酬については取締役会で、監査役報酬については監査役の協議により、それぞれ決定することとしている。

報酬の水準については、報酬諮問委員会において、グローバルに事業展開する国内の主要メーカーとの水準比較を行い、答申に反映させている。

取締役の報酬は、固定報酬である月次報酬と、連結業績の達成度によって変動する業績連動報酬によって構成される。連結業績の指標としてはROE^{*1}およびROA^{*2}を基本指標とし、成長性（連結売上高伸率）・収益性（連結売上高セグメント利益率変動幅）・健全性（ネット・デット・エクイティ・レシオ^{*3}達成度）を加味して、下表の割合で評価し、業績連動報酬の支給合計額を毎年算出する。

	指標	割合
基本指標	連結ROE ^{*1}	70%
	連結ROA ^{*2}	30%
調整指標	連結売上高伸率・連結売上高セグメント利益率変動幅による調整	
	ネット・デット・エクイティ・レシオ ^{*3} 達成度による調整	

*1 ROE = 当社株主に帰属する当期純利益 / ((期首株主資本 + 期末株主資本) / 2)

*2 ROA = 税引前当期純利益 / ((期首総資産 + 期末総資産) / 2)

*3 ネット・デット・エクイティ・レシオ (ネット負債資本比率) = (有利子負債 - 現預金) / 株主資本

業績連動報酬の水準は、取締役の年間固定報酬（月次報酬の12ヶ月分）の2倍を上限とし、下限は無支給（その場合の取締役報酬は、固定報酬のみ）となる。

なお、業績連動報酬の支給合計額の3分の2相当は、取締役賞与として現金で支給する（ただし、上限は月次報酬の12ヶ月分相当）ものとし、取締役賞与を差し引いた残りについては、株主の皆様との利益意識を共有し長期的な企業価値向上への動機づけをより明確にすることを目的に、株式報酬として新株予約権を付与する方法で支給する。ただし、社外取締役への業績連動報酬の支給合計額はその役割・位置づけを考慮し、年間固定報酬の3分の1相当額を上限としている。

また、監査役の報酬は、企業業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立の立場を考慮し、固定報酬である月次報酬のみとしている。

なお、役員退職慰労金については、2007年6月をもって、制度を廃止している。

株式の保有状況

1. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

68銘柄 60,602百万円

2. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
カミンス・インク	1,785	27,384	発行会社とのエンジン関連事業における協力関係の維持・強化、業務提携推進のため。
(株)T&Dホールディングス	8,167	10,021	主要取引金融機関である発行会社傘下の太陽生命保険(株)からの資金調達等の円滑化のため。
(株)三井住友フィナンシャルグループ	1,517	6,691	主要取引金融機関である発行会社傘下の(株)三井住友銀行からの資金調達等の円滑化のため。
(株)北國銀行	8,592	3,101	主要取引金融機関である発行会社からの資金調達等の円滑化のため。
ナブテスコ(株)	1,032	2,449	発行会社との油圧機器関連事業における協力関係の維持・強化、業務提携推進のため。
NKSJホールディングス(株)	351	932	主要損害保険幹事会社である発行会社傘下の日本興亜損害保険(株)との関係強化を通じ、必要かつ適切な保険取引により事業リスク軽減を図るため。
(株)ティラド	2,250	659	発行会社保有の冷却装置技術の活用による、当社製品の競争力の維持・強化のため。
JFEホールディングス(株)	283	550	主要調達先である発行会社傘下のJFEスチール(株)からの鋼材安定調達のため。
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	399	226	主要取引金融機関である発行会社傘下の(株)三菱東京UFJ銀行からの資金調達等の円滑化のため。
高周波熱錬(株)	277	182	主要調達先である発行会社からの熱処理部品等の安定調達のため。
(株)富士テクニカ宮津	64	26	発行会社との産業機械他事業における協力関係の維持・強化、業務提携推進のため。

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
カミーズ・インク	1,785	29,753	発行会社とのエンジン関連事業における協力関係の維持・強化、業務提携推進のため。
(株)T&Dホールディングス	8,167	13,513	主要取引金融機関である発行会社傘下の太陽生命保険(株)からの資金調達等の円滑化のため。
(株)三井住友フィナンシャルグループ	1,517	6,983	主要取引金融機関である発行会社傘下の(株)三井住友銀行からの資金調達等の円滑化のため。
(株)北國銀行	8,592	3,600	主要取引金融機関である発行会社からの資金調達等の円滑化のため。
ナプテスコ(株)	1,032	3,591	発行会社との油圧機器関連事業における協力関係の維持・強化、業務提携推進のため。
損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株)(注)	175	656	主要損害保険幹事会社である発行会社傘下の損害保険ジャパン日本興亜(株)との関係強化を通じ、必要かつ適切な保険取引により事業リスク軽減を図るため。(注)
(株)ティラド	2,250	576	発行会社保有の冷却装置技術の活用による、当社製品の競争力の維持・強化のため。
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	399	296	主要取引金融機関である発行会社傘下の(株)三菱東京UFJ銀行からの資金調達等の円滑化のため。
(株)富士テクニカ宮津	64	32	発行会社との産業機械他事業における協力関係の維持・強化、業務提携推進のため。

(注) N K S J ホールディングス株式会社は損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社に、日本興亜損害保険株式会社は損害保険ジャパン日本興亜株式会社に2014年9月1日付でそれぞれ商号変更した。

3. 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はない。

4. 保有目的を変更した投資株式
該当事項はない。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	375	17	362	15
連結子会社	317	9	311	2
計	692	26	673	17

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のKPMGネットワークに属する個々のメンバーファームに対し監査証明業務に基づく報酬として1,065百万円、非監査業務に基づく報酬として47百万円を支払っている。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のKPMGネットワークに属する個々のメンバーファームに対し監査証明業務に基づく報酬として1,179百万円、非監査業務に基づく報酬として43百万円を支払っている。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社債発行に関する業務及び会計基準書作成に関する助言等である。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社債発行に関する業務等である。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はないが、規模・特性・監査日程等を勘案して決定している。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年（2002年）内閣府令第11号）附則」第3項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（米国会計基準）に準拠して作成している。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年（1963年）大蔵省令第59号、以下、「財務諸表等規則」）に基づいて作成している。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2014年4月1日から2015年3月31日まで）の連結財務諸表及び第146期事業年度（2014年4月1日から2015年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けている。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている。具体的な取組みは以下のとおりである。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等を正確に作成するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへの参加等を行うことで情報収集に努めている。
- (2) 社内経理規程・マニュアル等の整備等により、会計基準の周知徹底に努めている。
- (3) 情報開示委員会等の社内組織を設置することにより、連結財務諸表等の適正性について確認を行っている。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

株式会社小松製作所及び連結子会社

区分	注記番号	2013年度 (2014年3月31日)		2014年度 (2015年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び現金同等物	8, 19	90,872		105,905	
定期預金	19	277		1,407	
受取手形及び売掛金	3, 6, 19, 22	617,334		620,076	
たな卸資産	4	625,077		622,876	
繰延税金及びその他の流動資産	6, 8, 14, 18, 19, 20, 22	159,872		171,171	
流動資産合計		1,493,432	56.3	1,521,435	54.4
長期売上債権	3, 19, 22	260,904	9.8	280,138	10.0
投資					
関連会社に対する投資及び貸付金	6	23,192		28,358	
投資有価証券	5, 19, 20	67,175		73,420	
その他		2,020		1,731	
投資合計		92,387	3.5	103,509	3.7
有形固定資産 - 減価償却累計額控除後	7, 8, 15	667,347	25.2	743,919	26.6
営業権	9	36,020	1.4	36,266	1.3
その他の無形固定資産	9	58,532	2.2	58,715	2.1
繰延税金及びその他の資産	11, 14, 18, 19, 20, 22	42,934	1.6	54,425	1.9
資産合計		2,651,556	100.0	2,798,407	100.0

「連結財務諸表に関する注記」を参照

区分	注記番号	2013年度 (2014年3月31日)		2014年度 (2015年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
短期債務	8, 10, 19	176,515		191,937	
長期債務 - 1年以内期限到来分	10, 15, 19	117,485		117,922	
支払手形及び買掛金	6, 19	234,231		225,093	
未払法人税等	14	42,211		39,396	
繰延税金及びその他の流動負債	11, 14, 17, 18, 19, 20, 22	221,789		230,563	
流動負債合計		792,231	29.9	804,911	28.8
固定負債					
長期債務	10, 15, 19	311,067		279,270	
退職給付債務	11	49,428		55,396	
繰延税金及びその他の負債	14, 17, 18, 19, 20	57,719		60,330	
固定負債合計		418,214	15.8	394,996	14.1
負債合計		1,210,445	45.7	1,199,907	42.9
契約残高及び偶発債務	17				
(純資産の部)					
資本金	12				
- 普通株式					
授權株式数					
2013年度: 3,955,000,000株					
2014年度: 3,955,000,000株					
発行済株式数		67,870		67,870	
2013年度: 983,130,260株					
2014年度: 971,967,660株					
自己株式控除後発行済株式数					
2013年度: 953,196,968株					
2014年度: 942,364,824株					
資本剰余金		138,984		138,696	
利益剰余金					
利益準備金		39,962		40,980	
その他の剰余金		1,141,751		1,220,338	
その他の包括利益(損失)累計額	5, 11, 13, 18, 20	30,035		113,018	
自己株式					
- 取得価額					
2013年度: 29,933,292株	12	42,211		51,936	
2014年度: 29,602,836株					
株主資本合計		1,376,391	51.9	1,528,966	54.6
非支配持分		64,720	2.4	69,534	2.5
純資産合計		1,441,111	54.3	1,598,500	57.1
負債及び純資産合計		2,651,556	100.0	2,798,407	100.0

「連結財務諸表に関する注記」を参照

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

株式会社小松製作所及び連結子会社

区分	注記番号	2013年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)		2014年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高	6	1,953,657	100.0	1,978,676	100.0
売上原価	9, 11, 13, 15, 18, 23	1,393,048	71.3	1,401,193	70.8
販売費及び一般管理費	9, 11, 12, 13, 15, 23	318,404	16.3	336,506	17.0
長期性資産の減損	23	2,300	0.1	1,124	0.1
その他の営業収益	23	590	0.0	2,209	0.1
営業利益		240,495	12.3	242,062	12.2
その他の収益(費用)	23				
受取利息及び配当金	6	3,898	0.2	3,266	0.2
支払利息		8,831	0.5	9,328	0.5
その他(純額)	5, 13, 18, 20	6,494	0.3	74	0.0
合計		1,561	0.1	5,988	0.3
税引前当期純利益		242,056	12.4	236,074	11.9
法人税等	13, 14				
当期分		73,936		77,509	
繰延分		2,007		986	
合計		75,943	3.9	78,495	4.0
持分法投資損益調整前当期純利益		166,113	8.5	157,579	8.0
持分法投資損益		3,491	0.2	3,869	0.2
当期純利益		169,604	8.7	161,448	8.2
控除：非支配持分に帰属する当期純利益		10,086	0.5	7,439	0.4
当社株主に帰属する当期純利益		159,518	8.2	154,009	7.8
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	16				
基本的		167.36円		162.07円	
希薄化後		167.18円		161.86円	
1株当たり配当金		53.00円		58.00円	

「連結財務諸表に関する注記」を参照

【連結包括利益計算書】

株式会社小松製作所及び連結子会社

区分	注記番号	2013年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	2014年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
当期純利益		169,604	161,448
その他の包括利益(損失) - 税控除後			
外貨換算調整勘定	13, 14	63,326	85,360
未実現有価証券評価損益	5, 13, 14	6,782	4,547
年金債務調整勘定	11, 13, 14	4,674	2,185
未実現デリバティブ評価損益	13, 14, 18	1,380	165
合計		76,162	87,887
当期包括利益		245,766	249,335
控除：非支配持分に帰属する当期包括利益		12,807	12,343
当社株主に帰属する当期包括利益		232,959	236,992

「連結財務諸表に関する注記」を参照

【連結純資産計算書】

株式会社小松製作所及び連結子会社

2013年度（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

（金額：百万円）

	注記 番号	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		その他の 包括利益 (損失) 累計額	自己株式	株主資本 合計	非支配 持分	純資産 合計
				利益 準備金	その他の 剰余金					
期首残高		67,870	138,818	38,230	1,034,504	43,440	42,788	1,193,194	59,501	1,252,695
現金配当					50,539			50,539	6,406	56,945
利益準備金への振替				1,732	1,732			-		-
持分変動及びその他			491			34		457	1,182	1,639
当期純利益					159,518			159,518	10,086	169,604
その他の包括利益 (損失) - 税控除後	13					73,441		73,441	2,721	76,162
新株予約権の付与 及び行使	12		313					313		313
自己株式の購入等							47	47		47
自己株式の売却等			344				624	968		968
期末残高		67,870	138,984	39,962	1,141,751	30,035	42,211	1,376,391	64,720	1,441,111

2014年度（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）

（金額：百万円）

	注記 番号	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		その他の 包括利益 (損失) 累計額	自己株式	株主資本 合計	非支配 持分	純資産 合計
				利益 準備金	その他の 剰余金					
期首残高		67,870	138,984	39,962	1,141,751	30,035	42,211	1,376,391	64,720	1,441,111
現金配当					55,324			55,324	7,534	62,858
利益準備金への振替				1,018	1,018			-		-
持分変動及びその他			59					59	5	54
当期純利益					154,009			154,009	7,439	161,448
その他の包括利益 (損失) - 税控除後	13					82,983		82,983	4,904	87,887
新株予約権の付与 及び行使	12		115					115		115
自己株式の購入等	12						30,041	30,041		30,041
自己株式の売却等			384				508	892		892
自己株式の消却	12		728		19,080		19,808	-		-
期末残高		67,870	138,696	40,980	1,220,338	113,018	51,936	1,528,966	69,534	1,598,500

「連結財務諸表に関する注記」を参照

【連結キャッシュ・フロー計算書】

株式会社小松製作所及び連結子会社

区分	注記番号	2013年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)		2014年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業活動によるキャッシュ・フロー					
当期純利益			169,604		161,448
当期純利益から営業活動による現金及び現金同等物の増加(純額)への調整					
減価償却費等		87,273		102,239	
法人税等繰延分		2,007		986	
投資有価証券売却損益及び減損		1,701		1,446	
有形固定資産売却損益		4,157		4,652	
固定資産売却損		4,045		2,939	
長期性資産の減損		2,300		1,124	
未払退職金及び退職給付債務の増加		1,558		3,411	
資産及び負債の増減					
受取手形及び売掛金の増減		9,491		46,531	
たな卸資産の増減		49,504		47,178	
支払手形及び買掛金の増減		369		13,522	
未払法人税等の増減		8,320		2,640	
その他(純額)		9,189	149,820	58	182,206
営業活動による現金及び現金同等物の増加(純額)			319,424		343,654
投資活動によるキャッシュ・フロー					
固定資産の購入			186,030		200,080
固定資産の売却			18,672		19,671
売却可能投資有価証券等の売却			4,568		2,682
売却可能投資有価証券等の購入			73		361
子会社及び持分法適用会社株式等の取得 (現金取得額との純額)			5,639		3,081
貸付金の回収			366		408
貸付金の貸付			16		2
定期預金の増減(純額)			713		1,030
投資活動による現金及び現金同等物の減少(純額)			167,439		181,793
財務活動によるキャッシュ・フロー					
満期日が3カ月超の借入債務による調達			198,686		241,372
満期日が3カ月超の借入債務の返済			240,743		315,316
満期日が3カ月以内の借入債務の増減(純額)			48,632		28,279
キャピタルリース債務の減少			6,671		4,322
自己株式の売却及び取得(純額)			31		29,574
配当金支払			50,539		55,324
その他(純額)			7,419		9,098
財務活動による現金及び現金同等物の減少(純額)			155,349		143,983
為替変動による現金及び現金同等物への影響額			616		2,845
現金及び現金同等物純増減額			2,748		15,033
現金及び現金同等物期首残高			93,620		90,872
現金及び現金同等物期末残高			90,872		105,905

「連結財務諸表に関する注記」を参照

連結財務諸表に関する注記

1. 経営活動の概況、連結財務諸表の作成基準及び重要な会計方針

経営活動の概況

当社グループ（当社及び連結子会社）は、世界全域で各種建設機械・車両を主に製造、販売するほか、産業機械等の製造、販売及びその他の事業活動を行っている。

2014年度における連結売上高の事業別の構成比は次のとおりである。

建設機械・車両 - 89.0%、産業機械他 - 11.0%。

製品は主としてコマツブランドで、各国の販売子会社及び販売代理店を通じて販売している。これら子会社と販売代理店はマーケティングと物流を担当し、主にその担当地域の再販店を通して販売している。2014年度の連結売上高の78.6%は日本以外の市場向けで、米州が32.9%、欧州・CISが10.8%、中国が6.7%、アジア（日本、中国を除く）及びオセアニアが19.5%、中近東及びアフリカが8.7%となっている。

当社グループの生産活動は、主に日本、米国、ドイツ、英国、イタリア、スウェーデン、ロシア、ブラジル、中国、タイ、インドネシア、インドの工場で行っている。

連結財務諸表の作成基準

当社の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下、「米国会計基準」）に準拠して作成している。

当連結財務諸表上では、連結会社の会計帳簿には記帳されていないいくつかの修正が加えられている。それらは主として注記25「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について 会計処理基準について」で述べられている日米会計基準の相違によるものである。

連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における登録状況

当社は、1964年の欧州における外貨建転換社債の発行を契機として、1963年より米国会計基準での連結財務諸表を作成している。

当社は、1967年に米国で発行の転換社債を米国証券取引委員会（以下、「SEC」）に登録した。また、1970年の新株式発行に伴い米国株主に対する割当てのための普通株式をSECに登録した。以来、外国発行会社として、米国1934年証券取引所法に基づいて、米国会計基準に基づいて作成された連結財務諸表を含む年次報告書をSECに届け出、登録していたが、2014年6月30日にSECへの登録を廃止している。

重要な会計方針

連結及び投資

当連結財務諸表は一部の重要性のない子会社を除き、当社及び当社が持分の過半数を所有する国内外のすべての子会社の財務諸表を含んでいる。米国財務会計基準審議会会計基準編纂書（以下、「会計基準編纂書」）810「連結」に従い、当社が便益の主たる受益者である変動持分事業体を連結している。当社が連結している変動持分事業体は主に欧州地域において建設機械のリースを行なっている。2014年3月31日及び2015年3月31日現在、連結貸借対照表に含まれる変動持分事業体の資産はそれぞれ35,718百万円及び33,764百万円である。これらの資産の大部分は受取手形及び売掛金、長期売上債権に計上されている。

当社グループが、支配力を有しないが、その営業及び財務の方針に関して重要な影響を与えることのできる関連会社に対する投資は、持分法によって評価している。

在外子会社の財務諸表項目の換算

在外子会社の財務諸表項目の換算は、資産及び負債は期末時の為替レートで、収益及び費用は各年度の平均為替レートで換算している。その結果生じた外貨換算差額は、純資産の部にその他の包括利益（損失）累計額として表示している。すべての為替差損益は、発生した期間のその他の収益（費用）に含まれている。

貸倒引当金

当社グループは、債権に対する貸倒見積額を貸倒引当金として計上している。貸倒見積額は、一般債権については過去の貸倒実績率、回収懸念債権等特定の債権については顧客ごとの信用状況及び期日未回収債権の状況調査に基づいて決定している。なお、破産申請や業績悪化等により顧客の支払能力に疑義が生じたときは、個別に追加的な引当金を計上している。また、貸倒見積額は顧客の状況に応じて修正している。

たな卸資産

たな卸資産の評価方法は低価法を採用している。原価については、製品及び仕掛品は個別法、補給部品は主として先入先出法、原材料及び貯蔵品は総平均法で算定している。

投資有価証券

負債証券及び市場性のある持分証券は、売却可能投資有価証券として分類され、公正価額で評価されている。公正価額の変動は、連結貸借対照表のその他の包括利益（損失）累計額の一部を構成している。投資有価証券の公正価額の減価が一時的か否かの判断と、市場価格の下落の期間とその程度について、被投資会社の財政状態及び将来の業績予想等の観点から定期的に評価を行っている。

市場性のない持分証券は、取得原価で計上しており、減価が一時的か否かの判断において、当社グループは、各被投資会社の財政状態及び将来の業績予想等を考慮している。認識すべき減価額は、帳簿価額が見積り公正価額を上回る金額であり、見積り公正価額は割引キャッシュ・フロー又はその他の適切な評価方法により定期的に算定されている。

有形固定資産及び減価償却の方法

有形固定資産は取得価額（減価償却累計額控除後）で表示されており、減価償却費は見積耐用年数に基づき、定額法によって計算されている。

当社グループの見積耐用年数は建物及び構築物が2-50年、機械装置他が2-18年となっている。

当社グループは、特定の機械装置他をキャピタルリースとして資産計上している。

2014年3月31日現在及び2015年3月31日現在においてキャピタルリースとして資産計上された有形固定資産は、取得価額がそれぞれ17,275百万円及び12,641百万円、減価償却累計額がそれぞれ10,339百万円及び7,913百万円である。

通常の修繕費用は発生時に費用計上し、規模の大きな更新や改善については資産計上している。固定資産が廃棄あるいは処分された時には、当該取得価額と減価償却累計額は連結貸借対照表より除外し、両者の差額を連結損益計算書のその他の営業収益に計上している。

営業権及びその他の無形固定資産

当社グループは、企業結合について取得法を使用している。営業権については、少なくとも各年度に1回減損テストを実施している。耐用年数が明らかではない無形固定資産については、耐用年数が明らかになるまでの期間は償却せず、少なくとも各年度に1回減損テストを実施している。耐用年数が明確に見積り可能な無形固定資産については、見積耐用年数で償却し、減損の可能性が見込まれる場合は必ず減損テストを実施している。資産又は資産グループの帳簿価額が割引前見積りキャッシュ・フローを超える場合、減損損失が認識される。減損損失の額は、割引キャッシュ・フロー計算により算出した資産又は資産グループの公正価額と帳簿価額との差額として計算される。

収益の認識

当社グループは、(1) 取引を裏付ける説得力のある証拠が存在し、(2) 顧客やディーラーに対する製品の引渡しあるいは役務の提供が実行され、(3) 販売価格が確定又は確定可能であり、(4) 代金の回収可能性が合理的に確保された場合に収益を認識している。

建設機械、車両及び産業機械の販売による収益は、製品の所有権及び所有に関わるリスクがすべて外部の顧客やディーラーに移転した時点で認識している。これは顧客やディーラーの検収又は据付工事の完了の時点となる。検収条件は顧客やディーラーとの契約や協定によって決定される。製品、据付、メンテナンスなどの組み合わせによる多様な取引契約については、別個の会計単位の要件を満たす場合、会計単位ごとにその公正価値に基づき収益を計上している。当社グループは、主に鉱山機械及び大型産業機械の販売に関連して、輸送又は据付指導の役務提供契約を顧客と別途締結する場合があるが、これらの役務収益については、製品の販売とは別に契約条件に基づき役務の提供が完了した時点で認識している。

修理保守や輸送サービスによる収益は、役務の提供が完了した時点で認識している。当社グループは、長期にわたる固定価格でのメンテナンス契約を顧客と締結している場合があるが、この役務収益は契約期間にわたって認識している。

当社の一部の連結子会社は、建設機械を顧客にレンタルしているが、この賃貸収益は定額法により賃貸期間にわたって認識している。

なお、収益は売上値引き控除後で計上しており、消費税等は除いて表示している。

法人税等

法人税等は、資産負債法により計算している。繰延税金資産及び負債は、連結財務諸表上の資産及び負債の計上額とそれらに対応する税務上の金額との差異、並びに税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除に係る将来の税効果額に基づいて認識している。当該繰延税金資産及び負債は、それらの一時差異及び繰延が解消あるいは実現すると見込まれる年度の課税所得に対して適用されると見込まれる法定税率を使用して算出している。税率変更による繰延税金資産及び負債への影響は、その税率変更に関する法律の制定日を含む年度の期間損益として認識することになる。

また、技術的な解釈に基づき50%超の可能性をもって認められる税務ポジションは、財務諸表への影響を認識している。その税務ポジションに関連するベネフィットは、税務当局との解決により、50%超の可能性で実現が期待される最大金額で測定される。

製品保証引当金

製品販売後のアフターサービス費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき必要額をその他の流動負債及びその他の固定負債に計上している。

退職後給付

当社グループは、退職年金制度の積立超過又は積立不足を資産又は負債として連結貸借対照表に認識しており、対応する調整を税効果調整後でその他の包括利益（損失）累計額に計上している。

年金数理計算上の純損益の償却は、当社グループの当期年金費用を構成している。期首時点において純損失が予測給付債務及び年金資産の公正価値のうち、大きい方の10%を超える場合は、償却として費用計上している。その場合、従業員の平均残存勤務年数で均等償却している。年金資産の期待収益率は、過去の年金資産の長期収益率をもとに決定している。年金計算で用いられている割引率は、現在入手可能で、かつ給付期間にわたって入手可能と予想される格付けの高い確定利付債の市場金利に基づいて決定している。

株式報酬

当社は、報酬コストを公正価値基準法により認識している。報酬コストは、ストック・オプションの権利付与日における公正価値として算定され、権利確定日までの期間にわたって費用計上されている。

1株当たりの情報

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、当社株主に帰属する当期純利益を各年度の自己株式控除後の平均発行済普通株式数で除して算出している。希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、予想される希薄化がある場合には、それを反映して算出している。すなわち、すべての希薄化効果のあるストック・オプションは行使されたものとし、平均市場価格で払込金により購入できるとみなされる自己株式数を控除したものを使用している。

連結損益計算書に表示した1株当たり配当金は決議され、各事業年度に支払われた額をもとに算定している。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は取得日から満期日までの期間が3カ月以内の流動性の高い短期金融資産を含んでいる。

当社グループの資金の効率性を高めるため、海外子会社を含めたグループ間のキャッシュマネジメントシステム（グローバル・キャッシュ・プーリング、以下、「GCP」）を特定の金融機関と構築しており、特定の金融機関に対する預入総額を上限にGCP参加会社は借入を行っている。当GCPにおいては、預入金及び借入金の残高を相殺できる条項が含まれており、2014年3月31日及び2015年3月31日における相殺金額はそれぞれ113,352百万円及び158,726百万円である。

金融派生商品

当社グループは、金利の変動や為替の変動リスクをヘッジするために、様々な金融派生商品を利用している。他の金融商品に組み込まれている金融派生商品を含むすべての金融派生商品は、公正価額で資産又は負債として、貸借対照表に計上されている。ヘッジとして認められない金融派生商品の公正価額の変動及びヘッジの非有効部分については当期の損益に計上される。公正価値ヘッジとして有効な金融派生商品の公正価額の変動は、ヘッジ対象の公正価額の変動とともに発生した期の損益に計上される。公正価額の変動のうちキャッシュ・フローヘッジとして有効な部分については、その他の包括利益（損失）累計額に計上され、ヘッジ対象が損益として認識されたときに損益に計上される。

長期性資産の減損及び処分予定の長期性資産に関する会計

当社グループは、使用目的で保有している長期性資産及び特定の無形固定資産につき、資産又は資産グループの帳簿価額相当が回収できないという事象や状況の変化が生じた場合には、その資産又は資産グループから生じるキャッシュ・フローに基づき、減損に関する検討を実施している。使用目的で保有している資産又は資産グループの減損は、当該資産又は資産グループの使用及びその後の処分から生じると予測される割引前見積りキャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に認識される。減損損失は、その資産又は資産グループの帳簿価額がその公正価額を上回った額として測定される。また、処分予定の長期性資産及び特定の無形固定資産について、帳簿価額もしくは売却に要する費用を控除した公正価額のうちどちらか低い価額で評価している。

見積りの使用

当社グループは、米国会計基準に従って、種々の見積りと仮定を行っている。それらの見積りと仮定は、連結財務諸表上の資産・負債・収益・費用の計上金額に影響を及ぼしている。実際の結果がこれらの見積りと異なることもあり得る。当社グループは見積りと仮定について、いくつかの分野において財務諸表に特に重要な影響を及ぼすと認識している。それらは、有形固定資産の耐用年数の設定、貸倒引当金、長期性資産及び営業権の減損、退職給付債務及び費用、製品保証引当金、金融商品の公正価額、繰延税金資産の認識、法人税等の不確実性及びその他の偶発事象である。また、現在の経済環境は、これらの見積り固有の不確実性の程度を増している。

今後適用となる新会計基準

米国財務会計基準審議会は、2014年5月に会計基準アップデート2014-09「顧客との契約から生じる収益」を発行した。同アップデートは、会計基準編纂書605「収益の認識」を改訂し、顧客への財やサービスの移転を、企業が財やサービスと交換に受け取れると見込まれる対価を反映した金額で収益を認識することを要求している。同アップデートは、2016年12月16日以降開始する連結会計年度及びその四半期連結会計期間から適用され、早期適用は認められない。2015年4月に米国財務会計基準審議会は、適用日を1年延期する会計基準アップデート案を公表した。同アップデート案では、早期適用（2016年12月16日以降開始する連結会計年度及びその四半期連結会計期間からの適用）は認められるが、当初の適用日より前に適用することは認められない。当社グループは、現在、適用による財政状態及び経営成績へ与える影響について検討中である。

2. 補足的キャッシュ・フロー情報

連結キャッシュ・フロー計算書の補足的情報は次のとおりである。

	2013年度	2014年度
	百万円	百万円
現金支出項目		
利息支払額	9,330	9,565
法人税等支払額	76,982	85,419
非現金支出項目		
キャピタルリース債務の発生額	1,438	149

3. 受取手形及び売掛金

2014年3月31日及び2015年3月31日現在における売上債権の内訳は次のとおりである。

	2014年3月31日 (百万円)	2015年3月31日 (百万円)
受取手形	131,071	154,518
売掛金	503,878	481,940
計	634,949	636,458
貸倒引当金(流動)	17,615	16,382
受取手形及び売掛金	617,334	620,076
長期売上債権(貸倒引当金控除前)	262,752	282,103
貸倒引当金(非流動)	1,848	1,965
長期売上債権	260,904	280,138

割賦受取債権及びリース債権(前受利息控除後)は、受取手形及び売掛金並びに長期売上債権に含めている。

2013年度及び2014年度の金融債権に対する貸倒引当金の変動は次のとおりである。

	2013年度 (百万円)	2014年度 (百万円)
期首残高	9,194	10,068
当期繰入	1,016	1,833
貸倒償却	822	1,407
その他	680	1,211
期末残高	10,068	11,705

当社グループの販売金融をしている連結子会社の金融債権については、支払期日より30日を経過しても支払が滞っている場合、延滞債権として認識している。

2014年3月31日及び2015年3月31日現在、支払期日を経過した金融債権のうち、31日から90日及び90日を超えて期日を経過したものは次のとおりである。

	2014年3月31日 (百万円)	2015年3月31日 (百万円)
31日 - 90日	5,726	4,002
90日超	12,950	15,385
計	18,676	19,387

2014年3月31日及び2015年3月31日現在、利息を計上していない金融債権は重要な金額ではない。

リース取引は販売型リースに分類され、販売収入は賃貸開始時に認識されている。

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の最低賃貸料残高は次のとおりである。

	2014年3月31日 (百万円)	2015年3月31日 (百万円)
最低賃貸料残高	197,498	179,672
未認識金利残高	16,741	15,224
最低賃貸料残高(純額)	180,757	164,448

2014年3月31日及び2015年3月31日現在のリース資産の残存価額は重要な金額ではない。

2013年度及び2014年度において証券化取引は実施していない。

2014年3月31日及び2015年3月31日現在、当社グループは証券化された売上債権を有していない。

4. たな卸資産

2014年3月31日及び2015年3月31日現在のたな卸資産の内訳は次のとおりである。

	2014年3月31日	2015年3月31日
	百万円	百万円
製品(含む補給部品)	444,586	452,081
仕掛品	128,458	121,525
原材料及び貯蔵品	52,033	49,270
	625,077	622,876

5. 投資有価証券

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の投資有価証券は主として売却可能投資有価証券である。
未実現保有損益は、実現するまでその他の包括利益（損失）累計額に区分計上されている。
主な投資有価証券の種類別の原価額、未実現利益、未実現損失及び公正価額は次のとおりである。

	2014年3月31日			
	原価額	未実現利益	未実現損失	公正価額
	百万円	百万円	百万円	百万円
売却可能投資有価証券				
市場性のある持分証券	15,669	43,443	3	59,109
その他の投資有価証券	8,066			
	23,735			
	2015年3月31日			
	原価額	未実現利益	未実現損失	公正価額
	百万円	百万円	百万円	百万円
売却可能投資有価証券				
市場性のある持分証券	14,642	50,814	-	65,456
その他の投資有価証券	7,964			
	22,606			

その他の投資有価証券は、主に市場性のない持分証券である。

2013年度及び2014年度の売却可能投資有価証券の売却手取金額は、それぞれ4,568百万円及び2,682百万円である。

2013年度及び2014年度の売却可能投資有価証券の売却損益及び減損は、純額でそれぞれ1,701百万円及び1,446百万円の利益である。これらは、連結損益計算書のその他の収益（費用）の中に含まれている。

投資有価証券の売却原価は平均原価法で算定している。

2014年3月31日及び2015年3月31日現在、売却可能投資有価証券の未実現損失及び公正価額を未実現損失が継続的に生じている期間別にまとめると次のとおりである。

	2014年3月31日					
	12カ月未満		12カ月以上		合計	
	公正価額	未実現損失	公正価額	未実現損失	公正価額	未実現損失
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
売却可能投資有価証券						
市場性のある持分証券	26	3	-	-	26	3
	2015年3月31日					
	12カ月未満		12カ月以上		合計	
	公正価額	未実現損失	公正価額	未実現損失	公正価額	未実現損失
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
売却可能投資有価証券						
市場性のある持分証券	-	-	-	-	-	-

当社グループは、当該投資有価証券発行体の経営・財務の状況、発行体が事業を行っている産業の状況及びその他の関連要素を勘案し、投資有価証券の公正価額の下落は一時的であると判断した。

6. 関連会社に対する投資及び貸付金

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の関連会社に対する投資及び貸付金の内訳は次のとおりである。

	2014年3月31日 (百万円)	2015年3月31日 (百万円)
投資	22,861	28,277
貸付金	331	81
計	23,192	28,358

関連会社に対する投資及び貸付金は、主に20%から50%を所有し営業及び財務の方針に関して重要な影響を与えることのできる会社に対するものである。

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の関連会社に対する受取手形及び売掛金、短期貸付金及び支払手形及び買掛金は次のとおりである。

	2014年3月31日 (百万円)	2015年3月31日 (百万円)
受取手形及び売掛金	23,976	26,397
短期貸付金	482	376
支払手形及び買掛金	10,559	9,368

2013年度及び2014年度の関連会社に対する売上高及び受取配当金は次のとおりである。

	2013年度 (百万円)	2014年度 (百万円)
売上高	59,678	67,223
受取配当金	444	1,051

関係会社間の未実現損益は連結財務諸表上、消去されている。

2013年度及び2014年度の連結上の未処分利益には持分法により処理されている会社の未分配利益に対する連結会社の持分が、それぞれ11,043百万円及び15,458百万円含まれている。

2014年3月31日及び2015年3月31日現在、関連会社に対する投資の連結貸借対照表計上額と関連会社の純資産に対する当社グループの持分との差額は、重要な金額ではない。

2013年度及び2014年度の関連会社に関する要約財務情報は次のとおりである。

	2013年度 (百万円)	2014年度 (百万円)
流動資産	129,293	139,340
有形固定資産 - 減価償却累計額控除後	44,722	51,935
投資及びその他の資産	30,941	27,597
資産合計	204,956	218,872
流動負債	96,985	98,245
固定負債	45,106	42,904
純資産	62,865	77,723
負債及び純資産合計	204,956	218,872
売上高	223,404	221,649
当期純利益	7,929	8,180

7. 有形固定資産

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の有形固定資産の内訳は次のとおりである。

	2014年3月31日 (百万円)	2015年3月31日 (百万円)
取得価額		
土地	104,801	105,341
建物及び構築物	405,806	441,895
機械装置他	876,870	971,141
建設仮勘定	21,480	17,664
計	1,408,957	1,536,041
減価償却累計額	741,610	792,122
期末残高	667,347	743,919

8. 担保資産

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の短期債務及び保証債務の担保に供している資産は次のとおりである。

	2014年3月31日 (百万円)	2015年3月31日 (百万円)
現金及び現金同等物	3	-
その他の流動資産	1,423	996
有形固定資産-減価償却累計額控除後	858	-
計	2,284	996

上記の担保資産を対応する債務の種類別に分類すると次のとおりである。

	2014年3月31日 (百万円)	2015年3月31日 (百万円)
連結貸借対照表に表示されている債務		
短期債務	858	-
保証債務	1,426	996
計	2,284	996

9. 営業権及びその他の無形固定資産

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の営業権を除く無形固定資産は次のとおりである。

	2014年3月31日			2015年3月31日		
	取得価額 百万円	償却累計額 百万円	期末残高 百万円	取得価額 百万円	償却累計額 百万円	期末残高 百万円
償却対象無形固定資産						
ソフトウェア	30,675	17,919	12,756	30,325	16,580	13,745
借地権	8,041	824	7,217	9,128	897	8,231
その他	39,179	15,659	23,520	39,953	17,984	21,969
合計	77,895	34,402	43,493	79,406	35,461	43,945
非償却無形固定資産			15,039			14,770
その他無形固定資産合計			58,532			58,715

2015年3月31日現在のその他の償却対象無形固定資産の期末残高は、主に2007年度におけるコマツNTC(株)株式の追加取得により計上した顧客関係8,429百万円及び技術2,690百万円並びに2011年度におけるギガフォトン(株)株式の追加取得により計上した顧客関係1,022百万円及び技術4,498百万円である。

2013年度及び2014年度の償却対象無形固定資産の償却費合計額は、それぞれ7,390百万円及び7,394百万円である。

また、2015年3月31日現在、連結貸借対照表に計上されている償却対象無形固定資産に係る翌年度以降5年間における見積償却費は次のとおりである。

年度	
2015年度	6,729百万円
2016年度	6,101
2017年度	5,212
2018年度	4,245
2019年度	2,993

2013年度及び2014年度における営業権の帳簿価額について、事業の種類別セグメントの変動は次のとおりである。

	建設機械・車両 (百万円)	産業機械他 (百万円)	計 (百万円)
2013年3月31日残高			
営業権	28,405	15,017	43,422
減損累計額	8,179	540	8,719
	20,226	14,477	34,703
外貨換算修正額	1,317	-	1,317
2014年3月31日残高			
営業権	29,722	15,017	44,739
減損累計額	8,179	540	8,719
	21,543	14,477	36,020
外貨換算修正額	246	-	246
2015年3月31日残高			
営業権	29,968	15,017	44,985
減損累計額	8,179	540	8,719
	21,789	14,477	36,266

10. 短期債務及び長期債務

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の短期債務の内訳は次のとおりである。

	2014年3月31日 (百万円)	2015年3月31日 (百万円)
銀行、保険会社等	128,515	127,937
コマーシャル・ペーパー	48,000	64,000
短期債務	176,515	191,937

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の短期債務の加重平均利率はそれぞれ1.9%及び2.0%である。

一部の連結子会社は金融機関との間に合計24,396百万円のコミットメントライン契約を締結しており、2015年3月31日現在の未使用枠17,363百万円はすべて即時利用可能である。また当社は150,000百万円のコマーシャル・ペーパープログラムを保有しており、2015年3月31日現在の未使用枠86,000百万円は所定の手続きを実施することにより利用可能となる。

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の長期債務の内訳は次のとおりである。

	2014年3月31日 (百万円)	2015年3月31日 (百万円)
無担保長期債務		
銀行、保険会社等		
返済期限 2015年 - 2020年		
加重平均利率 2.2%	212,261	196,446
ユーロ・ミディアム・ターム・ノート		
返済期限 2015年 - 2018年		
加重平均利率 1.4%	116,052	113,624
2014年満期1.19%無担保社債	30,000	-
2016年満期0.58%無担保社債	30,000	30,000
2017年満期0.32%無担保社債	30,000	30,000
2019年満期0.28%無担保社債	-	20,000
キャピタルリース債務(注記15)	6,218	2,111
その他の債務	4,021	5,011
計	428,552	397,192
控除：1年以内期限到来分	117,485	117,922
長期債務	311,067	279,270

当社、コマツファイナンスアメリカ㈱及びオランダコマツファイナンス(有)は、ロンドン証券取引所に10億米ドルのユーロ・ミディアム・ターム・ノート(以下、「EMTN」)プログラムを1995年度に登録し、1999年4月1日付でEMTNプログラムの登録金額を12億米ドルに増額した。また、2003年10月14日に欧州コマツコーディネーションセンター㈱、2008年9月25日にコマツキャピタルヨーロッパ㈱は、このプログラムにそれぞれ発行体として追加登録された。2013年9月18日付で13億米ドルに、2014年9月17日付で16億米ドルにこのプログラムの登録金額を増額した。

なお、2015年3月31日現在で、発行体として登録されているのは、当社、コマツファイナンスアメリカ㈱及びコマツキャピタルヨーロッパ㈱である。

このプログラムに基づき、それぞれの発行体はディーラーとの間で合意されたすべての通貨の債券を発行できる。それらの発行体は、いくつかの異なる利率と返済期限を持つEMTNを総額で2013年度に35,545百万円、2014年度に6,652百万円発行した。

また、当社は2014年11月に2年間有効の100,000百万円の社債発行枠を登録した。2015年3月31日現在の未使用枠は100,000百万円となっている。なお、2015年3月31日現在の社債の残高は、過去に登録した社債発行枠に基づいて発行したものである。

国内における大部分の長期及び短期の銀行借入金は、一般的な銀行取引約定に基づいて行われている。

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の長期債務の決算日後の返済額は次のとおりである。ただし、2014年3月31日及び2015年3月31日現在の公正価額の調整額421百万円(損)及び680百万円(損)を除いている。

返済年度	2014年3月31日 (百万円)	2015年3月31日 (百万円)
決算日後1年以内	117,630	117,515
1年超2年以内	121,065	108,356
2年超3年以内	88,941	62,052
3年超4年以内	69,926	80,040
4年超5年以内	26,312	24,302
5年超6年以内及びそれ以降	4,257	4,247
計	428,131	396,512

11. 年金及びその他の退職給付債務

当社は一部の例外を除き、従業員に対し退職金と確定給付企業年金（キャッシュバランス型）の制度を採用している。この制度は、60才に達した定年退職者には退職時の給与、勤続年数その他の要素に基づき算定される支給額の約6割を年金より支給し、残りの部分を退職金より支給する。また、この制度は定年退職前の退職者についても退職金を支給する。確定給付企業年金（キャッシュバランス型）では、年金加入者の個人別勘定に、毎年の給与水準と市場連動金利に基づいて計算された金額が積立てられる。一部の連結子会社においても、勤続年数その他の要素に基づき算定される、様々な外部積立の年金基金制度又は内部引当の退職金制度を有している。当社グループの年金積立方針は、現在までに提供された役務に対する給付に加え、将来提供されるであろう役務に対する給付を賄うことを考慮して拠出されている。

当社グループの確定給付制度の予測給付債務及び年金資産の公正価額の期首残高と期末残高との調整は次のとおりである。

	2014年3月31日	2015年3月31日
	百万円	百万円
予測給付債務の変動：		
予測給付債務期首残高	144,511	152,531
勤務費用	7,619	8,321
利息費用	3,331	2,869
年金数理計算上の純損失（利益）	229	14,400
従業員拠出	171	143
制度の改訂	179	1,221
清算	5	-
給付額	7,427	8,290
外貨換算修正額	4,381	2,465
予測給付債務期末残高	152,531	171,218
年金資産の変動：		
年金資産の公正価額期首残高	101,508	113,409
資産の実際収益	7,069	12,490
事業主拠出	5,998	5,478
従業員拠出	171	143
清算	5	-
給付額	5,247	5,966
外貨換算修正額	3,915	3,809
年金資産の公正価額期末残高	113,409	129,363
期末時点の積立状況	39,122	41,855

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の連結貸借対照表上の認識額は次のとおりである。

	2014年3月31日	2015年3月31日
	百万円	百万円
繰延税金及びその他の資産	6,571	7,302
繰延税金及びその他の流動負債	279	278
退職給付債務	45,414	48,879
	39,122	41,855

2014年3月31日及び2015年3月31日現在のその他の包括利益（損失）累計額における認識額は次のとおりである。

	2014年3月31日	2015年3月31日
	百万円	百万円
年金数理計算上の純損失	28,624	32,555
過去勤務費用	1,972	206
	30,596	32,761

2014年3月31日及び2015年3月31日現在のすべての確定給付制度の累積給付債務は、それぞれ139,078百万円、154,426百万円である。

累積給付債務及び予測給付債務が年金資産を上回っている退職給付及び年金制度における累積給付債務、予測給付債務及び年金資産の公正価額は次のとおりである。

	2014年3月31日		2015年3月31日	
	百万円		百万円	
累積給付債務が年金資産を上回っている制度				
累積給付債務	108,874		114,376	
年金資産	74,019		79,792	
予測給付債務が年金資産を上回っている制度				
予測給付債務	135,482		130,044	
年金資産	89,790		80,900	

当社グループの2013年度及び2014年度における確定給付制度の期間純費用の内訳は次のとおりである。

	2013年度		2014年度	
	百万円		百万円	
勤務費用	7,619		8,321	
利息費用	3,331		2,869	
年金資産の期待収益	3,118		3,585	
年金数理計算上の純損失償却額	1,824		1,564	
過去勤務費用償却額	390		545	
期間純費用	10,046		9,714	

2013年度及び2014年度において、その他の包括利益（損失）における、年金資産と予測給付債務のその他の変動は次のとおりである。

	2013年度		2014年度	
	百万円		百万円	
年金数理計算上の純損失（利益）発生額	4,180		5,495	
年金数理計算上の純損失償却額	1,824		1,564	
過去勤務費用発生額	179		1,221	
過去勤務費用償却額	390		545	
	6,215		2,165	

2015年度において、その他の包括利益（損失）累計額から期間純費用として償却される年金数理計算上の純損益及び過去勤務費用の予測額は次のとおりである。

	2015年度	
	百万円	
年金数理計算上の純損失償却額	1,554	
過去勤務費用償却額	349	

当社グループの2014年3月31日及び2015年3月31日現在における確定給付制度の給付債務に係る前提条件（加重平均）は、次のとおりである。

	国内制度		海外制度	
	2014年 3月31日	2015年 3月31日	2014年 3月31日	2015年 3月31日
割引率	1.5%	0.8%	4.7%	3.8%
予定昇給率（ポイント制）	3.9%	3.9%	-	-
将来の平均報酬水準増加率	2.0%	2.6%	4.6%	3.6%

当社グループの2013年度及び2014年度における確定給付制度の期間純費用に係る前提条件（加重平均）は次のとおりである。

	国内制度		海外制度	
	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度
割引率	1.6%	1.5%	4.5%	4.7%
予定昇給率（ポイント制）	3.8%	3.9%	-	-
将来の平均報酬水準増加率	2.6%	2.0%	4.6%	4.6%
年金資産の長期期待収益率	1.5%	1.5%	6.1%	5.7%

当社及び一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金（キャッシュバランス型）の年金制度を採用している。これらの会社ではポイント制に基づく予定昇給率を採用している。

当社グループは、年金資産の長期期待収益率について、投資対象の様々な資産カテゴリー別に将来収益に対する予測や過去の運用実績を考慮し、設定している。

年金資産：

当社グループの投資政策は、受給権者に対する将来の年金給付及び一時金たる給付の支払いを確実に行うため、必要とされる総合収益を長期的に確保すべく策定されている。また当社グループは、年金資産の長期期待収益率を考慮した上で、持分有価証券及び負債有価証券等の適切な組み合わせからなる基本ポートフォリオを策定している。年金資産は、中長期的に期待されるリターンを生み出すべく、基本ポートフォリオの指針に基づいて個別の持分有価証券、負債有価証券、並びに生命保険会社が扱う団体年金の一般勘定（以下、「生保一般勘定」）等に投資される。当社グループは、この基本ポートフォリオを修正する必要があるかどうかを判断するため、年金資産の長期期待収益と実際の運用収益との乖離幅を毎年検証している。また年金資産の長期期待収益率を達成するために、基本ポートフォリオの見直しが必要だと考えられる場合は、必要な範囲で基本ポートフォリオを見直す。当社では、こうした年金資産の運用について社内に「年金・退職金委員会」を設置して定期的に監視している。

当社グループの基本ポートフォリオは、大きく3つの資産区分に分類され、約35%を持分有価証券で運用し、約30%を負債有価証券で運用し、生保一般勘定等其他資産で約35%運用している。

持分有価証券は、主に証券取引所に上場されている株式であり、投資対象の経営内容について精査し、業種、銘柄等で適切な分散投資を行っている。負債有価証券は、主に国債及び公債、社債から構成されており、格付け、利率、償還日等の発行条件を精査して、適切な分散投資を行っている。合同運用信託については、持分有価証券と同様の投資方針で分散投資を行っている。生保一般勘定は、一定の予定利率と元本が保証されている。外国銘柄への投資については、政治、経済の安定性、決済システム及び税制等の市場特性を精査し、適切に投資対象国及び通貨を選定している。投資リスクの過度な集中はない。

公正価値の測定に使用されるインプットの3つのレベルの区分については、注記20に記載している。

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の資産クラス別の年金資産の公正価値は以下のとおりである。

	2014年3月31日（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
年金資産				
現金	7,256	-	-	7,256
持分有価証券：				
国内株式	7,302	522	-	7,824
外国株式	15,471	6,695	-	22,166
合同運用信託	6,751	1,075	-	7,826
負債有価証券				
国債及び公債	16,356	7,089	-	23,445
社債	-	10,142	-	10,142
その他資産				
生保一般勘定	-	33,670	-	33,670
その他	585	495	-	1,080
年金資産合計	53,721	59,688	-	113,409

	2015年3月31日(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
年金資産				
現金	2,617	-	-	2,617
持分有価証券：				
国内株式	10,191	593	-	10,784
外国株式	18,624	7,212	-	25,836
合同運用信託	8,377	1,754	-	10,131
負債有価証券				
国債及び公債	22,084	7,854	-	29,938
社債	-	13,279	-	13,279
その他資産				
生保一般勘定	-	35,724	-	35,724
その他	436	618	-	1,054
年金資産合計	62,329	67,034	-	129,363

2014年3月31日及び2015年3月31日現在、当社グループが年金資産として保有している持分有価証券に含まれる当社株式は21百万円及び46百万円である。

持分有価証券の合同運用信託は、主に米国子会社が年金資産として保有しているものであり、上場株式を対象として米国を中心とした外国株式に投資している。

国債及び公債は、国内に約25%、海外に約75%を投資している。

年金資産のレベル区分は、リスクによる分類ではなく、公正価値を測定する際のインプットに基づき分類したものである。

レベル1に該当する資産は、主に持分有価証券及び負債有価証券で、活発な市場における市場価格で評価している。レベル2に該当する資産は、持分有価証券、負債有価証券及び生保一般勘定で、持分有価証券及び負債有価証券は、レベル1以外の直接的又は間接的に観察可能なインプットで評価しており、生保一般勘定は転換価格で評価している。

キャッシュ・フロー：

拠出

当社グループは、2015年度において当該確定給付制度に対して5,712百万円の拠出を見込んでいる。

予想将来給付額

翌年度以降10年間における予想将来給付額は次のとおりである。

年度	
2015年度	9,714百万円
2016年度	9,758
2017年度	9,153
2018年度	8,540
2019年度	8,584
2020年度 - 2024年度 計	47,791

その他の退職後給付

一部の米国連結子会社は、従業員に対して退職後の健康管理及び生命保険の給付制度を有している。

当該制度は、給与水準に応じた拠出を行う制度である。従業員拠出額は、当該制度に係る費用のうち、当該子会社の支払額を超過した額が充当されるように調整される。当該制度は給付金や保険料の支払に応じて退職後給付費用を拠出する方針としている。

当該米国連結子会社は2007年度において、資産の保有及び退職後給付債務の支払を委託する任意従業員福利厚生基金を設立した。この任意従業員福利厚生基金による制度資産は区分され、法的規制を受けており、また、基金への拠出は税法に基づき税金が控除される可能性がある。

当該制度の累積退職後給付債務及び制度資産の公正価額の期首残高と期末残高との調整は次のとおりである。

	2014年 3月31日	2015年 3月31日
	百万円	百万円
累積退職後給付債務の変動：		
累積退職後給付債務期首残高	11,231	12,350
勤務費用	434	459
利息費用	484	597
年金数理計算上の純損失（利益）	375	1,327
従業員拠出	3	4
メディケアパートD補償	55	69
給付額	793	1,014
外貨換算修正額	1,311	2,554
累積退職後給付債務期末残高	12,350	16,346
制度資産の変動：		
制度資産の公正価額期首残高	8,114	9,396
資産の実際収益	562	585
事業主拠出	534	46
従業員拠出	3	4
給付額	598	621
外貨換算修正額	781	1,576
制度資産の公正価額期末残高	9,396	10,986
期末時点の積立状況	2,954	5,360

2014年 3月31日及び2015年 3月31日現在の連結貸借対照表上の認識額は次のとおりである。

	2014年 3月31日	2015年 3月31日
	百万円	百万円
繰延税金及びその他の資産	949	896
繰延税金及びその他の流動負債	38	43
退職給付債務	3,865	6,213
	2,954	5,360

2014年 3月31日及び2015年 3月31日現在のその他の包括利益（損失）累計額における認識額は次のとおりである。

	2014年 3月31日	2015年 3月31日
	百万円	百万円
年金数理計算上の純損失	2,980	4,034
過去勤務費用	395	306
	3,375	4,340

当該制度におけるすべての制度において、累積退職後給付債務は制度資産を上回っている。

2013年度及び2014年度における当該制度に係る期間純費用の内訳は次のとおりである。

	2013年度	2014年度
	百万円	百万円
勤務費用	434	459
利息費用	484	597
制度資産の期待収益	434	520
年金数理計算上の純損失償却額	251	208
過去勤務費用償却額	81	89
期間純費用	816	833

2013年度及び2014年度において、その他の包括利益（損失）における、制度資産と累積退職後給付債務のその他の変動は次のとおりである。

	2013年度	2014年度
	百万円	百万円
年金数理計算上の純損失（利益）発生額	503	1,262
年金数理計算上の純損失償却額	251	208
過去勤務費用償却額	81	89
	835	965

2015年度において、その他の包括利益（損失）累計額から期間純費用として償却される年金数理計算上の純損益及び過去勤務費用の予測額は次のとおりである。

	2015年度
	百万円
年金数理計算上の純損失償却額	367
過去勤務費用償却額	97

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の当該制度の給付債務に係る前提条件（加重平均）は、次のとおりである。

	2014年3月31日	2015年3月31日
割引率	4.5%	3.8%
将来の平均報酬水準増加率	4.0%	4.0%
現状の医療費動向率	7.0%	6.8%
最終的な医療費動向率	5.0%	5.0%
最終的な医療費動向率に到達するまでの期間（年）	8	7

2013年度及び2014年度の当該制度の期間純費用に係る前提条件（加重平均）は次のとおりである。

	2013年度	2014年度
割引率	4.1%	4.5%
将来の平均報酬水準増加率	4.0%	4.0%
制度資産の長期期待収益率	5.2%	5.4%
現状の医療費動向率	7.8%	7.0%
最終的な医療費動向率	4.8%	5.0%
最終的な医療費動向率に到達するまでの期間（年）	3	8

2013年度及び2014年度において、医療費動向率が1%変動した場合の当社グループの財政状態及び経営成績へ与える影響額は、重要ではない。

制度資産：

当該米国連結子会社の投資政策は、一定範囲内のリスクのもとで可能な限りの運用成果をあげるべく策定されている。

当該米国連結子会社の資産の配分は、リスクに応じた運用収益を生み出しつつ、安全性に重点を置いた方針に基づいて行われており、約35%を持分有価証券で運用し、約65%を負債有価証券で運用している。

持分有価証券は、主に証券取引所に上場されている株式であり、投資対象の経営内容について精査し、業種、銘柄等で適切な分散投資を行っている。負債有価証券は、主に国債及び公債、社債から構成されており、格付け、利率、償還日等の発行条件を精査して、適切な分散投資を行っている。合同運用信託については、持分有価証券と同様の投資方針で分散投資を行っている。投資リスクの過度な集中はない。

公正価値の測定に使用されるインプットの3つのレベルの区分については、注記20に記載している。

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の資産クラス別の制度資産の公正価値は以下のとおりである。

	2014年3月31日(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
制度資産				
現金	311	-	-	311
持分有価証券:				
外国株式	1,791	-	-	1,791
合同運用信託	1,718	-	-	1,718
負債有価証券				
国債及び公債	552	3,463	-	4,015
社債	-	1,561	-	1,561
その他資産				
その他	-	-	-	-
制度資産合計	4,372	5,024	-	9,396
	2015年3月31日(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
制度資産				
現金	164	-	-	164
持分有価証券:				
外国株式	1,602	-	-	1,602
合同運用信託	2,163	-	-	2,163
負債有価証券				
国債及び公債	1,196	3,898	-	5,094
社債	-	1,920	-	1,920
その他資産				
その他	-	43	-	43
制度資産合計	5,125	5,861	-	10,986

持分有価証券の合同運用信託は、上場株式を対象として主に米国を中心とした外国株式に投資している。
国債は、米国国債に投資している。

制度資産のレベル区分は、リスクによる分類ではなく、公正価値を測定する際のインプットに基づき分類したものである。

レベル1に該当する資産は、主に持分有価証券で、活発な市場における市場価格で評価している。レベル2に該当する資産は、主に負債有価証券で、レベル1以外の直接的又は間接的に観察可能なインプットで評価している。

キャッシュ・フロー：

拠出

当該米国連結子会社は、2015年度において当該退職後給付制度に対して43百万円の拠出を見込んでい

る。
予想将来給付額

翌年度以降10年間における予想将来給付額は次のとおりである。

年度	
2015年度	945百万円
2016年度	996
2017年度	1,032
2018年度	1,066
2019年度	1,117
2020年度 - 2024年度 計	6,214

一部の国内連結子会社は、役員に対する退職給付制度を有しているが、これらの制度の多くは外部積立を行っていない。2014年3月31日及び2015年3月31日現在において、対象者全員が退職した場合に必要な金額は全額引当てられている。それらの金額は当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすものではない。

一部の連結子会社では、従業員に対して確定拠出型の給付制度を有している。2013年度及び2014年度において認識された費用は、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすものではない。

12. 資本及び剰余金

2014年3月31日及び2015年3月31日現在、関連会社が所有する当社の普通株式はいずれも1,192,000株（自己株式控除後発行済株式数の0.13%）である。

会社法では、剰余金の分配可能額の算出に一定の制限を設けているが、2015年3月31日現在の帳簿上、資本合計として報告されている金額のうち472,289百万円はこの制約を受けていない。

2015年6月24日開催予定の定時株主総会において、27,345百万円（百万円未満は四捨五入）の現金配当が付議される予定である。当該配当金は2015年3月31日現在の連結財務諸表には反映されていない。連結財務諸表上では、配当金は決議され、実際に支払われた連結会計年度に計上される。

当社は、2014年11月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき、自己株式の一部を消却することを決議した。2015年3月31日までに、当社は上記取締役会の決議に基づき、自己株式11,162,600株を取得し、消却した。自己株式の取得及び消却金額はそれぞれ29,997百万円及び19,808百万円である。この差額は自己株式の取得価額と平均簿価の差異によるものである。

当社は2種類の株式報酬制度（ストック・オプション）を導入している。

2010年6月以前に取締役会で決議されたストック・オプション

当社の取締役及び特定の使用人並びに主要子会社の取締役に対して、権利付与日の属する月の直前月各日の東京証券取引所の終値の平均値に1.05を乗じた価額、又は権利付与日の終値のいずれか高い方の金額で当社株式を購入する権利を付与する。

2010年7月以降に取締役会で決議されたストック・オプション

当社の取締役及び特定の使用人並びに主要子会社の取締役に対して、行使価額1円で当社株式を購入する権利を付与する。

当社は、2010年6月23日開催の定時株主総会及び2013年7月17日の取締役会決議に基づき、2013年度に当社の取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を561個発行した。当社はまた、2013年6月19日開催の定時株主総会及び2013年7月17日の取締役会決議に基づき、当社の使用人及び主要子会社の取締役に対して2,358個発行した。それぞれのストック・オプションの受給権は、権利付与日に100%発生する。2013年度付与分のストック・オプションは2016年8月1日付で行使可能となる。

また、当社は、2010年6月23日開催の定時株主総会及び2014年7月11日の取締役会決議に基づき、2014年度に当社の取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を589個発行した。当社はまた、2014年6月18日開催の定時株主総会及び2014年7月11日の取締役会決議に基づき、当社の使用人及び主要子会社の取締役に対して2,169個発行した。それぞれのストック・オプションの受給権は、権利付与日に100%発生する。2014年度付与分のストック・オプションは2017年8月1日付で行使可能となる。

新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

当社は報酬コストを公正価値基準法により認識している。2013年度及び2014年度において、販売費及び一般管理費に計上された報酬コストは、それぞれ564百万円及び554百万円である。

新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

2013年度及び2014年度におけるストック・オプションの状況は次のとおりである。

	2013年度		2014年度	
	株数	加重平均 権利行使価格 円	株数	加重平均 権利行使価格 円
期首現在未行使残高	2,987,700	1,861	2,639,600	1,590
権利付与	291,900	1	275,800	1
権利行使	438,000	1,637	349,100	1,298
権利失効	202,000	3,206	560,000	2,578
期末現在未行使残高	2,639,600	1,590	2,006,300	1,147
期末現在行使可能分	1,667,800	2,516	1,098,800	2,093

2013年度及び2014年度において行使されたストック・オプションの本源的価値総額はそれぞれ471百万円及び401百万円である。

2015年3月31日現在のストック・オプションの未行使残高及び行使可能残高の情報は次のとおりである。

権利行使価格の範囲	未行使残高				行使可能残高			
	株数	加重平均 権利行使 価格 円	本源的 価値 合計 百万円	加重平均 残存年数 年	株数	加重平均 権利行使 価格 円	本源的 価値 合計 百万円	加重平均 残存年数 年
1円 - 1,350円	1,165,300	1	2,752	5.8	257,800	1	609	4.2
1,351円 - 2,325円	249,000	1,729	158	2.4	249,000	1,729	158	2.4
2,326円 - 3,700円	592,000	3,157	0	0.9	592,000	3,157	0	0.9
1円 - 3,700円	2,006,300	1,147	2,910	3.9	1,098,800	2,093	767	2.0

2013年度及び2014年度に付与したストック・オプションの公正価額は、次の前提条件のもとで、離散時間モデル（二項モデル）を用いて見積られた。二項モデルは、公正価値測定の前提条件に幅を持たせているため、それらの幅を開示している。見積株価変動率は、当社株式の過去の株価変動率から予想された値に基づいている。

当社は、二項モデルで使用するストック・オプションの権利行使状況と権利行使に係る従業員等の離職動向を見積るためにヒストリカルデータを使用している。見積行使期間は、オプション・プライシング・モデルにより算定されており、当該オプションの権利行使が予想される期間を表している。ストック・オプションの満期までの期間に対応する無リスク資産の金利は、権利付与時の日本国債の利回りに基づいている。

	2013年8月1日現在	2014年8月1日現在
権利付与日公正価額	1,932円	2,010円
見積行使期間	5年	5年
無リスク資産の金利	0.10% - 0.81%	0.05% - 0.55%
見積株価変動率	45.00%	37.00%
見積配当率	2.45%	2.54%

無リスク資産の金利は、キャッシュ・フローの割引期間に応じて対応する金利を適用している。それぞれの期間に対応する金利は次のとおりである。

付与年度	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後
2013年度	0.10%	0.12%	0.15%	0.23%	0.29%	0.37%	0.51%	0.66%	0.74%	0.81%
2014年度	0.05%	0.07%	0.09%	0.11%	0.15%	0.19%	0.27%	0.36%	0.46%	0.55%

13. その他の包括利益（損失）

2013年度及び2014年度におけるその他の包括利益（損失）累計額の変動は次のとおりである。

	2013年度				
	外貨換算 調整勘定	未実現 有価証券 評価損益	年金債務 調整勘定	未実現 デリバティブ 評価損益	合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
期首残高	38,833	21,519	24,835	1,291	43,440
組替前のその他の包括利益 （損失）- 税控除後	65,616	7,690	3,017	3,495	72,828
組替修正額 - 税控除後	2,290	908	1,657	4,875	3,334
その他の包括利益（損失） - 税控除後	63,326	6,782	4,674	1,380	76,162
控除：非支配持分に帰属する その他の包括利益（損失）	2,539	-	78	104	2,721
当社株主に帰属するその他の 包括利益（損失）	60,787	6,782	4,596	1,276	73,441
非支配持分との資本取引	34	-	-	-	34
期末残高	21,988	28,301	20,239	15	30,035
	2014年度				
	外貨換算 調整勘定	未実現 有価証券 評価損益	年金債務 調整勘定	未実現 デリバティブ 評価損益	合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
期首残高	21,988	28,301	20,239	15	30,035
組替前のその他の包括利益 （損失）- 税控除後	85,169	5,399	3,758	9,127	77,683
組替修正額 - 税控除後	191	852	1,573	9,292	10,204
その他の包括利益（損失） - 税控除後	85,360	4,547	2,185	165	87,887
控除：非支配持分に帰属する その他の包括利益（損失）	5,056	-	73	79	4,904
当社株主に帰属するその他の 包括利益（損失）	80,304	4,547	2,112	244	82,983
非支配持分との資本取引	-	-	-	-	-
期末残高	102,292	32,848	22,351	229	113,018

2013年度及び2014年度におけるその他の包括利益（損失）累計額からの組替修正額の内訳は次のとおりである。

	2013年度	
	組替修正額（注）1 百万円	連結損益計算書において影響を受ける項目
外貨換算調整勘定 清算	2,290 2,290 -	その他の収益（費用） - その他（純額） 法人税等 税控除後
未実現有価証券評価損益 売却	1,498 1,498 590 908	その他の収益（費用） - その他（純額） 法人税等 税控除後
年金債務調整勘定 年金数理計算上の純損益償却額 過去勤務費用償却額	2,075 471 2,546 889 1,657	（注）2 （注）2 法人税等 税控除後
未実現デリバティブ評価損益 外国為替予約契約	7,585 7,585 2,710 4,875	その他の収益（費用） - その他（純額） 法人税等 税控除後
組替修正額合計	3,334	税控除後
	2014年度	
	組替修正額（注）1 百万円	連結損益計算書において影響を受ける項目
外貨換算調整勘定 清算	191 191 -	その他の収益（費用） - その他（純額） 法人税等 税控除後
未実現有価証券評価損益 売却	1,376 1,376 524 852	その他の収益（費用） - その他（純額） 法人税等 税控除後
年金債務調整勘定 年金数理計算上の純損益償却額 過去勤務費用償却額	1,772 634 2,406 833 1,573	（注）2 （注）2 法人税等 税控除後
未実現デリバティブ評価損益 外国為替予約契約	13,815 13,815 4,523 9,292	その他の収益（費用） - その他（純額） 法人税等 税控除後
組替修正額合計	10,204	税控除後

- （注）1. 金額の は利益の減少を示している。
2. 期間純費用の計算に含まれている。（注記11参照）

2013年度及び2014年度におけるその他の包括利益（損失）の各項目に対する税効果の金額は次のとおりである。

	2013年度		
	税効果考慮前	税効果	税効果考慮後
	百万円	百万円	百万円
外貨換算調整勘定			
組替前発生額	65,734	118	65,616
組替修正額	2,290	-	2,290
増減（純額）	63,444	118	63,326
未実現有価証券評価損益			
組替前発生額	11,908	4,218	7,690
組替修正額	1,498	590	908
増減（純額）	10,410	3,628	6,782
年金債務調整勘定			
組替前発生額	4,504	1,487	3,017
組替修正額	2,546	889	1,657
増減（純額）	7,050	2,376	4,674
未実現デリバティブ評価損益			
組替前発生額	5,412	1,917	3,495
組替修正額	7,585	2,710	4,875
増減（純額）	2,173	793	1,380
その他の包括利益（損失）	83,077	6,915	76,162
	2014年度		
	税効果考慮前	税効果	税効果考慮後
	百万円	百万円	百万円
外貨換算調整勘定			
組替前発生額	85,430	261	85,169
組替修正額	191	-	191
増減（純額）	85,621	261	85,360
未実現有価証券評価損益			
組替前発生額	8,792	3,393	5,399
組替修正額	1,376	524	852
増減（純額）	7,416	2,869	4,547
年金債務調整勘定			
組替前発生額	5,536	1,778	3,758
組替修正額	2,406	833	1,573
増減（純額）	3,130	945	2,185
未実現デリバティブ評価損益			
組替前発生額	13,872	4,745	9,127
組替修正額	13,815	4,523	9,292
増減（純額）	57	222	165
その他の包括利益（損失）	89,850	1,963	87,887

14. 法人税等

2013年度及び2014年度における税引前当期純利益及び法人税等の内訳は次のとおりである。

	2013年度	2014年度
	百万円	百万円
税引前当期純利益		
国内	90,172	106,265
在外	151,884	129,809
計	242,056	236,074
法人税等		
当期分		
国内	31,513	37,683
在外	42,423	39,826
小計	73,936	77,509
繰延分		
国内	2,074	1,633
在外	4,081	647
小計	2,007	986
計	75,943	78,495

2013年度及び2014年度に認識された法人税等の総額は次のとおり割り当てられている。

	2013年度	2014年度
	百万円	百万円
当期純利益	75,943	78,495
その他の包括利益(損失)		
外貨換算調整勘定	118	261
未実現有価証券評価損益	3,628	2,869
年金債務調整勘定	2,376	945
未実現デリバティブ評価損益	793	222
法人税等総額	82,858	80,458

2014年3月31日及び2015年3月31日現在、繰延税金資産及び負債の期間帰属差異項目及び税務上の繰越欠損金等の発生要因別内訳は次のとおりである。

	2014年3月31日	2015年3月31日
	百万円	百万円
貸倒引当金等	6,235	7,302
未払費用	36,434	38,081
投資有価証券	3,614	3,210
年金及び退職給付	9,806	8,620
有形固定資産	8,048	5,943
たな卸資産	14,440	14,592
繰越欠損金	21,437	20,927
研究開発費	1,685	2,314
その他	9,236	11,164
繰延税金資産総額	110,935	112,153
評価性引当金	25,649	24,723
繰延税金資産計	85,286	87,430
未実現有価証券評価益	15,406	16,599
有形固定資産	10,040	9,820
無形固定資産	10,051	8,801
海外連結子会社及び持分法 適用関連会社の未分配利益	5,470	5,381
繰延税金負債計	40,967	40,601
繰延税金資産純額	44,319	46,829

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の繰延税金資産及び負債は、連結貸借対照表の以下の科目に含めて表示している。

	2014年3月31日	2015年3月31日
	百万円	百万円
繰延税金及びその他の流動資産	50,210	55,613
繰延税金及びその他の資産	16,440	17,449
繰延税金及びその他の流動負債	180	256
繰延税金及びその他の負債	22,151	25,977
	44,319	46,829

2013年3月31日現在の評価性引当金は、25,015百万円であった。2013年度及び2014年度の評価性引当金の増減額は、純額でそれぞれ634百万円の増加、926百万円の減少であった。

繰延税金資産の実現可能性の評価については、経営者がその一部又は全部につき実現するか否かを検討している。最終的な繰延税金資産の実現可能性については、それらの将来減算一時差異及び繰越欠損金を利用されると見込まれる期間に生み出される将来の課税所得に依存している。経営者はこの評価にあたり、将来加算一時差異の使用、将来の課税所得の見込み及びタックス・プランニングを考慮している。経営者は2013年度及び2014年度末の評価性引当金を控除した繰延税金資産の金額が過去の課税所得実績額及び将来の課税所得見込額から判断して、将来減算一時差異及び繰越欠損金を利用されると見込まれる期間内の将来課税所得金額によって実現可能であると判断している。しかしながら将来課税所得が減少した場合、実現可能と思われる繰延税金資産の額は減少する可能性がある。

2013年度において当社及び国内連結子会社は、法人税率約28%、住民税率約5%と損金算入可能な法人事業税率約8%の納税義務があり、合計された法定税率は約38.1%である。2014年度において当社及び国内連結子会社は、法人税率約26%、住民税率約5%と損金算入可能な法人事業税率約8%の納税義務があり、合計された法定税率は約35.7%である。住民税率及び法人事業税率は、地方自治体によって異なる。

2013年度及び2014年度の法定税率と実効税率の差異理由は次のとおりである。

	2013年度	2014年度
法定税率(%)	38.1	35.7
税率の増加(減少)の理由		
評価性引当金の増減(%)	0.7	0.1
税務上損金とならない費用(%)	0.9	1.2
海外連結子会社の適用税率の差異(%)	5.2	3.3
試験研究費税額控除(%)	2.7	2.5
その他-純額(%)	1.0	2.1
実効税率(%)	31.4	33.3

2015年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年(2015年)法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年(2015年)法律第2号)が日本の国会において可決された。

当該改正により、当社及び国内連結子会社の2015年4月1日以降に開始する連結会計年度の法定税率は、約33.4%となり、2016年4月1日以降に開始する連結会計年度の法定税率は、約32.7%に変更となる。

したがって当社及び国内連結子会社は、一時差異の解消が見込まれる連結会計年度の税率に基づき、繰延税金資産及び負債を計算している。この税率変更による影響額は軽微である。

海外連結子会社に対しては、その所在国での法人所得税が課せられている。

2014年3月31日及び2015年3月31日現在における海外連結子会社の未分配利益は、それぞれ680,703百万円及び713,429百万円である。当社は海外連結子会社の未分配利益の一部を配当する方針であり、2014年3月31日及び2015年3月31日現在、それぞれ1,840百万円及び952百万円の繰延税金負債を計上している。

2014年3月31日及び2015年3月31日現在、海外連結子会社の未分配利益のうち、当社が恒久的に再投資すると考えている部分に係る未認識の繰延税金負債の金額は、それぞれ33,801百万円及び36,652百万円である。

2015年3月31日現在、一部の連結子会社で約67,517百万円の将来控除可能な税務上の繰越欠損金がある。将来の課税所得と相殺可能な期間はそれぞれの税法によって異なり、次のとおりである。

2015年3月31日現在	
	百万円
5年以内	20,182
6 - 20年	27,807
無期限	19,528
合計	67,517

当社グループは、未認識税務ベネフィットの見積りについて妥当であると考えているが、税務調査や関連訴訟の最終結果に関する不確実性は、将来の未認識税務ベネフィットに影響を与える可能性がある。2013年度及び2014年度において重要な未認識税務ベネフィットはなく、従って未認識税務ベネフィットに関連する重要な利息及び課徴金は認識していない。また、2015年3月31日現在において、当社グループが入手可能な情報に基づく限り、今後12カ月以内の未認識税務ベネフィットの重要な変動は予想していない。

当社グループは日本及び様々な海外の税務当局に法人税の申告をしている。日本国内においては、当社の2008年度以前の事業年度について税務当局による税務調査が終了している。また、米国においては、2007年度以前の事業年度について税務当局による税務調査が終了している。海外のその他の連結子会社については、いくつかの例外を除き、2007年度以前の事業年度について税務調査が終了している。

15. 賃借料

当社グループは事務所、事務機器及び従業員社宅等を解約可能、又は解約不能な契約に基づき賃借している。2013年度及び2014年度の賃借料のうち、オペレーティングリースに係るものは、それぞれ16,308百万円及び15,824百万円である。

2014年3月31日及び2015年3月31日現在、キャピタルリース及び解約不能オペレーティングリースによる最低年間賃借料の年度別支払内訳は次のとおりである。

返済年度	2014年3月31日		
	キャピタルリース (百万円)	オペレーティングリース (百万円)	合計 (百万円)
決算日後1年以内	3,390	4,149	7,539
1年超2年以内	1,860	2,614	4,474
2年超3年以内	458	1,788	2,246
3年超4年以内	279	959	1,238
4年超5年以内	176	509	685
5年超6年以内及びそれ以降	328	737	1,065
最低支払賃借料	6,491	10,756	17,247
控除：利息相当額	273		
最低キャピタルリース料の現在価値	6,218		

返済年度	2015年3月31日		
	キャピタルリース (百万円)	オペレーティングリース (百万円)	合計 (百万円)
決算日後1年以内	1,291	4,544	5,835
1年超2年以内	297	3,122	3,419
2年超3年以内	165	1,941	2,106
3年超4年以内	135	1,052	1,187
4年超5年以内	140	682	822
5年超6年以内及びそれ以降	246	1,120	1,366
最低支払賃借料	2,274	12,461	14,735
控除：利息相当額	163		
最低キャピタルリース料の現在価値	2,111		

16. 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益

基本的及び希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算の過程は次のとおりである。

	2013年度	2014年度
当社株主に帰属する当期純利益	159,518百万円	154,009百万円
期中平均発行済株式数（自己株式控除後）	953,134,746株	950,276,336株
希薄化の影響		
ストック・オプション	1,040,817株	1,222,234株
希薄化後期中平均発行済株式数	954,175,563株	951,498,570株
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	167.36円	162.07円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	167.18円	161.86円

17. 契約残高及び偶発債務

2014年3月31日及び2015年3月31日現在、遡及権付債権の譲渡に係る偶発債務は、それぞれ447百万円及び808百万円である。

当社グループは、従業員、関連会社及び顧客等の借入金について、第三者に対する債務保証を行っている。従業員に関する債務保証の主なものは、住宅ローンに対するものである。関連会社及び顧客等に関する債務保証は、信用補完のためのものである。契約期間中に従業員、関連会社及び顧客等が債務不履行に陥った場合、当社グループは保証債務の履行義務を負う。債務保証の契約期間は、従業員の住宅ローンについては10年から30年、関連会社及び顧客等の借入金については1年から8年である。2014年3月31日及び2015年3月31日現在において、債務不履行が生じた場合に当社グループが負う割引前の最高支払額は、それぞれ67,388百万円及び47,627百万円である。2015年3月31日現在において、これらの債務保証について認識されている負債の公正価値には重要性はない。これらの債務保証の一部は、当社グループへの担保の差入及び保険契約により担保されている。

当社はこれらの偶発債務による損失が仮に発生したとしても連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではないと考えている。

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の設備投資の発注残高は、それぞれ総額で約19,900百万円及び約15,500百万円である。

当社グループには種々の通常の営業の過程で生じた係争中の案件があるが、経営者及び弁護士の見解では当社グループの財政状態に重要な影響を与えずに解決される見込みである。

当社グループは、世界中の得意先、ディーラー及び関係会社を相手として営業活動を行っており、それらからの売掛金及びそれらに対する保証は、信用リスクが集中しないよう分散されている。経営者は、債権から設定済の引当金を超える損失は発生しないと考えている。

当社グループは、ある一定期間において、当社グループの製品及びサービスに対する保証を行っており、2013年度及び2014年度における製品保証引当金の変動は次のとおりである。

	2013年度	2014年度
	百万円	百万円
期首残高	31,200	30,934
当期増加額	19,346	17,351
当期減少額	21,893	20,948
その他	2,281	1,388
期末残高	30,934	28,725

18. 金融派生商品

リスク管理方針

当社グループの借入債務、海外事業及び外貨建資産・負債については、主に為替及び金利の変動に係る市場リスクにさらされている。通常の業務において発生するこれらのリスクを軽減するために、当社グループの方針及び手続きに準拠して様々な金融派生商品をヘッジ目的で活用している。(注記19、20参照)当社グループは、金融派生商品をトレーディング又は投機目的で契約していない。

当社グループは、短期及び長期債務に関連する金利及び為替の変動によるキャッシュ・フロー又は公正価値の変動リスクを管理する目的で、金利スワップ契約及び金利キャップ契約(一部通貨スワップ契約を併用)を締結している。

当社グループの事業活動は海外に及ぶため、外貨建(主に米ドル及びユーロ)の資産・負債及び売買取引に関する為替の変動リスクにさらされている。当社グループは、これらのリスクを軽減するため、外貨資金繰り予想に基づいて外国為替予約又はオプション契約を締結している。

当社グループは、金融派生商品に対して取引相手の不履行により信用損失を受けるリスクがあるが、取引相手の信用度が高いため、取引相手が義務不履行をする可能性は想定していない。また、信用リスク関連の偶発特性を有する金融派生商品の契約はしていない。

キャッシュ・フローヘッジ

当社グループは、予定取引に関連する為替の変動リスク及び借入債務に関連する金利の変動リスクを管理するために、キャッシュ・フローヘッジとして指定された金融派生商品を活用している。外貨建売買取引については、当社グループは主に1年内の予定取引及び確定約定におけるキャッシュ・フローの変動をヘッジしている。当社グループは変動金利の借入債務については、キャッシュ・フローの変動を管理するために金利スワップ契約を締結している。キャッシュ・フローヘッジとして指定された金融派生商品の公正価値の変動は、その他の包括利益(損失)累計額に計上されている。これらの金額は、当該ヘッジ対象が損益に影響を与えるとときに、その他の収益(費用)として損益に振り替えられる。その他の包括利益(損失)累計額に計上されている損益のうち、2015年3月31日以後12カ月以内に損益に再分類されると予想される金額は純額で約416百万円の損失である。2014年度において、当初の予定取引が発生しない可能性が高まったため中止されたキャッシュ・フローヘッジはない。

ヘッジ指定されていない金融派生商品

当社グループは、短期及び長期債務に対する金利変動リスクに備えるために、会計基準編纂書815「デリバティブとヘッジ」のもとでヘッジ手段として指定されない金利スワップ契約、クロスカレンシースワップ契約を締結している。為替の変動をヘッジするために用いられている一部の外国為替予約契約についても当該基準書のもとでヘッジ手段として指定されていない。これらの金融派生商品の公正価値の変動は、発生した期の損益として認識している。

金融派生商品の契約残高

2014年3月31日及び2015年3月31日現在における金融派生商品の契約残高は次のとおりである。

	2014年3月31日	2015年3月31日
	百万円	百万円
外国為替予約契約		
外国為替売予約契約	117,622	107,605
外国為替買予約契約	45,304	47,716
金利スワップ、クロスカレンシー		
スワップ契約及び金利キャップ契約	114,278	102,697

2014年3月31日及び2015年3月31日現在において、連結貸借対照表に計上されている金融派生商品の公正価額は次のとおりである。

2014年3月31日現在				
ヘッジ指定されている 金融派生商品	金融派生商品資産		金融派生商品負債	
	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)
外国為替予約契約	繰延税金及びその他の流動資産	507	繰延税金及びその他の流動負債	481
	繰延税金及びその他の資産	4	繰延税金及びその他の負債	5,788
金利スワップ、クロスカレンシースワップ契約及び金利キャップ契約	繰延税金及びその他の流動資産	4	繰延税金及びその他の流動負債	613
計		515		6,882
ヘッジ指定されていない 金融派生商品	金融派生商品資産		金融派生商品負債	
	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)
外国為替予約契約	繰延税金及びその他の流動資産	467	繰延税金及びその他の流動負債	2,071
	繰延税金及びその他の資産	-	繰延税金及びその他の負債	2
金利スワップ、クロスカレンシースワップ契約及び金利キャップ契約	繰延税金及びその他の流動資産	453	繰延税金及びその他の流動負債	244
	繰延税金及びその他の資産	-	繰延税金及びその他の負債	282
計		920		2,599
金融派生商品合計		1,435		9,481

2015年3月31日現在				
ヘッジ指定されている 金融派生商品	金融派生商品資産		金融派生商品負債	
	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)
外国為替予約契約	繰延税金及びその他の流動資産	466	繰延税金及びその他の流動負債	6,736
	繰延税金及びその他の資産	108	繰延税金及びその他の負債	901
金利スワップ、クロスカレンシースワップ契約及び金利キャップ契約	繰延税金及びその他の流動資産	1	繰延税金及びその他の流動負債	862
計		575		8,499
ヘッジ指定されていない 金融派生商品	金融派生商品資産		金融派生商品負債	
	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)
外国為替予約契約	繰延税金及びその他の流動資産	666	繰延税金及びその他の流動負債	1,323
	繰延税金及びその他の資産	-	繰延税金及びその他の負債	-
金利スワップ、クロスカレンシースワップ契約及び金利キャップ契約	繰延税金及びその他の流動資産	752	繰延税金及びその他の流動負債	229
	繰延税金及びその他の資産	360	繰延税金及びその他の負債	-
計		1,778		1,552
金融派生商品合計		2,353		10,051

2013年度及び2014年度における、金融派生商品の連結損益計算書及び連結包括利益計算書への影響は次のとおりである。

キャッシュ・フローヘッジにおける金融派生商品

	2013年度				
	有効部分			非有効部分及び有効性テストで除外された金額	
	その他の包括利益(損失)に認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた損益の計上科目	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた金額 (百万円)	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	5,783	その他の収益(費用) - その他(純額)	7,585	-	-
金利スワップ、クロスレ ンシースワップ契約及び金 利キャップ契約	371	-	-	-	-
計	5,412		7,585		-

	2014年度				
	有効部分			非有効部分及び有効性テストで除外された金額	
	その他の包括利益(損失)に認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた損益の計上科目	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた金額 (百万円)	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	13,589	その他の収益(費用) - その他(純額)	13,815	-	-
金利スワップ、クロスレ ンシースワップ契約及び金 利キャップ契約	283	-	-	-	-
計	13,872		13,815		-

ヘッジ指定されていない金融派生商品

	2013年度	
	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	その他の収益(費用) - その他(純額)	3,344
金利スワップ、クロスレ ンシースワップ契約及び金 利キャップ契約	売上原価 その他の収益(費用) - その他(純額)	227 165
計		2,952

	2014年度	
	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	その他の収益(費用) - その他(純額)	673
金利スワップ、クロスレ ンシースワップ契約及び金 利キャップ契約	売上原価 その他の収益(費用) - その他(純額)	327 15
計		331

19. 金融商品の公正価額情報

現金及び現金同等物、定期預金、受取手形及び売掛金、その他の流動資産、短期債務、支払手形及び買掛金、その他の流動負債

これらの勘定は短期間で決済されるので、その連結貸借対照表計上額は公正価額に近似している。

投資有価証券 - 市場性のある持分証券

公正価額の見積りが可能な市場性のある持分証券の公正価額は、市場価格に基づいて算定しており、その結果を連結貸借対照表に計上している。

長期売上債権（注記3参照）

長期売上債権の公正価額は、将来のキャッシュ・フローから、現行の予想利子率で割り引いて算定される。その結果、連結貸借対照表計上額は公正価額に近似している。

長期債務 - 1年以内期限到来分を含む（注記20参照）

長期債務の公正価額は、取引所の相場による価格に基づいて算定するか、あるいは、借入ごとに将来のキャッシュ・フローから、類似の満期日の借入金に対して適用される期末時点での借入金利で割り引いて算定した現在価値に基づいて算定している。この公正価額は公正価値の測定に使用されるインプットに基づき、レベル2に分類している。

金融派生商品（注記18、20参照）

主に外国為替予約及び金利スワップ契約からなる金融派生商品の公正価額は、金融機関から入手した見積価格に基づいて算定しており、その結果を連結貸借対照表に計上している。

2014年3月31日及び2015年3月31日現在における、ヘッジ目的で利用されると会計上認められない金融派生商品を含む金融商品の連結貸借対照表計上額及び公正価額は次のとおりである。

	2014年3月31日		2015年3月31日	
	計上金額	公正価額	計上金額	公正価額
	百万円	百万円	百万円	百万円
現金及び現金同等物	90,872	90,872	105,905	105,905
定期預金	277	277	1,407	1,407
受取手形及び売掛金	617,334	617,334	620,076	620,076
長期売上債権	260,904	260,904	280,138	280,138
投資有価証券 - 市場性のある持分証券	59,109	59,109	65,456	65,456
短期債務	176,515	176,515	191,937	191,937
支払手形及び買掛金	234,231	234,231	225,093	225,093
長期債務 - 1年以内期限到来分を含む	428,552	421,487	397,192	393,997
金融派生商品				
外国為替予約契約				
資産	978	978	1,240	1,240
負債	8,342	8,342	8,960	8,960
金利スワップ、クロスカレンシー				
スワップ契約及び金利キャップ契約				
資産	457	457	1,113	1,113
負債	1,139	1,139	1,091	1,091

公正価額の見積りについて

公正価額の見積りについては特定の一時点で、利用可能な市場情報及び当該金融商品に関する情報に基づいて算定している。これらの見積りは不確実な点及び当社グループの判断を含んでいる。そのため、想定している前提が変わることにより、この公正価額の見積りに影響を及ぼす可能性がある。

20. 公正価値による測定

会計基準編纂書820「公正価値測定」は、公正価値を「市場参加者が測定日に行う通常取引において、資産を売却して受け取る価格又は負債を譲渡するために支払う価格」と定義し、公正価値をその測定のために使用するインプットの信頼性に応じて3つのレベルに区分することを規定している。各レベルの内容は次のとおりである。

- ・レベル1：活発な市場における同一資産又は同一負債の市場価格
- ・レベル2：レベル1以外の、直接的又は間接的に観察可能なインプット
- ・レベル3：観察不能なインプット

経常的に公正価値で測定される資産及び負債

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の、経常的に公正価値で測定される資産及び負債の内訳は次のとおりである。

	2014年3月31日 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
資産				
投資有価証券				
製造業	32,678	-	-	32,678
金融・保険業	20,974	-	-	20,974
その他	5,457	-	-	5,457
金融派生商品				
外国為替予約契約	-	978	-	978
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金 利キャップ契約	-	457	-	457
合計	59,109	1,435	-	60,544
負債				
金融派生商品				
外国為替予約契約	-	8,342	-	8,342
金利スワップ、クロスカレ ンシースワップ契約及び金 利キャップ契約	-	1,139	-	1,139
その他	-	80,619	508	81,127
合計	-	90,100	508	90,608

2015年3月31日
(百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
投資有価証券				
製造業	34,564	-	-	34,564
金融・保険業	25,049	-	-	25,049
その他	5,843	-	-	5,843
金融派生商品				
外国為替予約契約	-	1,240	-	1,240
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金 利キャップ契約	-	1,113	-	1,113
合計	65,456	2,353	-	67,809
負債				
金融派生商品				
外国為替予約契約	-	8,960	-	8,960
金利スワップ、クロスカレ ンシースワップ契約及び金 利キャップ契約	-	1,091	-	1,091
その他	-	68,034	369	68,403
合計	-	78,085	369	78,454

投資有価証券

上場株式が含まれている。活発な市場の公表価格に基づいて公正価値を測定しており、レベル1に分類している。

金融派生商品（注記18、19参照）

外国為替予約及び金利スワップ契約等が含まれている。外国為替予約契約の公正価値は、契約レートと測定日の予約レートとの差額から生じる将来キャッシュ・フローの現在価値を使用した価格モデルに基づき算定し、レベル2に分類している。金利スワップ契約の公正価値は、スワップカーブと契約期間を使用した価格モデルに基づき算定し、レベル2に分類している。

その他

公正価値で測定した一部の借入金等が含まれている。借入金の公正価値は、会計基準編纂書825「金融商品」で規定している公正価値オプションにより、市場のイールドカーブとクレジットスプレッドを使用した価格モデルに基づき算定し、レベル2に分類している。クレジットスプレッドについては、クレジットデフォルトスワップを利用することにより入手している。

2013年度及び2014年度におけるレベル3の変動は次のとおりである。

	2013年度	2014年度
	百万円	百万円
期首残高	639	508
損益合計（実現又は未実現）	131	139
損益	184	209
その他の包括利益（損失）	53	70
期末残高	508	369

レベル3に分類している負債で、2014年3月31日現在保有している負債に関する未実現利益の金額は、2013年度において、連結損益計算書のその他の収益（費用）に184百万円の利益が計上されている。レベル3に分類している負債で、2015年3月31日現在保有している負債に関する未実現利益の金額は、2014年度において、連結損益計算書のその他の収益（費用）に209百万円の利益が計上されている。

非経常的に公正価値で測定される資産及び負債

2013年度及び2014年度において、非経常的に公正価値で測定された資産及び負債は重要ではない。

21. セグメント情報

当社グループは、事業セグメントを1) 建設機械・車両、2) 産業機械他の二つに区分している。それらは独立した財務情報が入手可能であり、マネジメントによる経営資源の配分や業績の評価に使用されている。

セグメント情報作成上の会計方針は、当社の連結財務諸表を作成するために採用している会計方針と一致している。

セグメント利益は、売上高から売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いたものであり、マネジメントによる経営資源の配分や業績の評価に使用されている。各セグメント利益には、上級役員、経営企画、コーポレートファイナンス、人事、内部監査、IR、法務、広報に係る費用等の特定の全社共通費用や金融費用、並びに長期性資産や営業権の減損等、各セグメントに関連する特別な費用は含まれていない。

【事業の種類別セグメント情報】

2013年度

(百万円)

	建設機械・車両	産業機械他	計	消去又は全社	連結
売上高及びセグメント利益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,749,755	203,902	1,953,657	-	1,953,657
(2) セグメント間の内部売上高	2,505	5,275	7,780	7,780	-
計	1,752,260	209,177	1,961,437	7,780	1,953,657
セグメント利益	242,101	2,038	244,139	1,934	242,205
資産、減価償却費及び資本的支出					
資産	2,322,045	267,369	2,589,414	62,142	2,651,556
減価償却費	79,290	6,547	85,837	-	85,837
資本的支出	174,347	4,723	179,070	-	179,070

2014年度

(百万円)

	建設機械・車両	産業機械他	計	消去又は全社	連結
売上高及びセグメント利益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,761,391	217,285	1,978,676	-	1,978,676
(2) セグメント間の内部売上高	2,032	4,232	6,264	6,264	-
計	1,763,423	221,517	1,984,940	6,264	1,978,676
セグメント利益	227,272	16,257	243,529	2,552	240,977
資産、減価償却費及び資本的支出					
資産	2,472,244	252,078	2,724,322	74,085	2,798,407
減価償却費	93,794	6,872	100,666	-	100,666
資本的支出	186,726	5,998	192,724	-	192,724

セグメント別利益の合計額と税引前当期純利益との調整

	2013年度	2014年度
	百万円	百万円
セグメント別利益の合計額	244,139	243,529
消去又は全社	1,934	2,552
合計	242,205	240,977
長期性資産の減損	2,300	1,124
その他の営業収益	590	2,209
営業利益	240,495	242,062
受取利息及び配当金	3,898	3,266
支払利息	8,831	9,328
その他（純額）	6,494	74
税引前当期純利益	242,056	236,074

(注) 1. 事業の種類別セグメントに含まれる主要製品・事業内容は、次のとおりである。

a. 建設機械・車両事業セグメント

掘削機械、積込機械、整地・路盤用機械、運搬機械、林業機械、地下建設機械、資源リサイクル機械、産業車両、その他機械、エンジン、機器、鋳造品、物流関連

b. 産業機械他事業セグメント

鍛圧機械、板金機械、工作機械、防衛関連、温度制御機器、その他

2. セグメント間の取引は、独立企業間価格で行われている。

3. セグメント資産は、それぞれのセグメントの営業活動に使用されているものである。

全社資産は、主として、全社共通の目的で保有している現金及び現金同等物、市場性のある投資有価証券で構成されている。

4. 2013年度及び2014年度の減価償却費には、長期前払費用の償却費1,436百万円及び1,573百万円は含まれていない。

5. 2013年度及び2014年度のそれぞれのセグメント資産に含まれる長期性資産に関する減損は、次のとおりである。

	2013年度	2014年度
	百万円	百万円
建設機械・車両	1,893	404
産業機械他	407	720
合計	2,300	1,124

【地域別情報】

2013年度及び2014年度における地域別外部顧客に対する売上高は次のとおりである。

(百万円)

期別	日本	米州	欧州・CIS	中国	アジア (日本及び中国 除く)及び オセアニア	中近東及び アフリカ	連結
2013年度	434,999	575,620	198,803	187,705	392,822	163,708	1,953,657
2014年度	424,381	650,171	213,187	132,417	385,865	172,655	1,978,676

2013年度及び2014年度における所在国別外部顧客に対する売上高は次のとおりである。

(百万円)

期別	日本	米国	欧州・CIS	中国	その他の地域	連結
2013年度	645,474	546,267	213,256	168,441	380,219	1,953,657
2014年度	661,719	590,274	231,500	116,750	378,433	1,978,676

(注) 日本、米国及び中国以外に個別開示すべき重要な国はない。

2013年度及び2014年度において、開示すべき単一の外部顧客に対する売上高はない。

2013年度及び2014年度における所在国別有形固定資産は次のとおりである。

(百万円)

期別	日本	米国	欧州・CIS	その他の地域	連結
2013年度	389,590	134,421	32,116	111,220	667,347
2014年度	396,494	196,344	26,846	124,235	743,919

(注) 日本及び米国以外に個別開示すべき重要な国はない。

22. 貸借対照表補足情報

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の繰延税金及びその他の流動資産の内訳は次のとおりである。

	2014年3月31日 (百万円)	2015年3月31日 (百万円)
前払費用	5,005	6,139
短期貸付金		
関連会社	482	376
その他	21	18
計	503	394
繰延税金資産	50,210	55,613
その他	104,154	109,025
合計	159,872	171,171

2014年3月31日及び2015年3月31日現在の繰延税金及びその他の流動負債の内訳は次のとおりである。

	2014年3月31日 (百万円)	2015年3月31日 (百万円)
未払費用	90,543	103,322
繰延税金負債	180	256
その他	131,066	126,985
合計	221,789	230,563

2013年度及び2014年度の評価性引当金等の変動は次のとおりである。

	当期首残高 (百万円)	増加		減少 (百万円)	当期末残高 (百万円)
		当期原価・費用計上額 (百万円)	その他の勘定振替額 (百万円)		
貸倒引当金					
2013年度	17,994	2,138	30	699(注)1	19,463
2014年度	19,463	4,166	15	5,297(注)1	18,347
繰延税金資産に係る 評価性引当金					
2013年度	25,015	3,921	1,990	5,277(注)2	25,649
2014年度	25,649	475	1,407	2,808(注)2	24,723

(注) 1. 受取手形及び売掛金の回収や回収不能等による減少である。

2. 税務上の繰越欠損金の使用又は消滅等による減少である。

23. 損益計算書補足情報

2013年度及び2014年度における研究開発費及び広告宣伝費は次のとおりである。

なお、研究開発費及び広告宣伝費は発生時点で費用計上している。これらは連結損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費に含まれている。

	2013年度 (百万円)	2014年度 (百万円)
研究開発費	64,479	70,715
広告宣伝費	2,131	2,249

2013年度及び2014年度における販売費及び一般管理費に含まれている運送費及び荷造費は次のとおりである。

	2013年度 (百万円)	2014年度 (百万円)
運送費及び荷造費	41,219	46,589

2013年度及び2014年度において、当社及び一部の連結子会社が保有する有形固定資産及び償却対象無形固定資産の収益性の低下が見込まれ、その帳簿価額を将来のキャッシュ・フローでは回収できないと判断したことにより、長期性資産の減損をそれぞれ2,300百万円及び1,124百万円実施した。

2013年度及び2014年度におけるその他の営業収益の内訳は次のとおりである。

	2013年度 (百万円)	2014年度 (百万円)
固定資産売却益	4,820	5,022
固定資産売却損及び固定資産廃却損	4,708	3,309
その他	478	496
計	590	2,209

2013年度及び2014年度におけるその他の収益（費用）の内訳は次のとおりである。

	2013年度 (百万円)	2014年度 (百万円)
受取利息		
割賦販売	634	723
その他	1,720	1,254
受取配当金	1,544	1,289
支払利息	8,831	9,328
投資有価証券売却損益及び減損	1,701	1,446
為替差損益（純額）	1,733	1,354
その他	3,060	18
計	1,561	5,988

24. 重要な後発事象

当社グループは、2015年6月23日の有価証券報告書提出時点までの後発事象を評価したが、該当事項はない。

25. 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について

当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、米国会計基準に準拠している。

わが国の連結財務諸表原則及び連結財務諸表規則に準拠して作成する場合との主な相違点は次のとおりである。

連結対象範囲について

わが国の連結財務諸表は、実質支配力・影響力基準により連結対象範囲の判断を行っているが、米国会計基準に基づく連結財務諸表は、議決権にて判定を行う持株基準及び変動持分事業体の連結基準により連結対象範囲の判断を行っている。

会計処理基準について

a. 割賦販売繰延利益

わが国では割賦販売に係る利益の繰延は認められているが、当社の連結財務諸表では米国会計基準に従い、販売時に利益を認識し、割賦販売利益の繰延処理は行っていない。

b. 株式交付費

わが国では株式交付費は損益取引として発生時に費用処理が認められているが、当社の連結財務諸表では米国会計基準に従い、資本取引に伴う費用として資本剰余金の控除項目として処理している。

c. 退職給付会計

わが国では年金数理計算上の純損益の償却方法として、平均残存勤務期間内の一定の年数で償却することを求めているが、当社の連結財務諸表では米国会計基準に従い、回廊アプローチを採用している。

d. 企業結合及び営業権

わが国では営業権を一定期間で償却することが求められているが、米国会計基準では、営業権の償却を行わず、代わりに少なくとも各年度に1回の減損テストの実施を要求している。また、耐用年数が明らかではない無形固定資産についても償却を行わず、減損テストを行うことを要求している。

表示の方法等について

a. 利益準備金の表示

わが国では利益準備金はその他の剰余金とあわせて利益剰余金として記載されるが、当社の連結財務諸表では米国会計基準に従い、別建表示している。

b. 損益計算書の表示

わが国では当期純利益（純損失）については少数株主損益の次に記載されるが、当社の連結財務諸表では米国会計基準に従い、非支配持分に帰属する当期純利益（純損失）控除前の損益を当期純利益（純損失）とし、非支配持分に帰属する当期純利益（純損失）控除後の損益は当社株主に帰属する当期純利益（純損失）として非支配持分に帰属する当期純利益（純損失）の次に表示している。

c. 特別損益について

わが国では固定資産売却損益等は特別損益として表示されるが、当社のそれらの項目は米国会計基準のもとで特別損益として表示すべき項目に該当するものではないため、当社の連結財務諸表では特別損益の表示はない。

d. 賃貸等不動産について

わが国では賃貸等不動産の重要性が高い場合、その概要や連結貸借対照表計上額及び時価等の注記が必要であるが、当社の連結財務諸表において賃貸等不動産の総額に重要性がないため、注記を省略している。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

連結財務諸表に関する注記10「短期債務及び長期債務」参照。

【借入金等明細表】

連結財務諸表に関する注記10「短期債務及び長期債務」参照。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末現在の資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末現在の負債及び純資産合計の100分の1以下であるため、記載を省略している。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	460,221	942,552	1,436,625	1,978,676
税引前四半期(当期)純利益 (百万円)	61,347	123,596	180,248	236,074
当社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	37,683	77,986	116,513	154,009
1株当たり当社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (円)				
基本的	39.53	81.81	122.31	162.07
希薄化後	39.49	81.71	122.15	161.86

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益 (円)				
基本的	39.53	42.28	40.50	39.76
希薄化後	39.49	42.22	40.44	39.71

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2014年3月31日)	当事業年度 (2015年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	107,953	149,846
受取手形	336	951
売掛金	190,057	189,677
商品及び製品	37,643	49,988
仕掛品	37,825	34,716
原材料及び貯蔵品	3,111	2,734
前払費用	3,404	2,891
繰延税金資産	11,079	10,993
短期貸付金	66,303	68,514
未収入金	11,229	11,364
その他	1,021	917
貸倒引当金	375	382
流動資産合計	469,591	522,212
固定資産		
有形固定資産		
建物	72,219	81,051
構築物	13,023	14,373
機械及び装置	52,851	50,321
車両運搬具	652	694
工具、器具及び備品	8,439	9,426
レンタル用資産	64,302	67,033
土地	50,856	50,285
建設仮勘定	9,237	5,306
有形固定資産合計	271,583	278,493
無形固定資産		
ソフトウェア	8,685	9,720
その他	1,547	1,213
無形固定資産合計	10,233	10,934
投資その他の資産		
投資有価証券	53,661	60,602
関係会社株式	286,825	282,512
関係会社出資金	40,950	41,481
長期貸付金	25,263	13,977
長期前払費用	796	1,172
その他	8,965	7,684
貸倒引当金	1,600	1,531
投資損失引当金	10,210	4,138
投資その他の資産合計	404,652	401,760
固定資産合計	686,469	691,188
資産合計	1,156,060	1,213,401

(単位：百万円)

	前事業年度 (2014年3月31日)	当事業年度 (2015年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	8	1
買掛金	97,701	102,696
短期借入金	29,000	45,000
コマーシャル・ペーパー	48,000	64,000
1年内償還予定の社債	30,000	-
未払金	9,990	7,779
未払費用	19,466	19,678
未払法人税等	21,169	15,870
前受金	961	586
預り金	48,998	50,445
賞与引当金	8,624	9,300
役員賞与引当金	218	251
製品保証引当金	4,840	4,822
その他	2,894	3,235
流動負債合計	321,872	323,666
固定負債		
社債	60,000	80,000
長期借入金	51,000	26,000
繰延税金負債	5,475	7,106
製品保証引当金	208	276
退職給付引当金	30,542	33,982
その他	3,778	6,251
固定負債合計	151,004	153,616
負債合計	472,877	477,283
純資産の部		
株主資本		
資本金	70,120	70,120
資本剰余金		
資本準備金	140,140	140,140
その他資本剰余金	343	-
資本剰余金合計	140,483	140,140
利益剰余金		
利益準備金	18,036	18,036
その他利益剰余金		
特別償却準備金	448	557
固定資産圧縮積立金	14,626	15,254
別途積立金	210,359	210,359
繰越利益剰余金	241,170	297,651
利益剰余金合計	484,641	541,859
自己株式	41,821	51,533
株主資本合計	653,423	700,586
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	26,302	32,479
繰延ヘッジ損益	95	71
評価・換算差額等合計	26,397	32,550
新株予約権	3,361	2,981
純資産合計	683,183	736,118
負債純資産合計	1,156,060	1,213,401

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
売上高	757,766	789,867
売上原価	545,282	572,538
売上総利益	212,484	217,328
販売費及び一般管理費		
運搬費	24,600	26,132
給料及び手当	38,150	42,881
賞与引当金繰入額	3,953	4,397
役員賞与引当金繰入額	218	251
退職給付費用	2,613	2,899
減価償却費	8,101	9,557
研究開発費	48,762	53,994
その他	8,389	13,644
販売費及び一般管理費合計	118,010	126,468
営業利益	94,474	90,860
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	70,082	67,815
その他	4,121	10,571
営業外収益合計	74,203	78,387
営業外費用		
支払利息	1,388	983
その他	6,401	3,817
営業外費用合計	7,790	4,801
経常利益	160,887	164,446
特別利益		
土地売却益	1,342	1,947
抱合せ株式消滅差益	-	2,281
投資有価証券売却益	1,892	786
関係会社株式売却益	97	-
特別利益合計	3,331	5,551
特別損失		
土地売却損	56	12
減損損失	160	6
投資有価証券評価損	-	34
関係会社株式評価損	125	3,408
特別損失合計	342	3,462
税引前当期純利益	163,877	166,535
法人税、住民税及び事業税	27,255	29,895
法人税等調整額	2,744	2,205
法人税等合計	30,000	32,100
当期純利益	133,876	134,434

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金					利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	70,120	140,140	-	140,140	18,036	34	16,337	11	210,359	156,523	401,302
会計方針の変更による累積的影響額											-
会計方針の変更を反映した当期首残高	70,120	140,140	-	140,140	18,036	34	16,337	11	210,359	156,523	401,302
当期変動額											
特別償却準備金の積立						430				430	-
特別償却準備金の取崩						16				16	-
固定資産圧縮積立金の積立							53			53	-
固定資産圧縮積立金の取崩							1,765			1,765	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立								39		39	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩								51		51	-
剰余金の配当										50,538	50,538
当期純利益										133,876	133,876
自己株式の取得											
自己株式の処分			343	343							
自己株式の消却											
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	343	343	-	414	1,711	11	-	84,647	83,338
当期末残高	70,120	140,140	343	140,483	18,036	448	14,626	-	210,359	241,170	484,641

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	42,414	569,148	20,879	561	20,317	3,268	592,734
会計方針の変更による累積的影響額		-					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	42,414	569,148	20,879	561	20,317	3,268	592,734
当期変動額							
特別償却準備金の積立			-				-
特別償却準備金の取崩			-				-
固定資産圧縮積立金の積立			-				-
固定資産圧縮積立金の取崩			-				-
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立			-				-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩			-				-
剰余金の配当		50,538					50,538
当期純利益		133,876					133,876
自己株式の取得	31	31					31
自己株式の処分	624	967					967
自己株式の消却							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			5,423	657	6,080	92	6,173
当期変動額合計	593	84,275	5,423	657	6,080	92	90,448
当期末残高	41,821	653,423	26,302	95	26,397	3,361	683,183

当事業年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金					利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	70,120	140,140	343	140,483	18,036	448	14,626	-	210,359	241,170	484,641
会計方針の変更による累積的影響額										2,812	2,812
会計方針の変更を反映した当期首残高	70,120	140,140	343	140,483	18,036	448	14,626	-	210,359	238,358	481,828
当期変動額											
特別償却準備金の積立						186				186	-
特別償却準備金の取崩						78				78	-
固定資産圧縮積立金の積立							1,135			1,135	-
固定資産圧縮積立金の取崩							506			506	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立								393		393	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩								393		393	-
剰余金の配当										55,324	55,324
当期純利益										134,434	134,434
自己株式の取得											
自己株式の処分			384	384							
自己株式の消却			728	728						19,079	19,079
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	343	343	-	108	628	-	-	59,293	60,030
当期末残高	70,120	140,140	-	140,140	18,036	557	15,254	-	210,359	297,651	541,859

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	41,821	653,423	26,302	95	26,397	3,361	683,183
会計方針の変更による累積的影響額		2,812					2,812
会計方針の変更を反映した当期首残高	41,821	650,611	26,302	95	26,397	3,361	680,370
当期変動額							
特別償却準備金の積立		-					-
特別償却準備金の取崩		-					-
固定資産圧縮積立金の積立		-					-
固定資産圧縮積立金の取崩		-					-
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		-					-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		-					-
剰余金の配当		55,324					55,324
当期純利益		134,434					134,434
自己株式の取得	30,027	30,027					30,027
自己株式の処分	508	892					892
自己株式の消却	19,807	-					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			6,177	24	6,152	380	5,772
当期変動額合計	9,711	49,975	6,177	24	6,152	380	55,747
当期末残高	51,533	700,586	32,479	71	32,550	2,981	736,118

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品は個別法による原価法、原材料及び貯蔵品は総平均法による原価法である。

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により行っている。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により行っている。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法

なお、リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 投資損失引当金

国内及び海外の非上場会社への投資に係る損失に備えるため、投資先の資産内容及び所在地国の為替相場の変動等を勘案して計上している。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の当期費用負担分を計上している。この計上額は支給見込額に基づき算定したものである。

(4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の当期費用負担分を計上している。この計上額は支給見込額に基づき算定したものである。

(5) 製品保証引当金

製品販売後のアフターサービス費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき必要額を計上している。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき当期末において発生している額を計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。また、過去勤務費用は、その発生事業年度において費用処理している。数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしている。

5. 収益及び費用の計上基準

売上高は原則として、国内は客先納入時に、輸出は船積完了時に販売価格の総額を計上している。また、据付工事を要する大型機械等は、据付完了時に売上高を計上している。

6. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜処理によっている。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年(2012年)5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年(2015年)3月26日。)を当期より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当期の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減している。

この結果、当期の期首の繰越利益剰余金が2,812百万円減少している。また、当期の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ275百万円増加している。

なお、当期の1株当たり純資産額は2円85銭減少し、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額はそれぞれ、0円14銭及び0円13銭増加している。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

	第145期 (2014年3月31日)	第146期 (2015年3月31日)
短期金銭債権	229,368百万円	230,392百万円
短期金銭債務	67,662百万円	67,017百万円
長期金銭債権	25,263百万円	14,733百万円

2 偶発債務

	第145期 (2014年3月31日)	第146期 (2015年3月31日)
関係会社及び協力企業の金融機関借入金等に対する債務保証残高	48,160百万円	55,164百万円
従業員の金融機関借入金(住宅融資)に対する債務保証残高	1,603百万円	1,395百万円
関係会社の社債に対するキープウェル契約残高	117,760百万円	113,904百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

関係会社との取引高は次のとおりである。

	第145期 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	第146期 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
売上高	593,829百万円	614,624百万円
仕入高	140,153百万円	135,105百万円
営業取引以外の取引高	75,586百万円	75,616百万円

2 抱合せ株式消滅差益

当社の子会社であるコマツディーゼル(株)を吸収合併したことに伴い計上したものである。

(株主資本等変動計算書関係)

第145期(自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	983,130	-	-	983,130
合計	983,130	-	-	983,130

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2013年6月19日 定時株主総会	普通株式	22,879	24	2013年3月31日	2013年6月20日
2013年10月28日 取締役会	普通株式	27,658	29	2013年9月30日	2013年11月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2014年6月18日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案している。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2014年6月18日 定時株主総会	普通株式	27,658	利益剰余金	29	2014年3月31日	2014年6月19日

第146期（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（千株）	当事業年度 増加株式数（千株）	当事業年度 減少株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式（注）	983,130	-	11,162	971,967
合計	983,130	-	11,162	971,967

（注） 普通株式の発行済株式の株式数の減少11,162千株は、自己株式の消却によるものである。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2014年6月18日 定時株主総会	普通株式	27,658	29	2014年3月31日	2014年6月19日
2014年10月31日 取締役会	普通株式	27,665	29	2014年9月30日	2014年12月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2015年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案している。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2015年6月24日 定時株主総会	普通株式	27,344	利益剰余金	29	2015年3月31日	2015年6月25日

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式（第146期（2015年3月31日）の貸借対照表計上額 子会社株式280,344百万円 関連会社株式2,168百万円、第145期（2014年3月31日）の貸借対照表計上額 子会社株式284,656百万円 関連会社株式2,168百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していない。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第145期 (2014年3月31日)	第146期 (2015年3月31日)
(繰延税金資産)		
製品保証引当金	1,789百万円	1,674百万円
たな卸資産	521	564
未払事業税	2,013	1,468
賞与引当金	3,056	3,058
退職給付引当金	8,533	9,514
投資損失引当金	3,618	1,336
減損損失	3,292	2,874
投資有価証券・関係会社株式	5,689	6,539
減価償却超過額	2,504	2,063
貸倒引当金繰入超過額	648	599
その他	7,233	7,508
繰延税金資産小計	38,901	37,203
評価性引当額	10,092	9,547
繰延税金資産合計	28,809	27,656
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	8,204	7,345
その他有価証券評価差額金	13,550	14,682
その他	1,449	1,741
繰延税金負債合計	23,205	23,769
繰延税金資産の純額	5,603	3,887

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第145期 (2014年3月31日)	第146期 (2015年3月31日)
法定実効税率	37.8%	35.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	15.1	14.2
外国税額控除	0.2	0.2
評価性引当額	0.3	0.3
試験研究費税額控除	3.7	3.1
税率変更による期末繰延税金資産減額修正	0.6	0.9
その他	1.6	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.3	19.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年(2015年)法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年(2015年)法律第2号)が2015年3月31日に公布され、2015年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.44%から2015年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.89%に、2016年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.12%となる。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は92百万円減少し、法人税等調整額が1,463百万円、その他有価証券評価差額金が1,367百万円、繰延ヘッジ損益が2百万円、それぞれ増加している。

(重要な後発事象)

第146期(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

該当事項なし。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	72,219	14,012	966	4,213	81,051	102,655
	構築物	13,023	2,526	115	1,061	14,373	25,887
	機械及び装置	52,851	9,564	1,361	10,732	50,321	194,100
	車両運搬具	652	370	71	256	694	2,321
	工具、器具及び備品	8,439	5,111	234	3,889	9,426	61,943
	レンタル用資産	64,302	23,593	10,397 (18)	10,465	67,033	19,879
	土地	50,856	209	781 (6)	-	50,285	-
	建設仮勘定	9,237	35,898	39,829	-	5,306	-
	計	271,583	91,287	53,757 (24)	30,620	278,493	406,789
無形固定資産	ソフトウェア	8,685	4,598	28	3,535	9,720	-
	その他	1,547	10	0	344	1,213	-
	計	10,233	4,609	28	3,879	10,934	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで減損損失の計上額である。

2. 建物の増加は、石川県において組立工場及び栃木県において補給センタの建設をしたこと等によるものである。

3. レンタル用資産の増加は、他社への賃貸を目的として所有する建設機械等の増加によるものである。なお、建設仮勘定の増加は、主にレンタル用資産の増加によるものである。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1,975	393	454	1,914
投資損失引当金	10,210	-	6,072	4,138
賞与引当金	8,624	9,300	8,624	9,300
役員賞与引当金	218	294	261	251
製品保証引当金	5,048	5,098	5,048	5,098

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) 【その他】

特記事項なし。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日(中間配当) 3月31日(期末配当)
1単元の株式数(注1)	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.komatsu.co.jp/
株主に対する特典(注2)	長期保有株主への感謝品進呈 (1)対象株主 基準日(毎年3月31日)現在の株主名簿上で、当社株式を3単元(300株)以上保有し、かつ、基準日現在において、保有期間が3年以上(*)となる株主 *「保有期間が3年以上」の対象となる株主は、毎年3月31日および9月30日現在の株主名簿に、同一株主番号で、基準日を含めて7回以上連続して当社株式を保有していたと記載されている方 (2)感謝品内容 コマツ製品の「オリジナルミニチュア(非売品)」 対象となる株主1名に対し、感謝品1個を進呈

(注1) 当社定款の定めにより、株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の売渡しを請求する権利

(注2) 初回のみ「基準日(2014年9月30日)現在の株主名簿上で、当社株式を3単元(300株)以上保有し、かつ、基準日現在において、保有期間が3年以上となる株主」に進呈した。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社に親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第145期(自 2013年4月1日 至 2014年3月31日) 2014年6月17日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

第141期(自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)の有価証券報告書の訂正報告書及び確認書 2015年3月13日関東財務局長に提出。

第142期(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)の有価証券報告書の訂正報告書及び確認書 2015年3月13日関東財務局長に提出。

第143期(自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)の有価証券報告書の訂正報告書及び確認書 2015年3月13日関東財務局長に提出。

第144期(自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)の有価証券報告書の訂正報告書及び確認書 2015年3月13日関東財務局長に提出。

第145期(自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)の有価証券報告書の訂正報告書及び確認書 2015年3月13日関東財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2014年6月17日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

第146期第1四半期(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日) 2014年8月7日関東財務局長に提出。

第146期第2四半期(自 2014年7月1日 至 2014年9月30日) 2014年11月11日関東財務局長に提出。

第146期第3四半期(自 2014年10月1日 至 2014年12月31日) 2015年2月10日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書である。 2014年7月11日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書の訂正報告書

2014年7月11日提出の臨時報告書(新株予約権の発行)に係る訂正報告書である。 2014年8月1日関東財務局長に提出。

(7) 発行登録書及びその添付書類

2014年11月21日関東財務局長に提出。

(8) 訂正発行登録書

2015年2月10日関東財務局長に提出。
2015年3月13日関東財務局長に提出。

(9) 自己株券買付状況報告書

2014年12月15日関東財務局長に提出。
2015年1月15日関東財務局長に提出。
2015年2月13日関東財務局長に提出。
2015年3月13日関東財務局長に提出。
2015年4月15日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2015年6月23日

株式会社小松製作所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 袖 川 兼 輔 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 紳 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小松製作所の2014年4月1日から2015年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結純資産計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表に関する注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則」第3項の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結財務諸表の注記事項1参照）に準拠して、株式会社小松製作所及び連結子会社の2015年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社小松製作所の2015年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社小松製作所が2015年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管している。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

2015年6月23日

株式会社小松製作所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 洋 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 袖 川 兼 輔 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 紳 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小松製作所の2014年4月1日から2015年3月31日までの第146期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小松製作所の2015年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管している。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていない。